

第3期西海市地域福祉計画

第3期西海市地域福祉活動計画



左：第2西海橋 右：令和2年12月 国の重要文化財に指定された西海橋

令和3年3月



西海市



社会福祉
法人

西海市社会福祉協議会

ごあいさつ



このたび、本市では、令和2年度に計画最終年度を迎える「第2期西海市地域福祉計画」を見直し、更なる地域福祉の推進を図るため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期西海市地域福祉計画」を策定いたしました。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化等により地域のつながりが希薄化する中で、「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」を進めていくためには、地域住民や社会福祉関係者が相互に連携・協力し、複雑化・多様化する様々な福祉課題に取り組むことが重要になっています。

このような中、本市では平成27年度に策定した「第2期西海市地域福祉計画」に基づき、共通の基本理念のもと、地域福祉を支える関係地域団体の支援や各種相談支援体制の充実等、地域における福祉施策の推進に努めてまいりました。

この地域福祉計画は、「西海市総合計画」を上位計画とし、保健福祉に関する「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」などの分野別計画を横断的につなげ、その他関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくることを目的としております。

今回、第3期計画の策定に当たり、市民意識調査等の実施と併せ、これまでの行政による福祉施策の推進状況や市民、関係機関の取組など、第2期計画の進捗の確認・評価を基に、地域福祉推進会議でご協議をいただきながら策定に当たりました。

また、新しい取組として、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定に当たり、「情報の共有」、「意見交換」等、積極的に連携を行い、市、社会福祉協議会、市民の皆様のそれぞれの役割、取組を明示するなど、二つの計画を統合し、一つの計画書としてまとめることができました。

将来像として掲げる「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」の実現に向け、市民の皆様と協働し、地域福祉の推進になお一層努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました西海市地域福祉推進会議委員の皆様方並びに、市民意識調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました多くの市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げ、第3期西海市地域福祉計画策定に当たってのごあいさつといたします。

令和3年3月

西海市長 杉澤 泰彦

ごあいさつ



近年の少子高齢化、核家族化の進展により、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。さらに社会構造の変化や地域における生活課題の複雑化や多様化、大規模な自然災害の発生など、地域のコミュニティや住民同士のつながりの重要性が高まる中、地域住民の更なる地域福祉推進への理解と参画が必要となっています。

西海市もひとり暮らし高齢者や要配慮者の見守り、少子化に伴う子育て支援体制の問題、そして災害発生時の備えなど、課題が山積しています。

本会では、こうした地域の課題に対し、市民の皆様やボランティア団体、NPO、福祉関係者などの地域福祉に関わる人々が一体となり、地域の福祉力向上と多様化する生活課題への対応のため、令和3年度から5年間の「第3期西海市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今回、新しい取組として、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定に当たり、情報の共有や意見交換等を積極的に行い連携することで、二つの計画の基本理念と基本目標の共通化を図りました。また、地域福祉の推進における住民、市、社会福祉協議会のそれぞれの役割や取組について一步踏み込んだ形で表現したことで、市民の皆様の理解が深まり、地域福祉活動のつながりが広がることを願っています。

この計画は、平成28年度から令和2年度までの「第2期西海市地域福祉活動計画」の実績を踏まえ、市民の皆様やボランティア団体、NPO、福祉関係者、行政などと協働しながら、地域課題の解決に向けて取り組むことにより、みんなで安心して暮らせるまちをつくることを目指した計画です。

本会では、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命として、地域の福祉力向上と多様化する生活課題への対応ができるよう、目標とする将来像「みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい」の実現に向け、市民の皆様と協働し、地域福祉の推進になお一層努めてまいります。

結びに、この地域福祉活動計画の策定にご尽力いただきました地域福祉活動計画策定評価委員会の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、市民意識調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます、第3期西海市地域福祉活動計画策定に当たってのごあいさつといたします。

令和3年3月

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の趣旨と背景	2
3. 各計画の位置づけ	3
4. 計画期間	8
5. 計画の策定体制	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1. 統計データからみた西海市の状況	9
2. 西海市の保健・医療・福祉の状況	14
3. アンケート調査結果の概要	32
4. 関係団体ヒアリング調査結果の概要	48
5. 第2期計画の評価	51
第3章 計画の基本理念と基本目標	53
1. 目標とする将来像	53
2. 共通基本理念	55
3. 共通基本目標	56
4. 重点戦略	57
5. 共通施策の体系	60
第4章 施策・活動計画の展開	62
基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して	62
基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して	80
基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して	86
基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して	101
第5章 計画の推進に向けて	104
1. 協働による計画の推進	104
2. 計画の進行管理	106
資料編	107
1. 西海市地域福祉推進会議設置条例	107
2. 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定評価 委員会設置要綱	109
3. 策定の経緯	111
4. 西海市地域福祉推進会議委員名簿	113
5. 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会委員名簿	114
6. 用語解説	115
7. 第2次西海市総合計画における細施策番号	117

第1章 計画策定に当たって

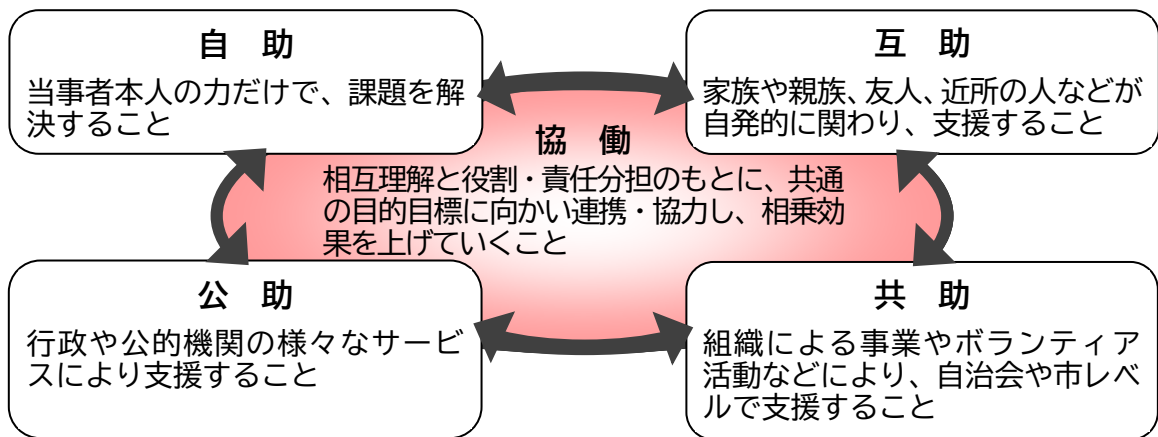
1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、行政など、地域に関わるあらゆる主体が連携し、地域におけるつながりを強め、お互いに助け合いながら、地域の生活課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

「地域福祉」の推進に当たっては、住民自身の努力による「自助」、住民同士の相互扶助による「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政や社会福祉協議会などが取り組む「公助」、そして、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要となります。

また、社会福祉法においても、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

自助、互助、共助、公助のイメージ図



(地域福祉の推進)
第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画策定の趣旨と背景

我が国では人口減少社会が到来し、少子高齢化の進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、家族形態の変化等、社会構造の変化が進んでいます。そうした中で、人と人とのつながり・きずなが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になることで、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れつつあり、孤独死や虐待の増加、貧困問題など、地域における生活課題はますます複雑化・多様化してきています。一方、近年では、大規模な自然災害が各地で発生し、地域コミュニティの重要性や地域のつながりの重要性が再認識されています。

このような背景の中で、地域で住民が安心して自立した生活を送るためには、地域における生活課題や福祉ニーズ等を早期に把握し、適切に対応することが重要です。そのため、公的な福祉サービスでの対応を基本としつつも、一方で地域住民や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携・協働して問題解決に当たり、地域で支え合う力を強化し、様々な生活課題に柔軟に対応できる仕組みを構築していくことが求められています。

国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、全ての人が地域・暮らし・生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等の推進が明示されました。また、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化され、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

西海市（以下「本市」という。）並びに西海市社会福祉協議会では、平成28年3月に「第2期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」「みんなが安心して暮らせるまち」をそれぞれの目標とする将来像に位置づけ、各種施策・地域福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めてきました。「第2期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和2年度で最終年度となることから、更なる地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行い、「第3期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

3. 各計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて市町村が策定する「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を目指すことが規定されています（社会福祉法第 4 条第 2 項）。

また、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制による、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されています（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項）。

さらに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるとともに、市町村による「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました（社会福祉法第 107 条）。

（地域福祉の推進）

第四条

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

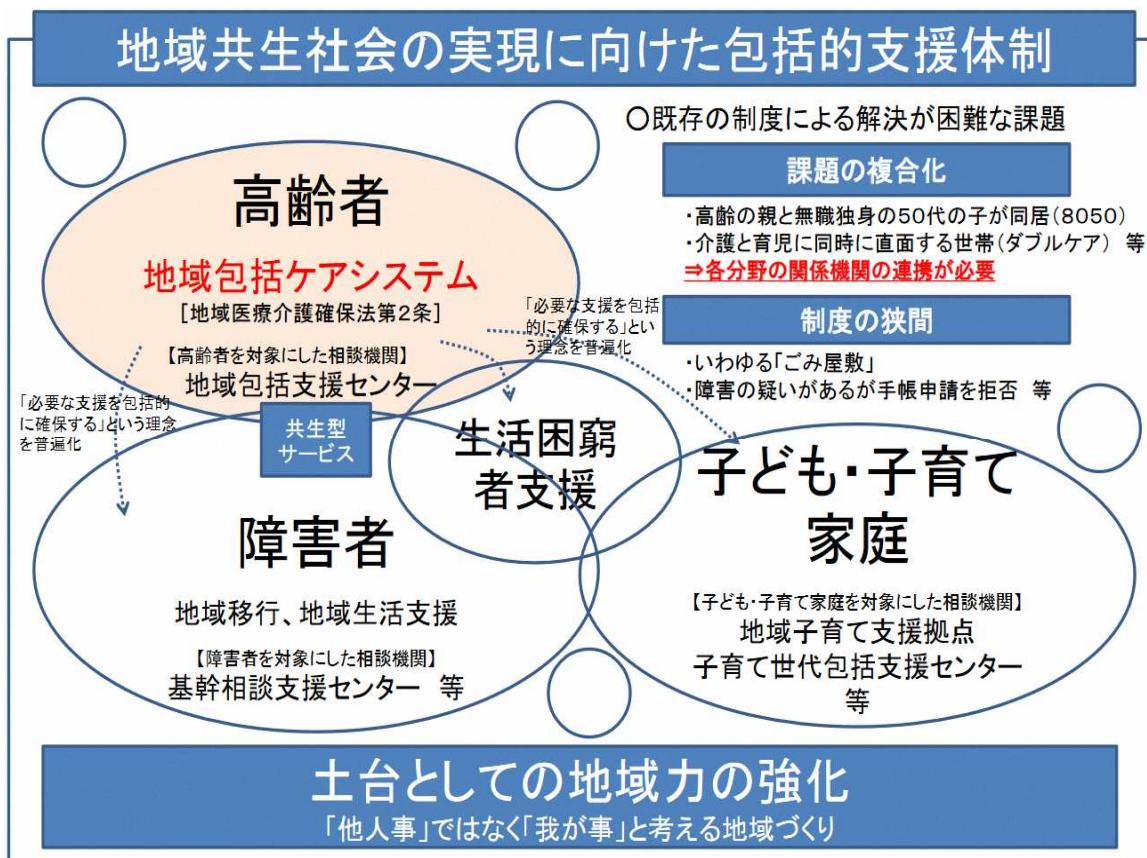
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム*」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものです。

今後も、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様な福祉ニーズや、地域生活課題の複雑化・多様化に柔軟に対応できる地域支援体制づくりを推進し、連携・調整の強化を図るため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった区別のない、全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築していくことが必要となっています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図



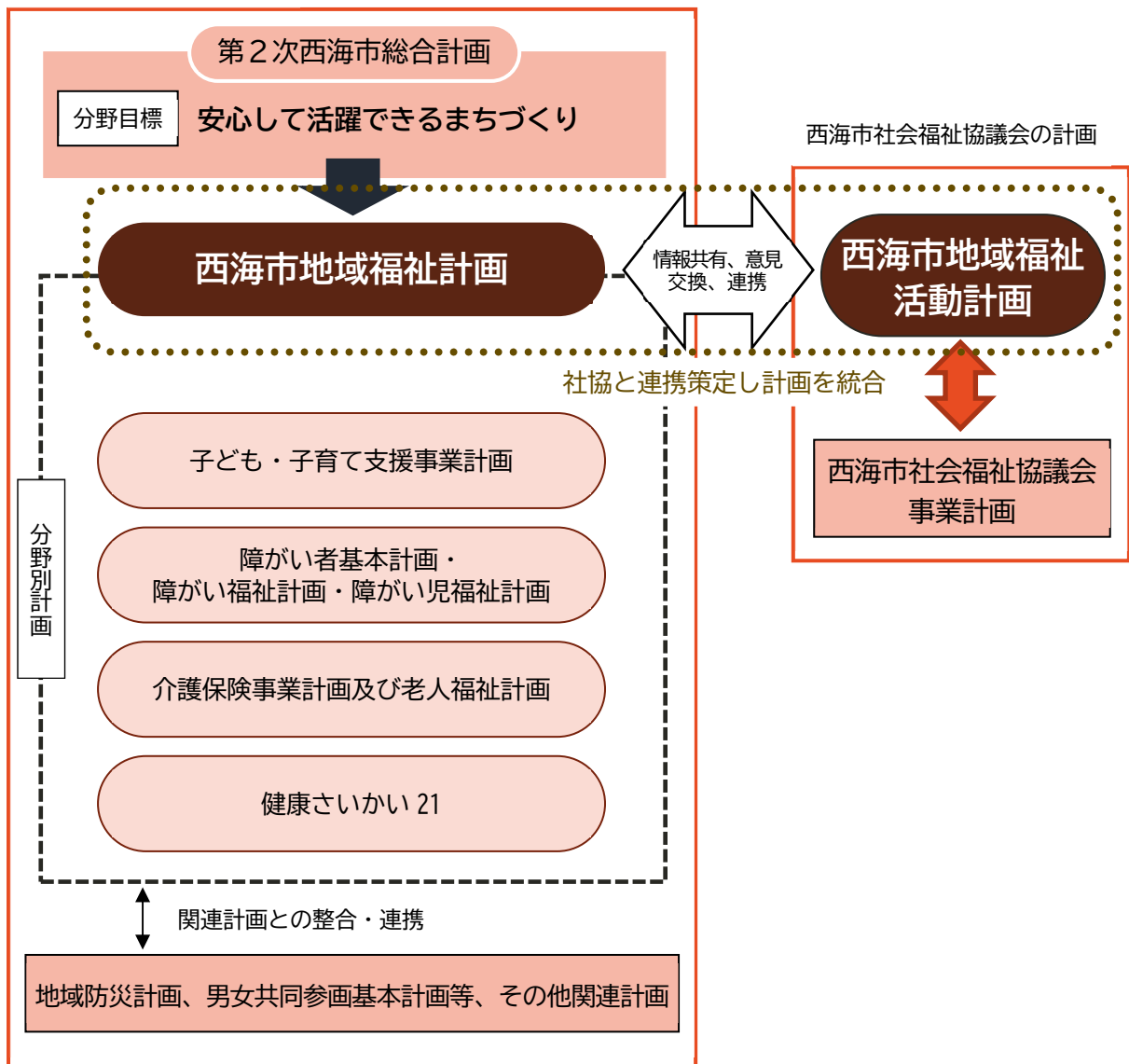
資料：厚生労働省作成資料

(2) 他の計画との関連

本計画は、本市の「第2次西海市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、市民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

西海市の計画



(3) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、「地域住民」、「地域で社会福祉活動を行う者」、「社会福祉事業を経営する者」が担い手となり、相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。実践的な活動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたものです。

西海市社会福祉協議会では、これまでも多くの地域住民やボランティア団体、NPO、福祉関係者などに協力をいただきながら地域福祉の推進に努めてまいりました。しかしながら、社会構造の変化や地域における生活課題の複雑化や多様化、近年の大規模な自然災害の発生など、地域のコミュニティや住民同士のつながりの重要性が高まる中、地域住民の更なる地域福祉推進への理解と参画が必要となっています。本計画では、その目標と取組について方向を定めています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護*事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(4) SDGs の理念

SDGs (エス ディー ジーズ) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化化する



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する

(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携した策定

市が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりや基盤づくりの計画です。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、参画と協働を具体的に進める活動計画であり、両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、両計画の整合性を図って策定することが必要です。

本市では、本計画の策定における新しい取組として、市・社会福祉協議会の共同作業により「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を連携的に策定しました。これにより、地域福祉の推進における市民・市・社会福祉協議会それぞれの役割や市民自らの取組について理解が深まると考えています。

4. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第2期計画		第3期西海市 地域福祉計画・地域福祉活動計画					次期計画		
	計画 策定					計画 策定			
第2次西海市総合計画 (前期基本計画)			第2次西海市総合計画(後期基本計画)				次期計画		

5. 計画の策定体制

地域福祉は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが自分の住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるように、住民の声を十分に反映させながら地域が一体となって推進する必要があります。そのため、住民等のニーズや課題を十分に把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であり、本計画の策定に当たっては、18歳以上の住民に対するアンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や生活課題の把握を行いました。また、地域において福祉活動に取り組んでいる団体に対し、ヒアリング調査を行い、活動内容や他団体との交流・連携における状況などの把握を行いました。さらに、「地域福祉計画」において幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

これらの結果を踏まえながら、学識経験者や福祉関係団体及び地域活動団体等の代表者で構成された「西海市地域福祉推進会議」及び「地域福祉活動計画策定評価委員会」において、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただき、検討・策定を進めました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

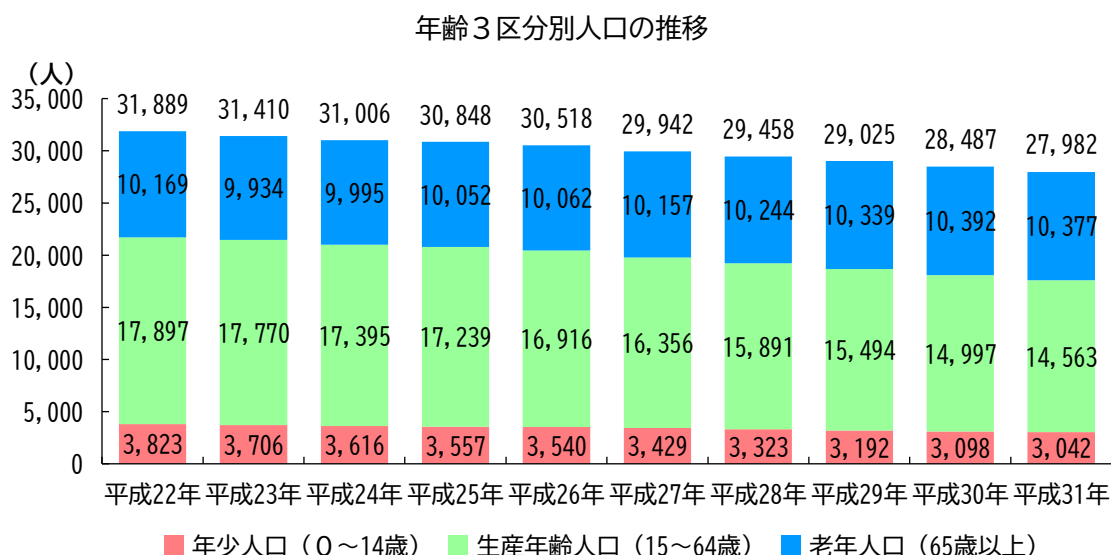
1. 統計データからみた西海市の状況

(1) 人口の状況

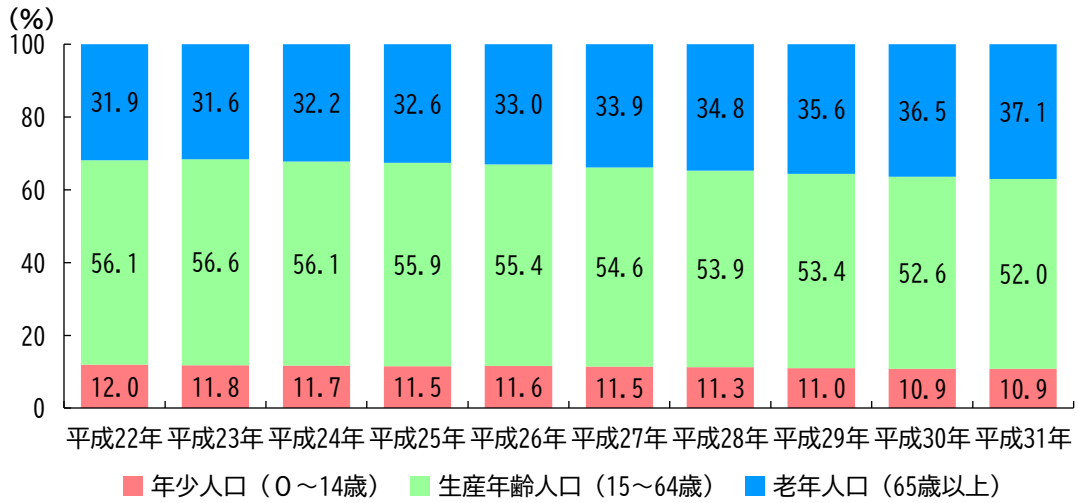
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成22年の31,889人から平成31年は27,982人と、3,907人減少しています。

年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いているのに対して、老年人口（65歳以上）は、平成24年以降、増加傾向となっています。

また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が低下傾向であるのに対して、老年人口（65歳以上）は平成24年以降上昇が続いており、平成31年は37.1%となっています。



年齢3区分別人口構成比の推移



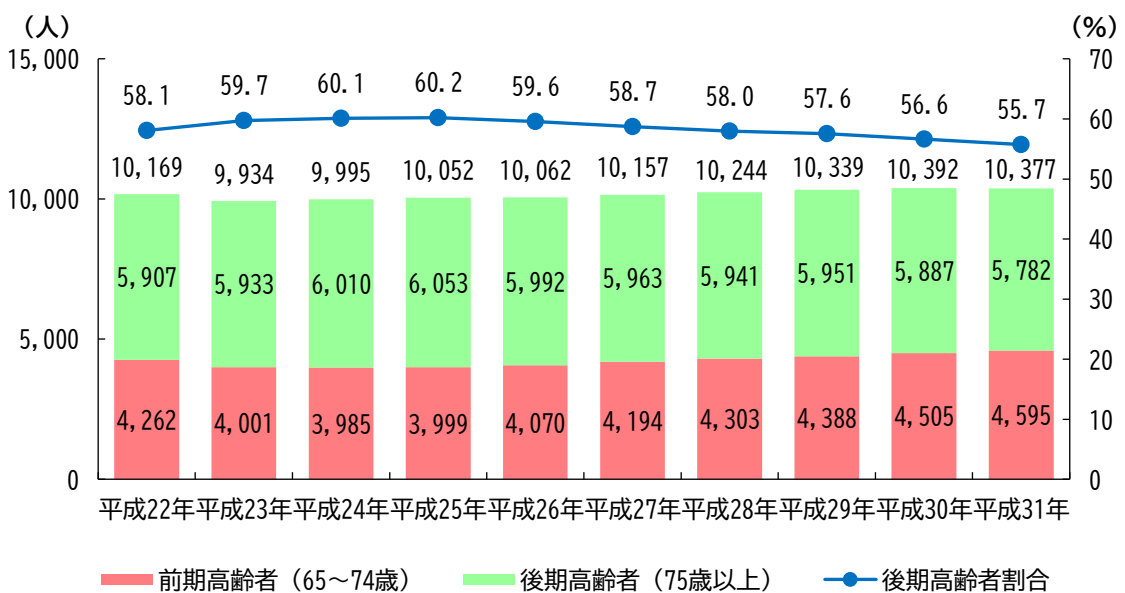
資料：住民基本台帳人口
(平成25年以前は各年3月31日現在、平成26年以降は各年1月1日現在)

(2) 高齢者の状況

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者数は平成25年以降増加が続いていますが、後期高齢者数は減少傾向となっています。このため、高齢者人口に占める後期高齢者の割合も低下傾向となっており、平成31年は55.7%となっています。

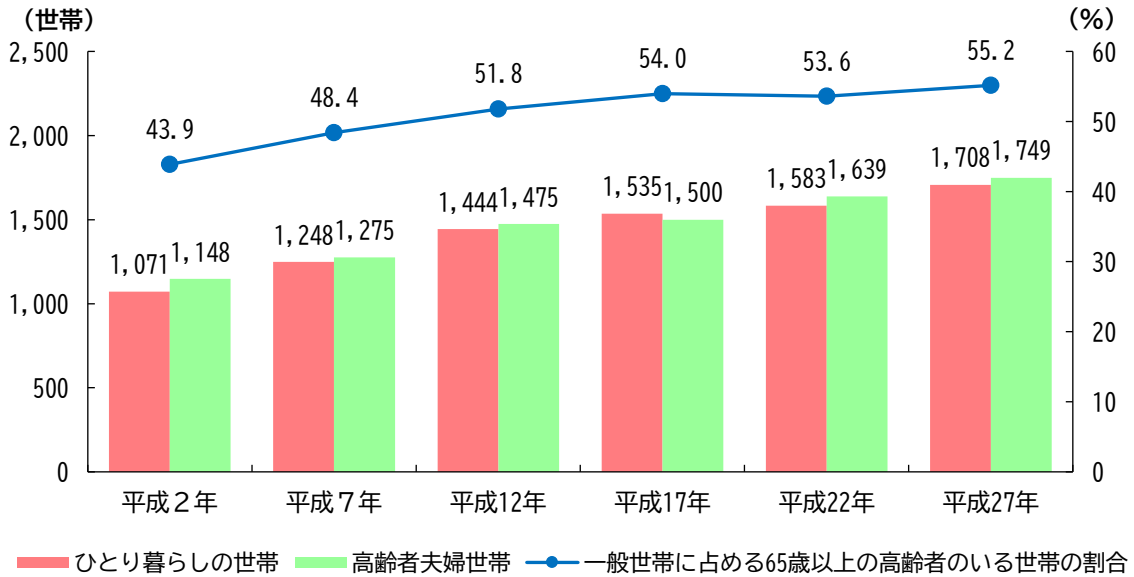
高齢者世帯の推移をみると、ひとり暮らしの世帯、高齢者夫婦世帯はともに、増加が続いており、一般世帯に占める65歳以上の高齢者のいる世帯の割合も平成2年は43.9%でしたが、平成27年には55.2%となっています。

高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳人口
(平成25年以前は各年3月31日現在、平成26年以降は各年1月1日現在)

高齢者世帯の推移



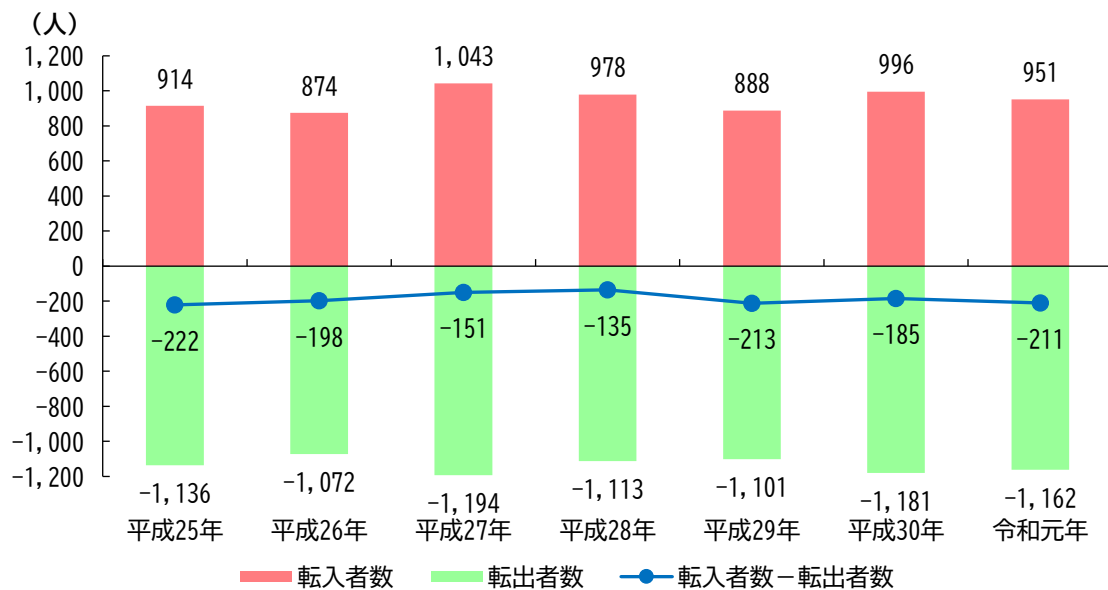
資料：国勢調査

(3) 社会動態の状況

① 転入・転出の状況

転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数、転出者数ともに年による増減があり、転入者数は900人前後、転出者数は1,100人前後で推移しています。また、転入者数よりも転出者数が上回る社会減の状態が続いており、令和元年の転入者数と転出者数の差は、-211人となっています。

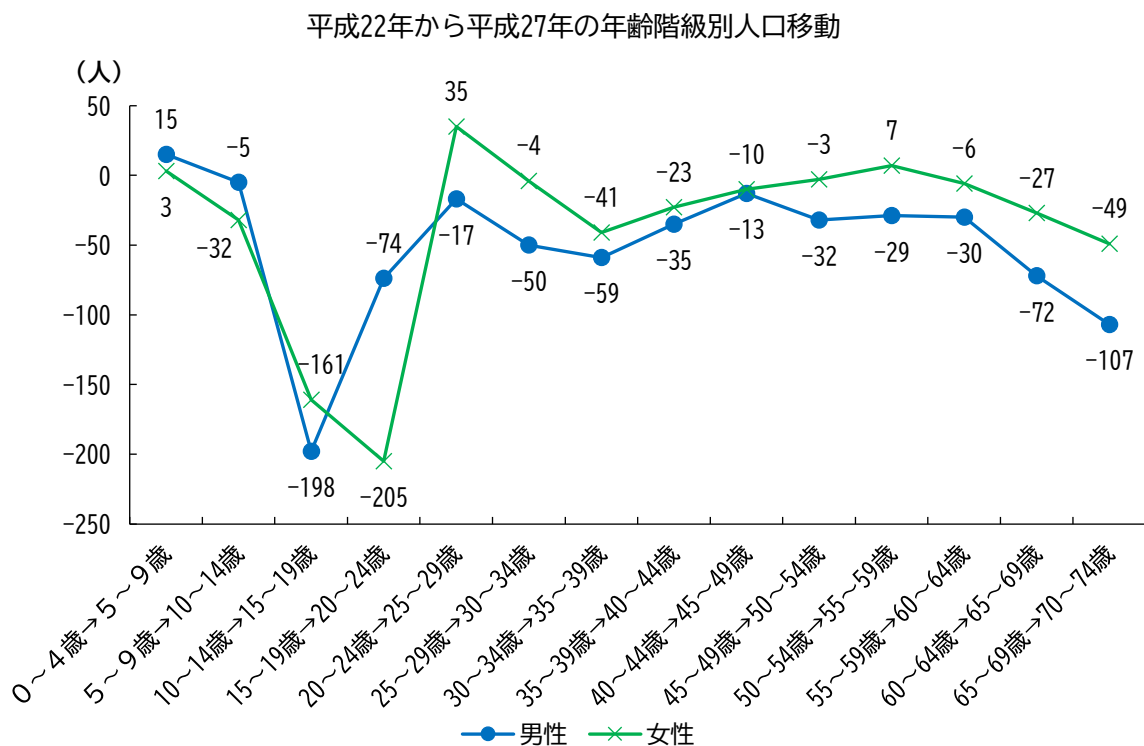
転入者数及び転出者数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

②性別・年齢階級別の人口移動の状況

平成22年から平成27年の人口移動について、男性は「0～4歳→5～9歳」を除く年齢階級で減少しており、特に「10～14歳→15～19歳」の人口減少が大きくなっています。女性は「0～4歳→5～9歳」「20～24歳→25～29歳」「50～54歳→55～59歳」を除く年齢階級で減少しており、特に「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」の若年層の人口減少が大きくなっています。



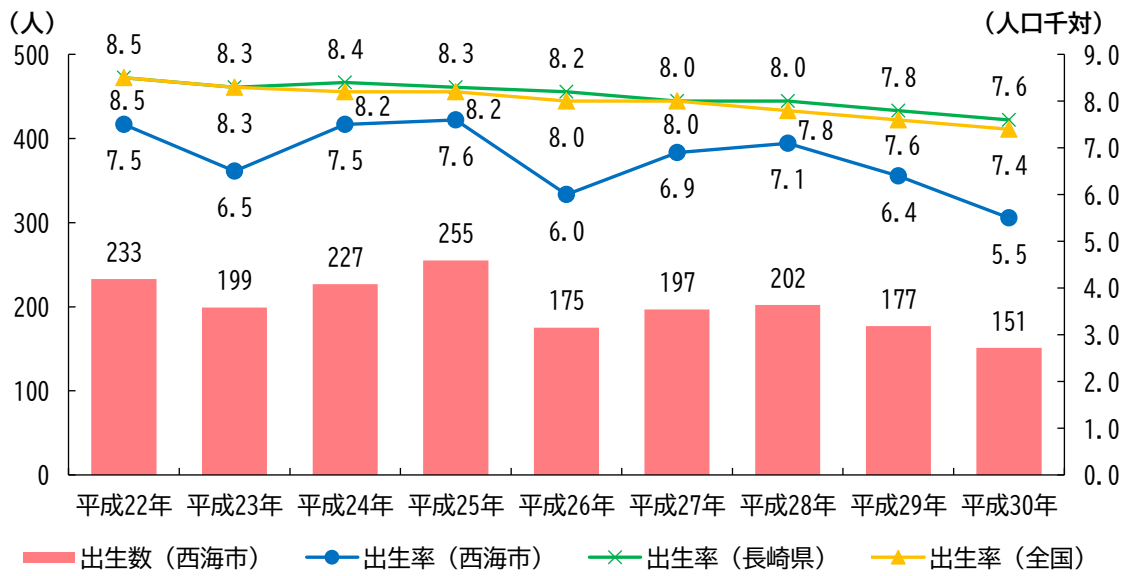
出典：国勢調査

(4) 出生の状況

出生数及び出生率の推移をみると、出生数は年による増減があり、平成22年以降、最も多いのは平成25年の255人で、最も少ないのは平成30年の151人となっています。また、出生率は、いずれの年も長崎県や全国を下回って推移しています。

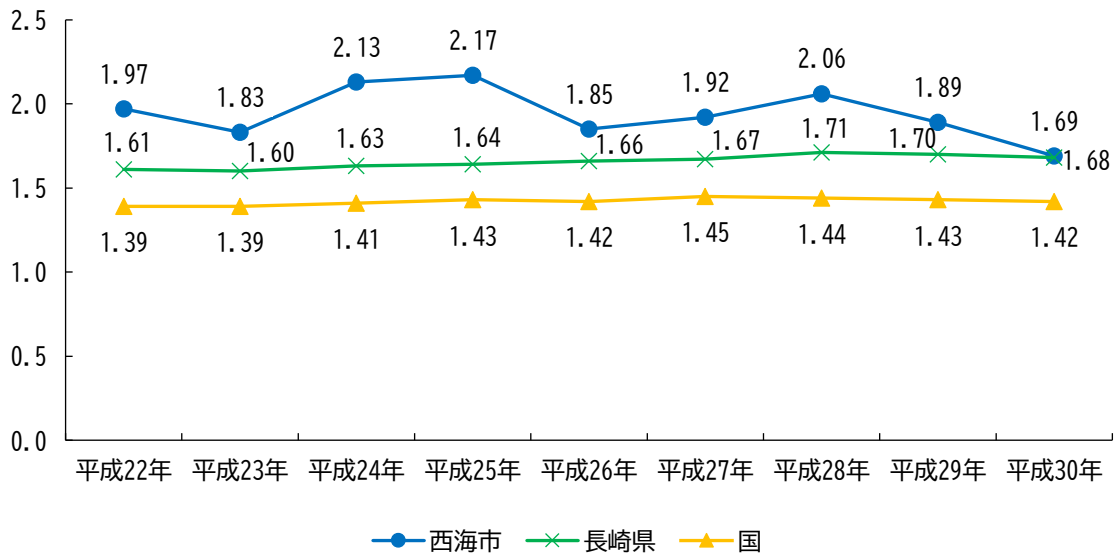
合計特殊出生率*の推移をみると、おおむね長崎県や全国を上回って推移していますが、平成30年は、長崎県とほぼ同率の1.69となっています。

出生数及び出生率の推移



資料：人口動態統計、長崎県衛生統計年報

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、長崎県衛生統計年報

2. 西海市の保健・医療・福祉の状況

(1) 母子健康手帳交付の状況

母子健康手帳交付の推移をみると、平成28年度以降、第1子の割合が上昇し、逆に第2子の割合が低下傾向となっており、令和元年度は第1子が34.0%と最も高く、次いで第2子が31.2%となっています。また、第3子以上の合計は、いずれの年も30%を超えています。

母子健康手帳交付の推移

単位：人

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
第1子	76	34.5%	51	27.7%	53	32.5%	58	33.7%	48	34.0%
第2子	74	33.6%	68	37.0%	56	34.4%	61	35.5%	44	31.2%
第3子	56	25.5%	50	27.2%	35	21.5%	36	20.9%	37	26.2%
第4子	8	3.6%	11	6.0%	13	8.0%	15	8.7%	9	6.4%
第5子以上	6	2.7%	4	2.2%	6	3.7%	2	1.2%	3	2.1%
計	220		184		163		172		141	

資料：西海市こども課

(2) 要介護（要支援）認定者の状況

第1号被保険者における要介護（要支援）認定者の推移をみると、平成27年度以降、認定者数は減少傾向であり、認定率も低下傾向となっています。

要介護（要支援）認定者の推移

単位：人

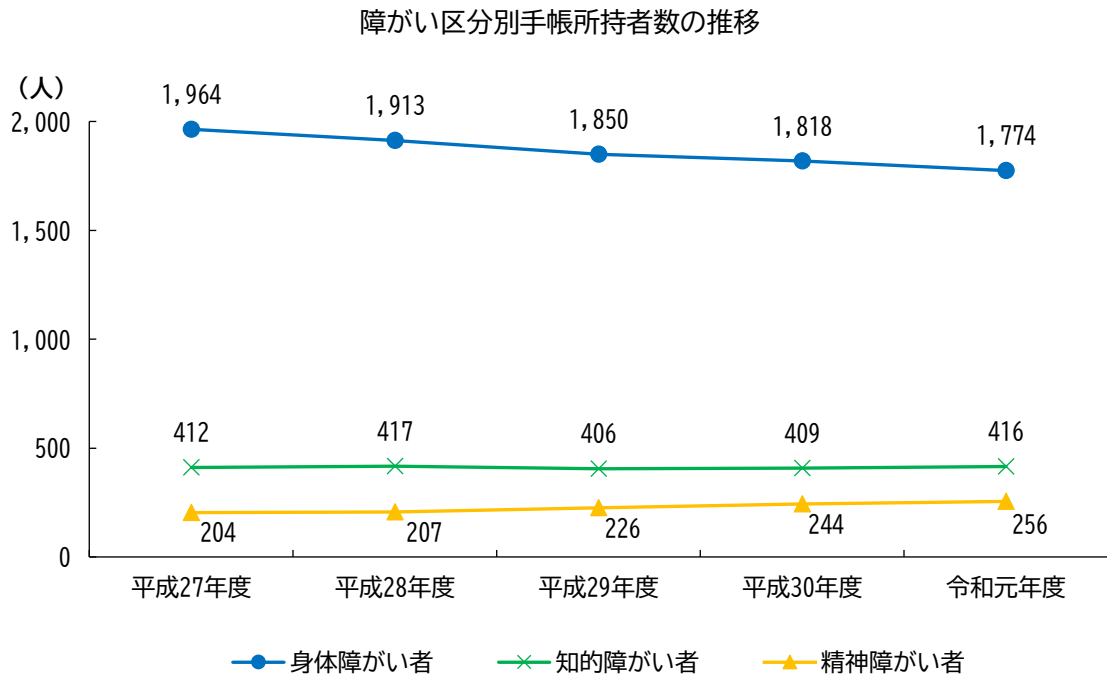
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数	10,278	10,346	10,409	10,412	10,419
要介護認定者数	2,246	2,126	2,086	2,088	2,063
要介護認定率	21.85%	20.55%	20.04%	20.05%	19.80%

資料：西海市長寿介護課

(3) 障害者手帳所持者等の状況

①手帳所持者数

障がい区分別手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者は減少が続き、知的障がい者はほぼ横ばいで推移していますが、精神障がい者は増加が続いています。また、手帳所持者に占める割合は、身体障がい者は7割を超えています。また、低下が続いているのに対して、知的障がい者及び精神障がい者は、わずかながら上昇傾向となっています。



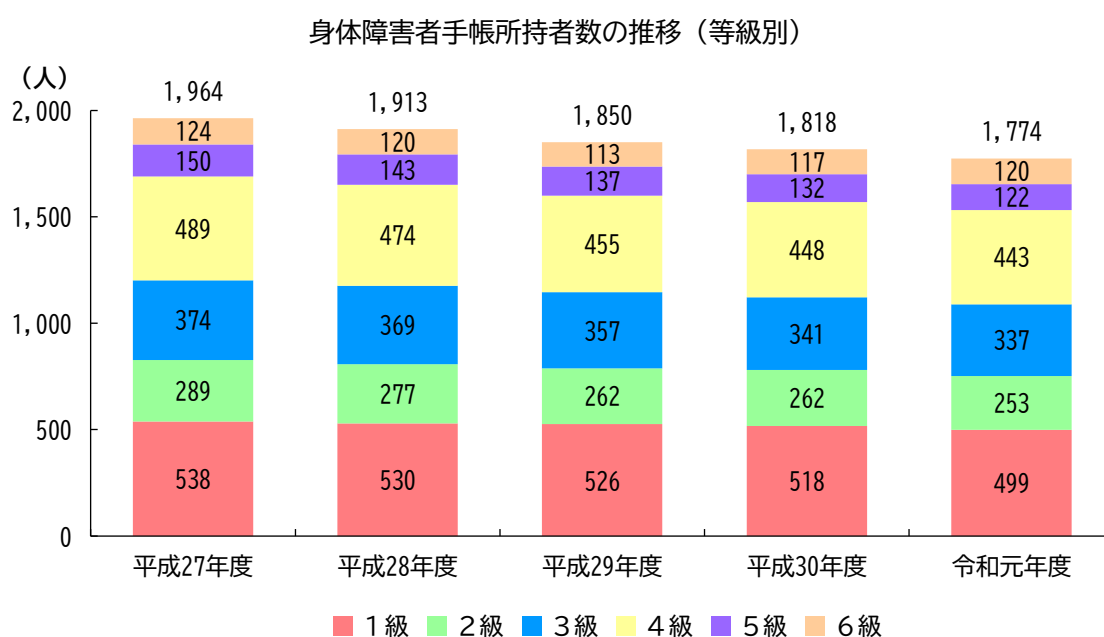
区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
身体障がい者	1,964	76.1%	1,913	75.4%	1,850	74.5%	1,818	73.6%	1,774	72.5%
知的障がい者	412	16.0%	417	16.4%	406	16.4%	409	16.5%	416	17.0%
精神障がい者	204	7.9%	207	8.2%	226	9.1%	244	9.9%	256	10.5%
計	2,580		2,537		2,482		2,471		2,446	

資料：西海市福祉課（各年度末現在）

②身体障がい者の状況

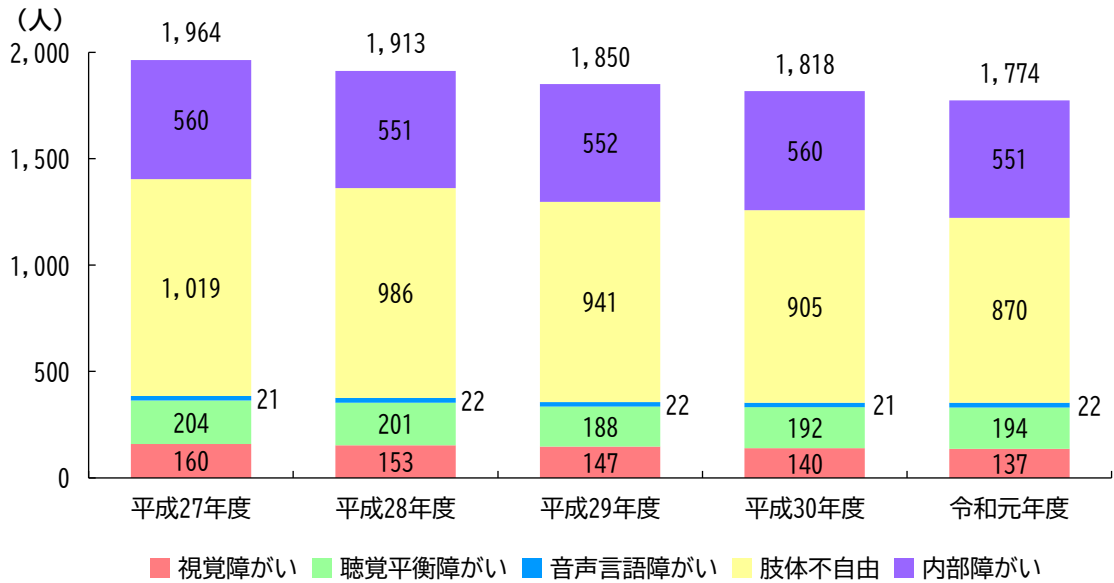
身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）をみると、令和元年度は、1級が499人と最も多く、次いで4級が443人、3級が337人となっています。平成27年度からの推移では、6級はほとんど変わりませんが、他の等級は減少傾向となっており、4級で46人減少、1級で39人減少などとなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）をみると、令和元年度は、肢体不自由が870人と最も多く、次いで内部障がい者が551人となっています。平成27年度からの推移では、肢体不自由は減少しているのに対して、内部障がいは同程度で推移しています。



資料：西海市福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

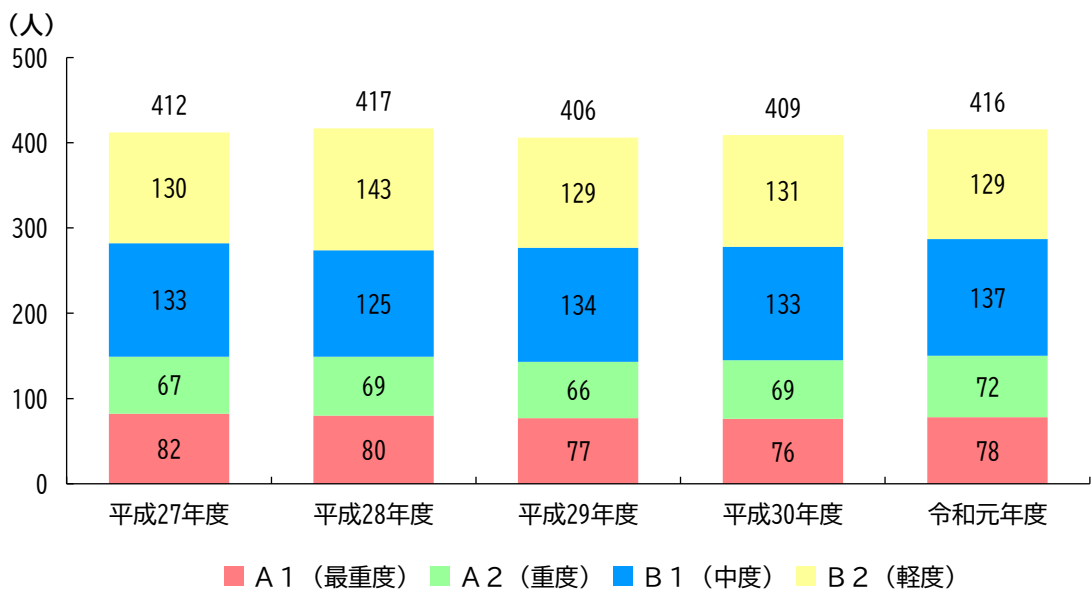


資料：西海市福祉課（各年度末現在）

③知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度は、B 1（中度）が 137 人と最も多く、次いでB 2（軽度）が 129 人となっており、A（A 1（最重度）、A 2（重度））は 150 人、B（B 1（中度）、B 2（軽度））は 266 人となっています。また、平成 27 年度からの推移では、いずれの障がいの程度も大きな変動はありません。

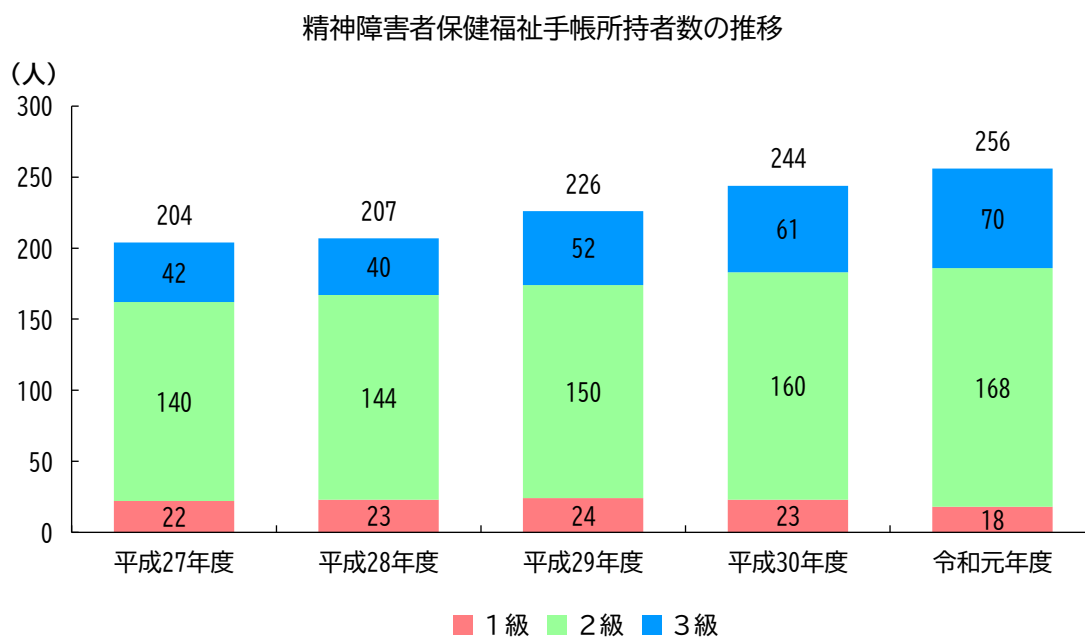
療育手帳所持者数の推移



資料：西海市福祉課（各年度末現在）

④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度は、2級が168人と最も多く、次いで3級が70人、1級が18人となっています。また、平成27年度からの推移では、1級はわずかに減少していますが、2級及び3級は増加しています。



⑤難病患者の状況

疾患別特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、受給者数の合計は、平成28年度の363人から、令和元年度は320人と減少しています。また、疾患群ごとにみると、令和元年度は、神経・筋疾患が109人と最も多く、次いで免疫系が58人、消化器系が47人となっています。

疾患別特定医療費（指定難病）受給者数の推移

単位：人

疾患群	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
神経・筋疾患	97	97	107	109
代謝系	0	0	0	0
皮膚・結合組織	17	14	14	14
免疫系	62	51	56	58
皮膚・結合組織・免疫系	4	4	4	4
循環器系	19	15	14	12
血液系	9	6	5	6
腎・泌尿器系	5	6	7	7
骨・関節系	41	36	32	28
内分泌系	9	11	10	10
呼吸器系	14	9	9	10
視覚系	20	17	14	13
消化器系	64	55	49	47
耳鼻科系	0	0	0	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	1	2
免疫系・耳鼻科系	0	0	0	0
合計	363	323	322	320

資料：長崎県西彼保健所

⑥障害福祉サービスの利用状況

令和元年度の障害福祉サービスの利用件数・日数をみると、訪問系サービスでは居宅介護給付、日中活動系サービスでは就労継続支援（B型）や生活介護給付、居住系サービスでは共同生活援助給付（グループホーム）や施設入所支援給付の利用が多く、ほかに特定障害者特別給付の利用も多くなっています。

令和元年度の障害福祉サービスの利用件数・日数

単位：件、日

	サービスの種類	件数	日数
訪問系サービス	居宅介護給付	215	2,221
	重度訪問介護給付	9	265
	行動援護給付	12	191
	同行援護給付	73	381
日中活動系サービス	療養介護給付	120	3,645
	生活介護給付	1,488	28,412
	児童発達支援	537	1,545
	放課後児童デイ	833	4,392
	短期入所給付	92	542
	宿泊型自立訓練	10	529
	自立訓練（機能訓練）給付	1	8
	自立訓練（生活訓練）給付	82	1,591
	就労移行支援給付（一般）	9	128
	就労移行支援給付（養成）	0	0
	就労継続支援（A型）	284	5,760
就労継続支援（B型）	1,653	29,669	
居住系サービス	共同生活援助給付（グループホーム）	1,146	34,207
	施設入所支援給付	871	28,313
特定障害者特別給付		1,980	27,935
療養介護給付（医療）		115	3,490

資料：西海市福祉課

(4) 社会福祉施設入所等の状況

① 児童福祉分野

児童福祉分野の施設をみると、市内には保育所（園）が16か所、認定こども園*が3か所、児童館が1か所、放課後児童クラブが14か所あります。また、保育所（園）と認定こども園では入所者数が定員を超過していますが、待機児童はみられません。

児童福祉分野の施設

単位：か所、人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機児童数
保育所（園）	16	700	714	0
認定こども園	3	229	238	0
児童館	1	-	延 4,526	-
放課後児童クラブ	14	637	495	0

資料：西海市こども課（令和2年3月末現在）

② 高齢者福祉分野

高齢者福祉分野の施設をみると、市内には認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が10か所あるほか、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び生活支援ハウスが4か所ずつあります。また、待機者数は認知症対応型共同生活介護（グループホーム）で49人、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（入所）で45人などとなっています。

高齢者福祉分野の施設

単位：か所、人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機者数
養護老人ホーム	1	50	31	0
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	4	（入所）237	237	45
		（ショート）36	25	0
生活支援ハウス	4	56	39	0
共同生活所	1	6	5	0
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	10	180	180	49
介護老人保健施設	2	130	128	3
有料老人ホーム等	2	25	20	0

資料：西海市長寿介護課（令和2年5月31日現在）

③障がい福祉分野

障がい福祉分野の施設をみると、市内には就労継続支援（B型）事業所及び共同生活援助（グループホーム）が6か所ずつ、生活介護事業所が5か所、施設入所支援事業所及び短期入所（ショートステイ）が3か所ずつ、自立訓練（生活訓練）事業所及び就労継続支援（A型）事業所が1か所ずつ設置されています。

障がい福祉分野の施設

単位：か所、人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機者数
施設入所支援事業所	3	150	138	6
生活介護事業所	5	194	—	—
自立訓練（機能訓練）事業所	0	0	—	—
自立訓練（生活訓練）事業所	1	6	—	—
就労継続支援（A型）事業所	1	20	—	—
就労継続支援（B型）事業所	6	134	—	—
共同生活援助（グループホーム）	6	86	—	—
短期入所（ショートステイ）	3	—	—	—

資料：西海市福祉課（令和2年3月末現在）

（5）ボランティア団体・NPO法人

本市では、西海市社会福祉協議会が運営する西海市ボランティアセンターが拠点となり、市民とボランティア団体の連携によりボランティア活動を行っています。

また、西海市ボランティアセンターでは、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるため、ボランティア活動に関する相談やボランティア・NPO活動に関する情報提供など、様々な活動支援を行っています。

西海市のボランティア団体・NPO法人数

単位：人、団体

ボランティア団体・個人 （西海市ボランティアセンター登録）	個人	0
	団体	21
NPO法人（西海市ボランティアセンター登録団体を除く）		6
ボランティア団体（西海市ボランティアセンター登録団体を除く）		3
ボランティア団体（社会福祉協議会が主体）		3

資料：西海市社会福祉協議会（令和2年12月末現在）

令和2年度 西海市ボランティアセンター登録団体とその主な活動内容

団体名	活動内容
エコヴィレッジさいかい元気村	都市農村交流へのインストラクターボランティア活動
さいかいガイド会	観光、歴史のボランティアガイド、都市と農村の交流事業
西海安全パトロール隊	子どもの登下校時のパトロール、通学路の環境整備、独居老人への声かけ
アダプト団体 多以良川ほとるの里愛好会	除草作業、支障木伐採、路面清掃等
23 年会	草刈り・買い物支援・病院送迎・小学生児童の通学見守り
大瀬戸太陽会	子どもの登下校時を中心にした防犯活動
音訳ボランティア「やまびこ」	広報誌や図書等の音訳・編集、視覚障がい者との交流
西彼町ボランティア連絡会	食事作り、読み聞かせ
石宗地域活動組織	石宗地区周辺の草刈り(環境保全)、花壇の整備
西海市手話サークル「虹」	聴覚障がい者との交流、手話活動、研修並びに啓発
横瀬西見守り隊	西海北小学校通学路の見守り活動
あなたの地域のおたすけマン	ごみ捨て、草むしり、買い物応援等の生活支援ボランティア
西海市母子寡婦*福祉会 崎戸支部	ひとり暮らし入院患者の洗濯支援、施設・学校への雑巾、マット作り・ウエス作成
はまゆう会	ふれあい給食の提供、ひとり暮らし新年会の食事提供
あやめ会	高齢者に対する料理の提供、ひとり暮らし忘新年会への協力
NPO法人 平島を守る会	島内の除草作業、循環バス運行、郷土芸能の保存活動
崎戸地域通貨「さんさん」運営委員会	地域通貨を用いた清掃活動や大工作業等
すみれ会	調理ボランティア、お年寄りの交流会会場ボランティア
西海市地域婦人会西海支部	調理ボランティア、お年寄りの交流会会場ボランティア
横土井ガーデン浜ぼうの会	花植え、草取り、ごみ拾い、仲間づくり、ひきこもり防止活動
さくらの会	除草作業、夏祭り、運動会等の参加、施設訪問

資料：西海市社会福祉協議会

令和2年度 その他のボランティア団体とその主な活動内容

団体名	活動内容
ボランティア団体（西海市ボランティアセンター登録団体を除く）	
ボランティアひまわり	ウエス切り
環境美化を考える会	清掃作業、緑化推進活動、ごみのリサイクル、環境学習会等
西海市母子寡婦福祉会	施設訪問、花植え、清掃作業等
ボランティア団体（社会福祉協議会が主体）	
にこにこコール	電話による高齢者への在宅安否確認
大瀬戸地区老人昼食ボランティア	ふれあい食事サービス（老人昼食会）の調理・会場準備ボランティア
西海市社会福祉協議会崎戸支所 福祉総合講座	福祉総合講座の講師

資料：西海市社会福祉協議会

(6) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱します。地域において、社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする人々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、児童委員の中には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

本市では、108人の民生委員・児童委員*（うち主任児童委員が10人）が市民の福祉の増進のために活動しています。

民生委員・児童委員数

単位：人

地区名	男	女	計	主任児童員	合計
西彼地区	9	11	20	2	22
西海地区	12	9	21	2	23
大島地区	10	10	20	2	22
崎戸地区	5	6	11	2	13
大瀬戸地区	9	17	26	2	28
計	45	53	98	10	108

※民生委員・児童委員定数109人

資料：西海市福祉課（令和2年12月末現在）

民生委員・児童委員の主な職務

<p><民生委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと ○生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと ○福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと ○社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること ○福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること ○その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと <p><児童委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと ○児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと ○児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること ○児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること ○児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること ○その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと <p><主任児童委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと ○区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと
--

資料：厚生労働省

(7) 福祉推進員

福祉推進員*は、地域の福祉を住民が協力して自ら高めていこうとする任意の活動であり、各行政区長から推薦を受けて、西海市社会福祉協議会長が委嘱し、任期は原則2年となっています。

本市では、40世帯に1人を目安として配置することとしており、239人の福祉推進員が各地域で活動しています。

福祉推進員数

単位：人

地区名	福祉推進員
西彼地区	47
西海地区	60
大島地区	50
崎戸地区	29
大瀬戸地区	53
計	239

資料：西海市社会福祉協議会（令和2年4月現在）

福祉推進員の主な活動内容

<p>○地域内の問題を早期発見するため、高齢者や障がいのある方の見守り、声かけを行い、地域の安心と安全をサポートします。</p> <p>○地域内の福祉情報を民生委員・児童委員や行政区長、社会福祉協議会などの関係機関へ連絡し、情報を共有することで問題の早期解決を図ります。</p> <p>○地域の見守り役を担う一員として、民生委員・児童委員とともに見守り活動への参加や、地域によっては社会福祉協議会会費・共同募金への協力を行います。</p> <p>○災害発生時に、高齢者や障がいのある方など、自力で避難することが困難な方などの避難支援を行います。</p>
--

資料：西海市社会福祉協議会

(8) 地域福祉連絡会

地域福祉連絡会*は、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、解決を目指す住民主体の組織です。おおむね行政区単位に設置されています。現在、行政区長をはじめとする地域内の関係者が集い、課題や困りごとの発見や共有、解決を図るための協議や活動が行われています。

地域福祉連絡会設置数

単位：か所

地区名	地域福祉連絡会設置数
西彼地区	15
西海地区	12
大島地区	15
崎戸地区	8
大瀬戸地区	30
計	80

資料：西海市社会福祉協議会（令和2年4月現在）

地域福祉連絡会の構成

<ul style="list-style-type: none"> ○行政区長 ○民生委員・児童委員 ○福祉推進員 ○その他各地域で必要とされる団体長および個人（老人会、婦人会、消防団など）
--

資料：西海市社会福祉協議会

地域福祉連絡会の主な役割

<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の生活・福祉課題の把握および共有 ○把握した生活・福祉課題の解決のための協議と解決策の実施 ○地域の見守り活動 ○その他地域に必要とされるさまざまな福祉活動

資料：西海市社会福祉協議会

(9) 身体障害者相談員、知的障害者相談員

障がい者本人やその家族が相談員となって、身体障がい者・知的障がい者本人やその家族の日常生活における相談に応じ、必要な支援を行うとともに、関係機関と連携を図ることで、問題等の解決に努めています。また、障がい者に対する認識と理解を深めるための活動を行っています。

本市では、身体障害者相談員が6人、知的障害者相談員が5人おり、令和元年度の相談件数は、11件（身体8件、知的3件）となっています。

身体障害者相談員、知的障害者相談員数

単位：人

地区名	身体障害者相談員	知的障害者相談員
西彼地区		1
西海地区	2	1
大島地区	1	1
崎戸地区	1	1
大瀬戸地区	2	1
計	6	5

資料：西海市福祉課（令和2年4月現在）

相談にかかる項目・件数

単位：件

	項目	件数	備考
身体障害者相談	手帳に関する事		
	補装具等に関する事		
	生活に関する事	6	
	職業に関する事		
	施設に関する事		
	年金等に関する事		
	医療に関する事		
	その他	2	相談員の訪問も含む
知的障害者相談	手帳に関する事		
	生活に関する事	1	
	就学に関する事	1	
	職業に関する事	1	
	施設に関する事		
	年金等に関する事		
	医療に関する事		
	その他		

資料：西海市福祉課（令和2年3月末現在）

(10) 専門職員の状況

本市における児童福祉分野、高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、医療分野の施設・機関等における保健・医療・福祉に関する主な専門職員の従事者数は、以下のとおりです。

主な専門職員数（1）

単位：か所、人

	児童福祉		高齢者福祉				
	公立保育所	私立保育所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	有料老人ホーム等	養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護
箇所数	2	17	4	2	2	1	10
医師			4	2		1	
歯科医師							
薬剤師							
保健師							
看護師		14	19	20			6
准看護師						2	
歯科衛生士							
歯科助手							
歯科技工士							
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
管理栄養士			5	4		1	2
栄養士		27					
保育士	21	166					
社会福祉士							
社会福祉主事							
精神保健福祉士							
介護福祉士			71	17		3	76
ケアマネジャー			5	2			6
ホームヘルパー							
介護職			58	16			77
相談員			5	3	2		
支援員			44	24		3	3
機能訓練指導員			11	6			1
サービス管理責任者			4	2			11
合計	21	207	226	96	2	10	182

※非常勤職員を含む

資料：西海市保健福祉部各課（令和2年4月1日現在）

主な専門職員数（2）

単位：か所、人

	障がい者福祉						医療					合計
	入所支援施設	生活介護施設	自立訓練（生活介護）	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所	共同生活援助（グループホーム）	歯科診療所	病院・診療所（民間）	江島診療所	平島診療所	松島診療所	
箇所数	3	5	1	1	6	6	11	21	1	1	1	—
医師	2	3						47	1	1	1	62
歯科医師	2	2					12		1			17
薬剤師								9				9
保健師												
看護師	4	5				1		131	1	1	1	203
准看護師	4	7				4		96		1	1	115
歯科衛生士							17					17
歯科助手							17					17
歯科技工士												
理学療法士	2	2						19	1			24
作業療法士	2	2						17				21
言語聴覚士								6				6
管理栄養士	1	1						5				19
栄養士	2	2						1				32
保育士	1	1			2							191
社会福祉士	3	4			1			2				10
社会福祉主事	3	3										6
精神保健福祉士			1					8				9
介護福祉士	22	24			1	1		39				254
ケアマネジャー												13
ホームヘルパー						2						2
介護職	17	19						1				188
相談員	2	2			1							15
支援員	12	16		7	26	29						164
機能訓練指導員												18
サービス管理責任者	3	6	1	1	8	4						40
合計	82	99	2	8	39	41	46	381	4	3	3	1,452

※非常勤職員を含む

資料：西海市保健福祉部各課（令和2年4月1日現在）

西海市役所及び西海市社会福祉協議会における保健・医療・福祉に関する主な専門職員の従事者数は以下のとおりです。

西海市役所及び西海市社会福祉協議会における主な専門職員数

単位：人

	西海市役所				西海市社会福祉協議会				
	健康ほけん課	こども課	長寿介護課	福祉課	本所・西海地区	西彼支所	大島支所	崎戸支所	大瀬戸支所
保健師	7	6	2	1					
助産師		2							
看護師	1	2	1	1	2	1		1	1
准看護師			2		3	3		1	1
歯科衛生士			1						
管理栄養士	6	1	2		2				
栄養士					1				
保育士					16		4		
社会福祉士			2	2	6	1	1	1	2
社会福祉主事	1		2	7	4	1	3	1	
介護福祉士					16	9	7	5	10
ケアマネジャー			6					4	4
ホームヘルパー					10	1	5	10	2
介護職					2	1		5	2
就労支援相談員				1					
家庭相談員		2							
母子自立支援員		1							
認知症地域支援専門員			1						
計	15	14	19	12	62	17	20	28	22

※非常勤職員を含む

資料：西海市保健福祉部各課・西海市社会福祉協議会（令和2年4月1日現在）

(11) 保健・医療の状況

本市における、医療施設は、病院が2か所、一般診療所が23か所、歯科診療所が11か所あり、病床数は、病院が431床、一般診療所が37床となっています。

医療施設数

単位：か所、床

施設の種類	施設数	病床数
病院	2	431
一般診療所	23	37
歯科診療所	11	-

※病院外の施設内の診療所含む

資料：平成30年長崎県医療統計（平成29年10月1日現在）

3. アンケート調査結果の概要

(1) 実施概況

①調査目的

市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉推進の参考にするとともに、「西海市地域福祉計画」及び「西海市地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査対象及び調査方法

調査対象	市内在住の18歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及び民生委員・児童委員による回収
調査期間	令和2年1月30日～2月18日

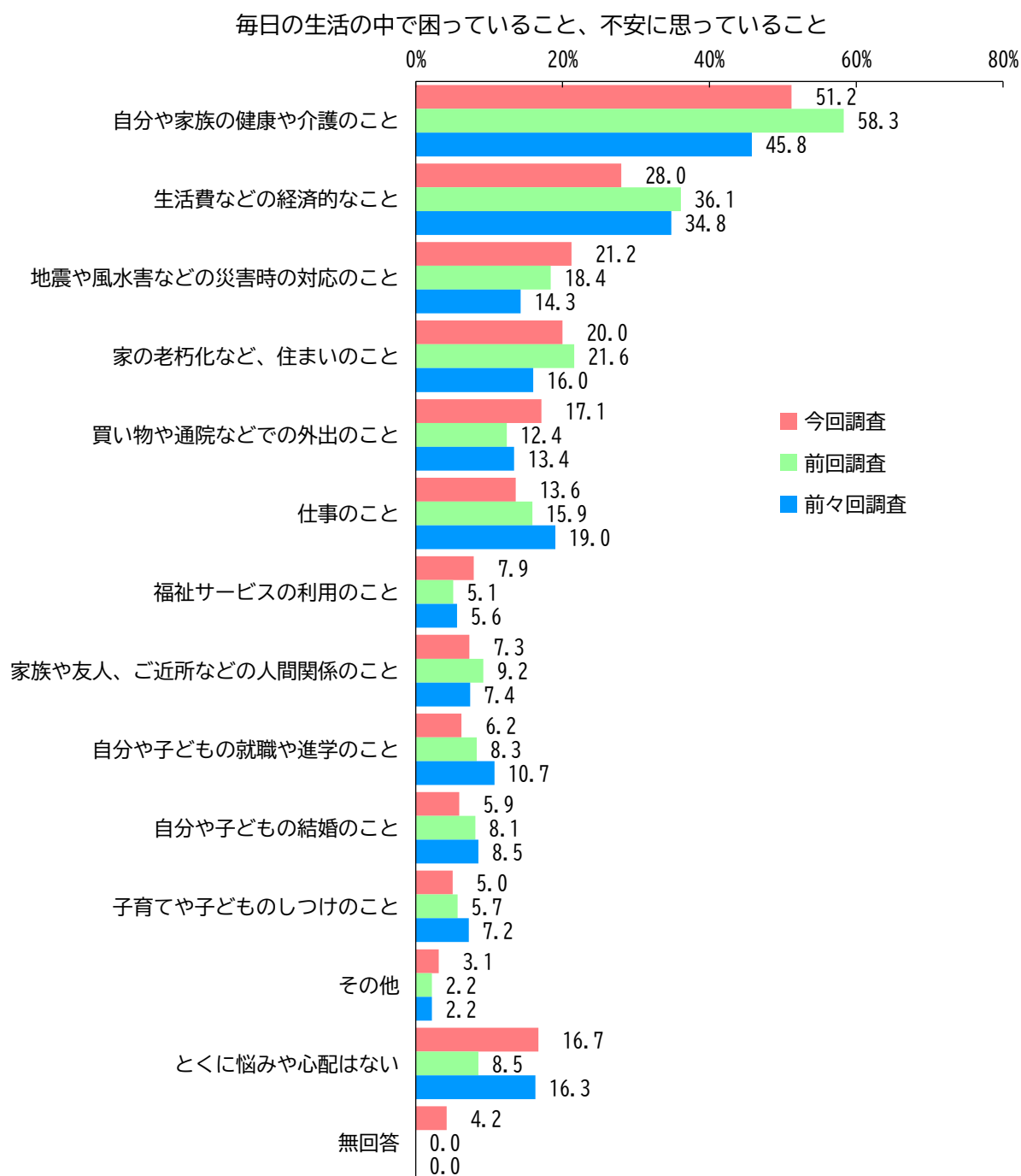
③配布数及び回収結果

配布数	3,000票
有効回収数	1,177票
回収率	39.2%

(2) 結果の概要

① 毎日の生活の中で困っていること、不安に思っていること

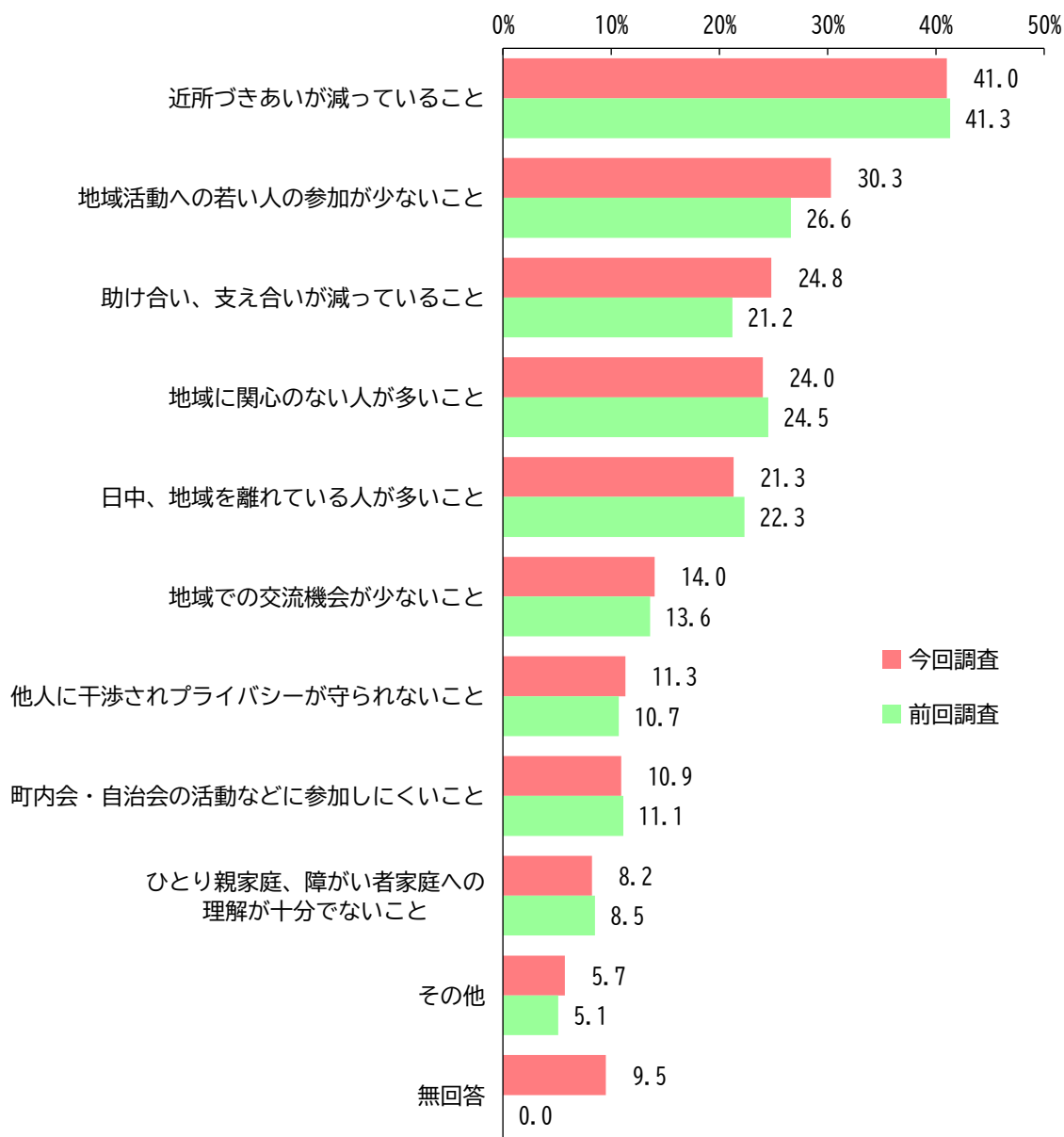
毎日の生活の中で困っていること、不安に思っていることは、どのようなことですかとたずねたところ、「自分や家族の健康や介護のこと」と回答した人が最も多く、51.2%となっています。次いで、「生活費などの経済的なこと」(28.0%)、「地震や風水害などの災害時の対応のこと」(21.2%)と続いています。



②地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となること

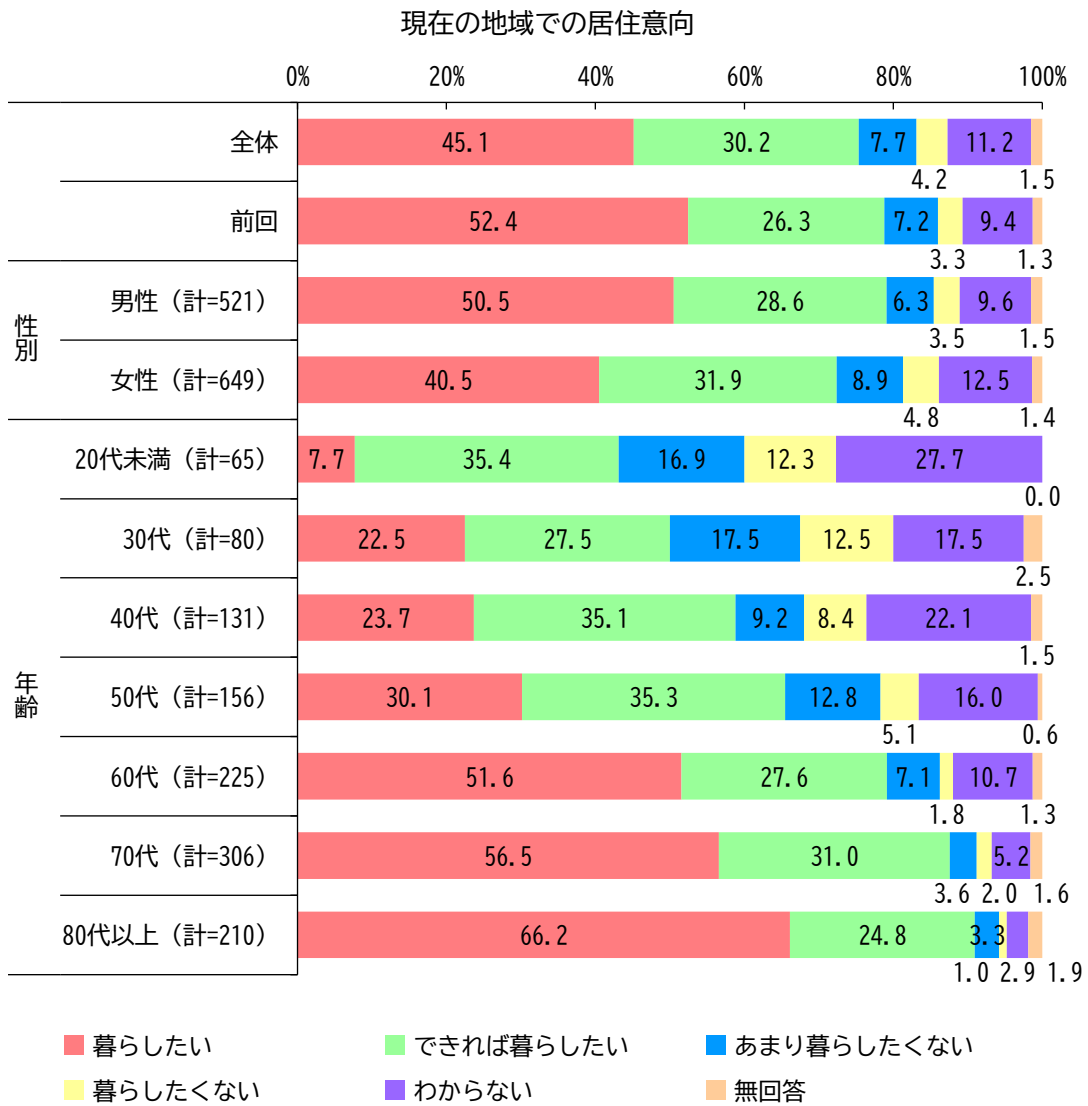
地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となることは何だと思うかとたずねたところ、「近所づきあいが減っていること」と回答した人が最も多く、41.0%となっています。次いで、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(30.3%)、「助け合い、支え合いが減っていること」(24.8%)と続いています。

地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となること



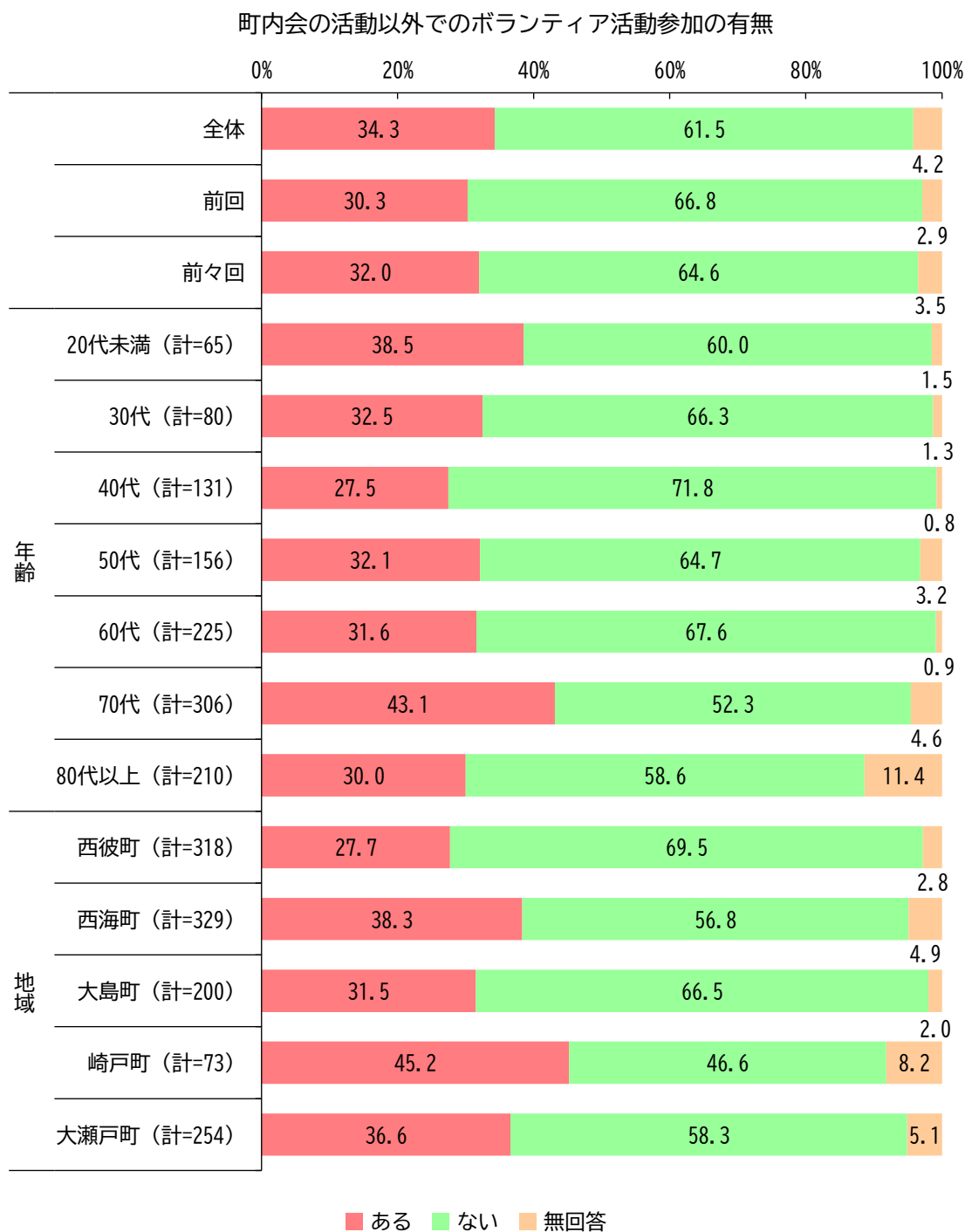
③現在の地域での居留意向

将来も現在の地域で暮らしていきたいと思うかとたずねたところ、「暮らしたい」又は「できれば暮らしたい」と回答した人の割合は75.3%となっています。一方、「あまり暮らしたくない」又は「暮らしたくない」と回答した人の割合は11.9%となっています。



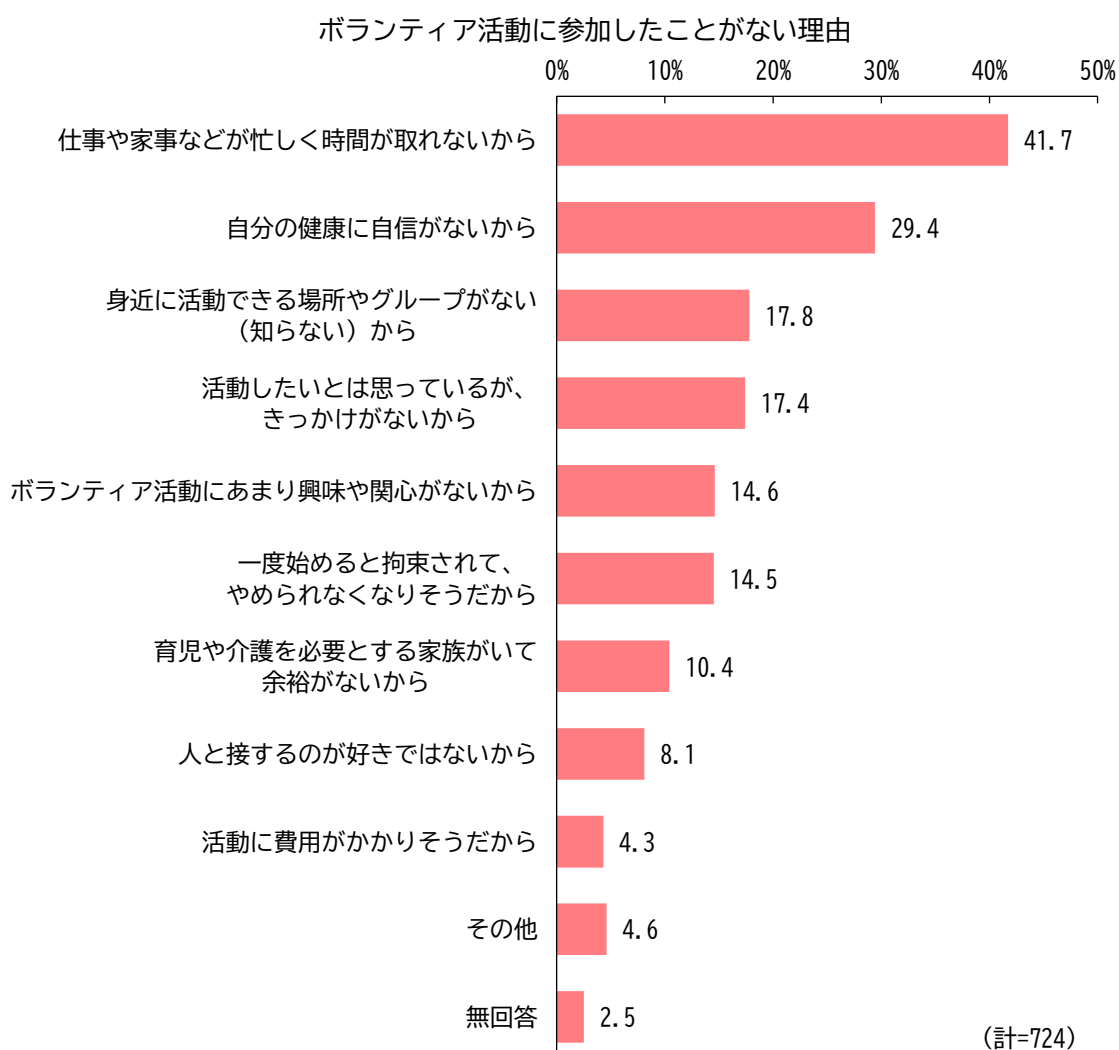
④町内会の活動以外でのボランティア活動参加の有無

町内会の活動以外で何らかのボランティア活動に参加したことがあるかとたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は34.3%となっています。一方、「ない」と回答した人の割合は61.5%となっています。



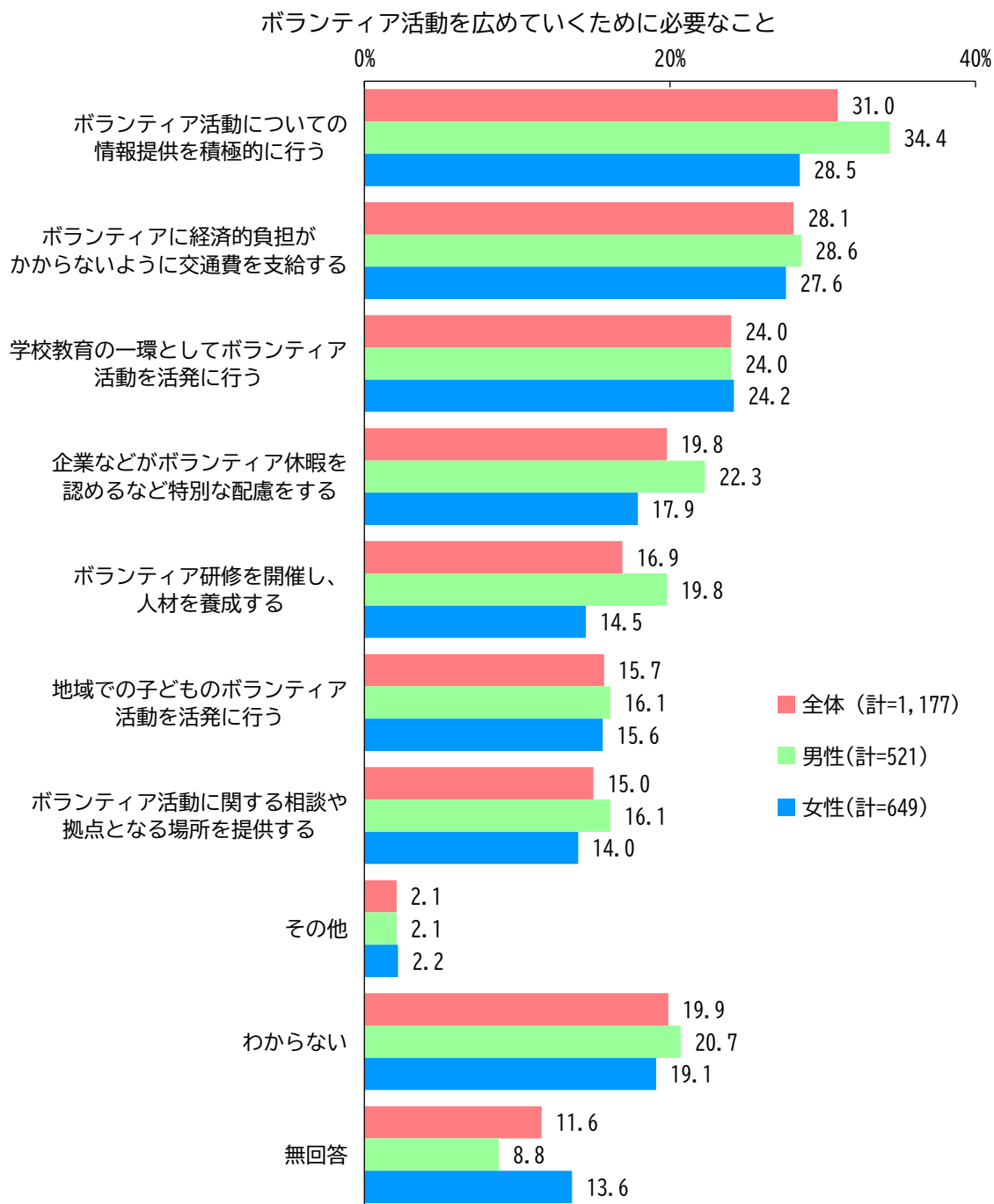
⑤ボランティア活動に参加したことがない理由

今まで町内会の活動以外で何らかのボランティア活動に参加したことがないと回答した人にボランティア活動に参加したことがない理由をたずねたところ、「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」と回答した人が最も多く、41.7%となっています。次いで、「自分の健康に自信がないから」(29.4%)、「身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から」(17.8%)と続いています。



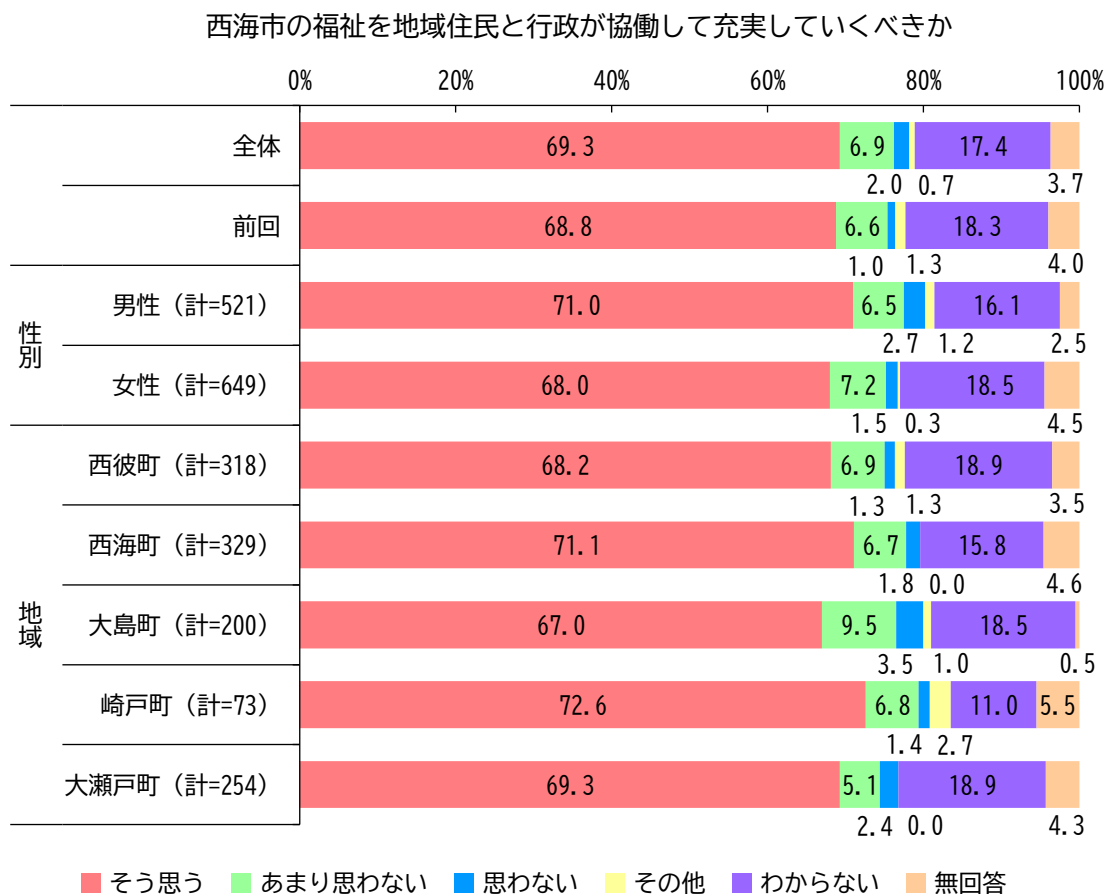
⑥ ボランティア活動を広めていくために必要なこと

今後、ボランティア活動を広めていくためには、どのようなことが必要だと思うかとたずねたところ、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」と回答した人が最も多く、31.0%となっています。次いで、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費を支給する」(28.1%)、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(24.0%)と続いています。



⑦西海市の福祉を地域住民と行政が協働して充実していくべきか

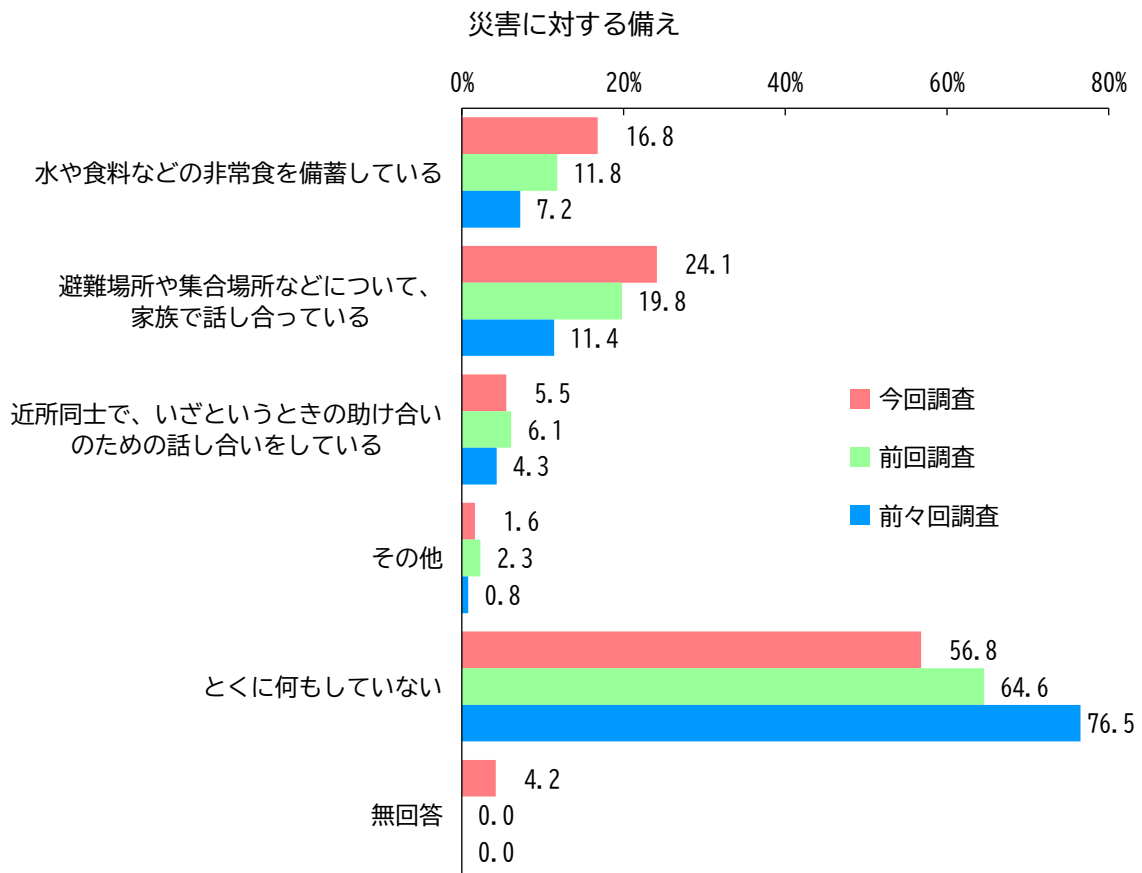
西海市のこれからの福祉のあり方について考えるとき、地域住民も相互扶助やボランティア活動を活発にして、行政と協働して充実していくべきだと思うかとたずねたところ、「そう思う」と回答した人の割合は 69.3%となっています。一方、「あまり思わない」又は「思わない」と回答した人の割合は 8.9%となっています。



⑧災害に対する備え

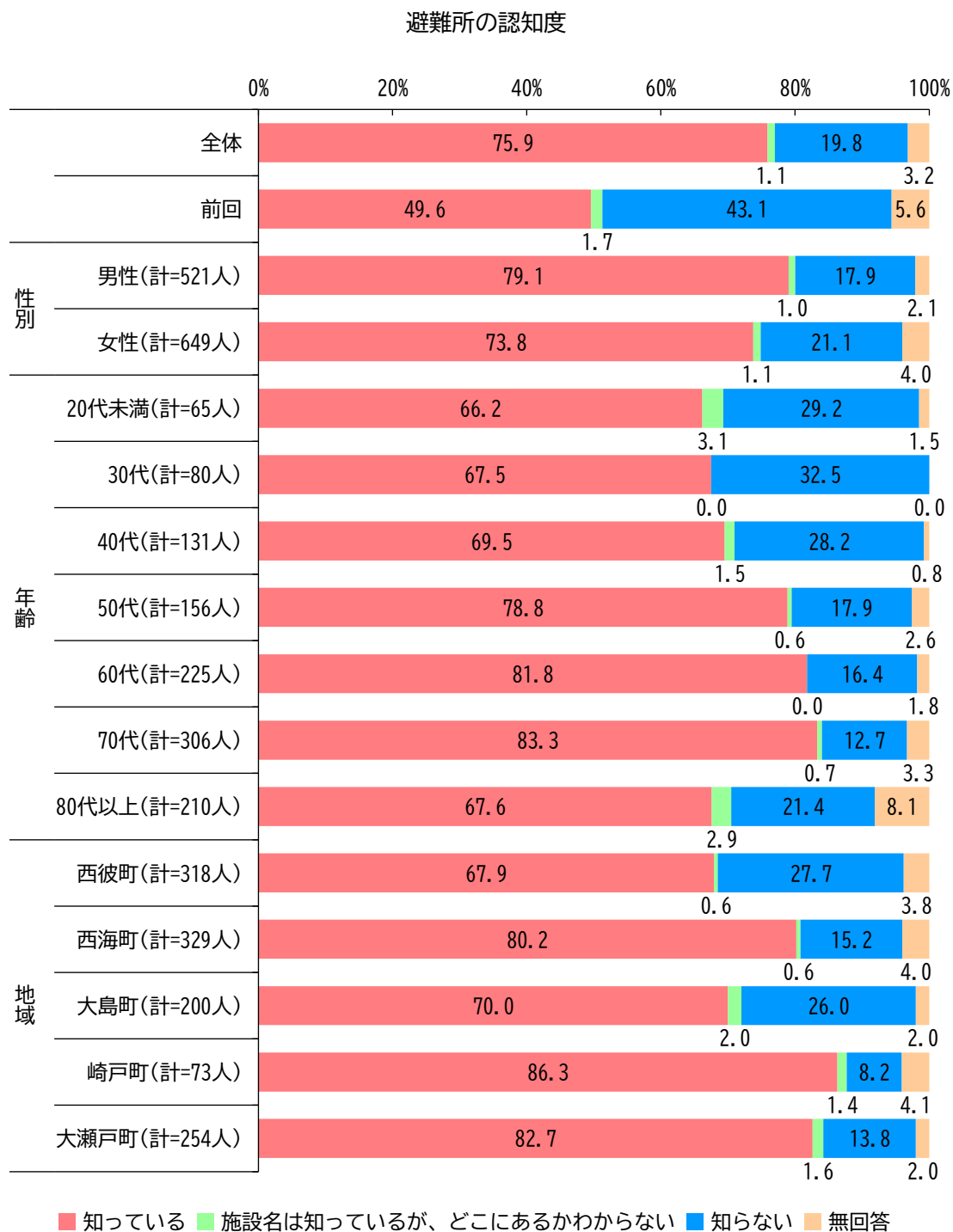
地震や風水害などの災害に対して、どのような備えをしているかとたずねたところ、「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」と回答した人が最も多く、24.1%となっています。次いで、「水や食料などの非常食を備蓄している」(16.8%)、「近所同士で、いざというときの助け合いのための話し合いをしている」(5.5%)と続いています。

「とくに何もしていない」との回答は前回調査、前々回調査と比べると減少していますが、56.8%と半数を超えています。



⑨避難所の認知度

避難所の認知度（「知っている」と回答した人の割合）は、前回調査では49.6%であったのが、今回調査では75.9%と飛躍的に高くなっています。



(3) アンケート結果からみえる課題

本計画策定に当たってのアンケート調査の結果のほか、直近の介護保険事業計画及び老人福祉計画、子ども・子育て支援事業計画策定の際のアンケート結果から、本市の地域福祉に関する課題を整理すると、以下のとおりです。

①地域で支えることのできる「つながり」づくり

地域福祉は、地域住民が力を合わせて、支え合いながら、それぞれの住民が自立した生活を送ることができるようにしていくことが期待されています。一方で、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域のつながりが希薄化しています。こうした中で、地域で手助けを必要としている人を地域で支えていくことが可能となるよう、住民同士のつながりを維持し、強めていく必要があります。また、そうしたつながりの強化を、地域福祉活動の支援体制の強化にもつなげていくことも求められています。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	<p>○地域の人々が力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となることについては、「近所づきあいが減っていること」が41.0%と最も高く、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(30.3%)、「助け合い、支え合いが減っていること」(24.8%)と続いています。(問18)</p> <p>○将来も現在の地域で暮らしていきたいかについては、「暮らしたい」と「できれば暮らしたい」の合計は7割を超えて(75.3%)います。(問19)</p>
介護保険事業計画及び老人福祉計画	<p>○地域の様々な活動に参加する意向のある高齢者は5割を超えており(54.5%)、本市に住む多くの高齢者が地域づくりに関わりたいと考えていることが分かります。また、企画・運営(お世話役)としての参加意向も約3割(30.5%)あり、少なからぬ人が地域づくりに関わる仕組みにより、地域の活動を通した、自主的な担い手づくりとともに、行政が育成した生活・介護予防サポーターが地域で活動できるかが課題です。</p>
子ども・子育て支援事業計画	<p>○地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるかについて、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計が、2割前後となっています。</p> <p>○少子化及び核家族化が進んだことで、地域と子育て家庭のつながりは弱くなり、子育てに関して気軽に相談できる人や協力してもらえる人が身近にいないという家庭も少なからず存在していると考えられます。</p>

②地域福祉の担い手育成

地域福祉を進めていくためには、行政や社会福祉協議会、様々な専門職やボランティアなどのほか、一人ひとりの住民も重要な担い手となりますが、少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化などとともに、担い手の不足が深刻な問題となっています。また、町内会・自治会の役員や民生委員・児童委員等に、活動の負担が集中することや、ボランティア活動を行うにも、仕事や家事などの忙しさが原因となって、参加できないなどの問題があります。このため、活動参加の障壁となる、こうした負担の軽減を図るとともに、社会環境や職場環境などを改善し、活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	<p>○町内会の活動以外でのボランティア活動への参加については、「ある」は 34.3% で、「ない」(61.5%) より低くなっています。(問 23)</p> <p>○今まで町内会の活動以外でのボランティア活動に参加したことがない理由については、「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」が 41.7% と最も高く、次いで、「自分の健康に自信がないから」(29.4%) となっています。(問 25)</p>
介護保険事業計画及び老人福祉計画	<p>○市内事業所合計 44 名の介護人材が不足している現状にあり、介護人材確保が課題です。</p> <p>○将来、施設等へ入所・入居が必要になった場合の施設の希望についてたずねたところ、「西海市内の施設」と回答した人の割合が最も高く、78.5% となっていますが、将来の人口減少と介護人材不足から介護施設の増設が課題です。</p>
子ども・子育て支援事業計画	<p>○アンケート調査結果によると、「仕事と子育てを両立させるためには何が必要だと思いますか」という問いについて、就学前児童は 66.7%、就学児童は 74.0% の人が「職場の同僚や上司の理解、協力体制」が必要だと回答しています。子どもの病気や学校行事の際に、休みを取得しやすい職場の仕組みや雰囲気づくりなどが求められています。</p> <p>○また、アンケート調査では、「配偶者の協力」と回答した人も就学前・就学児童どちらも 8 割を超えており、職場と家庭両面における理解と協力が、仕事と子育ての両立に欠かせないことがわかります。</p>

③必要とする人に届く情報発信

地域福祉に限らず、人と人、人と場、人とサービスなどがつながるために情報は不可欠なものとなります。最近では、スマートフォンやパソコンなどの普及により、様々な手段で情報を比較的容易に発信することが可能となっています。しかし、多様な手段での情報発信が可能になる一方で、必要とする人のもとへ情報が届いているとはいえません。このため、地域福祉に関する情報について、必要とする人に必要とする情報が届くよう、どのような情報をどのように発信すると効率的・効果的なのか、情報発信の手段や方法を工夫する必要があります。また、地域福祉に関する情報の共有、周知だけでなく、意識啓発や社会福祉協議会の活動の周知などについても積極的に行っていく必要があります。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	○今後、ボランティア活動を広めていくために必要なことについては、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が31.0%と最も高く、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費を支給する」(28.1%)、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(24.0%)も2割を超えています。(問26)
介護保険事業計画及び老人福祉計画	○認知症に関する相談窓口を知っている方 21.8% 地域包括ケアシステムの認知度 59.5% お住いの地域包括ケアシステムが出来ていると思う方 22.3% であり、総合的な窓口を設置することで、関係機関との連携の強化が課題です。
子ども・子育て支援事業計画	○関係各課が連携し、情報の一元化に取り組み、子育て支援に関する情報が、必要な人に効率的・効果的に届くような情報提供のあり方が求められていますが、アンケート調査結果によると、行政が実施している事業の認知度については「親育ち講座」と「家庭教育に関する学級・講座」が1割程度と低くなっています。一方、今後の利用意向では「親育ち講座」が3割弱、「家庭教育に関する学級・講座」は4割弱あることから、支援を必要としている人に、必要な情報が届くよう、より多様でタイムリーな情報発信が必要です。

④様々な主体による連携

地域には、多様化・複雑化した様々な生活課題があり、これに対応していくには、地域住民や地域活動団体、ボランティア団体、市、社会福祉協議会、その他関係機関など、地域に関わる様々な主体が連携を図り、協力しながら支援を行っていく必要があります。また、こうした他の団体や組織との連携を図ることで、地域での活動をより活性化させることにもつながります。このため、地域住民や関係する団体・組織同士の「顔の見える」関係をつくることが重要であり、こうした関係をつくる場づくりについても積極的に行っていく必要があります。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	○西海市のこれからの福祉のあり方について考えるとき、地域住民も相互扶助やボランティア活動を活発にして、行政と協働して充実していくべきかについては、「そう思う」は69.3%となっています。一方、「あまり思わない」と「思わない」の合計は8.9%となっています。(問29)
介護保険事業計画及び老人福祉計画	○認知症に関する相談窓口を知っている方 21.8% 地域包括ケアシステムの認知度 59.5% お住いの地域包括ケアシステムが出来ていると思う方 22.3% であり、総合的な窓口を設置することで、関係機関との連携の強化が課題です。(再掲)
子ども・子育て支援事業計画	○親が安心して子どもを産み育てることができ、なおかつ子どもが将来に夢をもって健やかに育つ環境を築くためには、地域・学校・企業等が協力してネットワークをつくることにより、地域全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに取り組むことが重要です。

⑤地域で暮らし続けられる生活支援

生活課題を抱えた人も、地域で生き生きと暮らし続けていくためには、支援が必要な人を地域で特別視するのではなく、社会の一員として地域社会への積極的な参加を促すことが重要です。また、生活の中で問題が起きても安心して暮らせるよう、様々な問題が発生したときに身近な地域での相談や早期発見できる体制を整備・充実させ、必要に応じて支援につなげていけるような環境づくりが必要です。このため、身近な相談窓口や住民同士による見守り・支援につなげる体制の充実を図るとともに、生活困窮者世帯など、課題を抱える世帯等を把握し、具体的な支援を行っていく必要があります。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	○毎日の生活の中で困っていること、不安に思っていることについては、「自分や家族の健康や介護のこと」が半数を超え（51.2%）、これに次ぐ、「生活費などの経済的なこと」（28.0%）、「地震や風水害などの災害時の対応のこと」（21.2%）とは差が大きくなっています。（問 15）
介護保険事業計画及び老人福祉計画	○現時点では、在宅生活を希望されるが、在宅継続に必要と感じる支援・サービスについてたずねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」と回答した人が最も多く、23.2%となっています。次いで、「外出同行（通院、買い物など）」（21.4%）であり、移動手段の確保が課題です。
子ども・子育て支援事業計画	○アンケート調査結果によると、子育てに関する不安や負担について、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「多少感じる」と「常に感じる」の合計が5割を超えています。 ○アンケート調査結果によると、「必要だと思う子育て支援策」について「保育サービスや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が就学前児童は52.3%、就学児童は41.4%と4割以上となっています。

⑥災害時に支え合える体制づくり

全国で毎年のように自然災害が発生する中、地域で誰もが安心して暮らし続けていくためには、平時からの災害への備えと、自力で避難できない人を支援するための体制づくりを整え、充実させていくことが重要です。このため、避難場所の周知や災害時の対応についての啓発を行うことで防災意識を高めていく必要があります。また、災害発生時に支援を必要とする人を地域で把握・共有し、災害時の迅速な安否確認と円滑な避難が可能となる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

■関連するアンケート結果・課題

地域福祉計画	<p>○地震や風水害などの災害への備えについては、「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」が24.1%と最も高く、次いで、「水や食料などの非常食を備蓄している」(16.8%)、「近所同士で、いざというときの助け合いのための話し合いをしている」(5.5%)と続いています。(問21)</p> <p>○避難所の認知度については、「知っている」が75.9%で、前回調査の49.6%を大きく上回っています。(問22)</p>
介護保険事業計画及び老人福祉計画	<p>○地域の様々な活動に参加する意向のある高齢者は5割を超えており(54.5%)、本市に住む多くの高齢者が地域づくりに関わりたいと考えていることが分かります。また、企画・運営(お世話役)としての参加意向も約3割(30.5%)あり、少なからぬ人が地域づくりに関わる仕組みにより、地域の活動を通した、自主的な担い手づくりとともに、行政が育成した生活・介護予防サポーターが地域で活動できるかが課題です。(再掲)</p>
子ども・子育て支援事業計画	<p>○地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるかについて、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計が、2割前後となっています。(再掲)</p>

4. 関係団体ヒアリング調査結果の概要

(1) 実施概況

①調査目的

地域において福祉活動に取り組んでいる団体の活動内容や、それに伴う現状と課題、他団体との交流・連携における状況などについて伺い、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

②調査対象及び調査方法

調査対象	地域福祉関係団体 26 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年8月6日～8月31日

(2) 結果の概要

①防犯、子ども見守り支援団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保やメンバーの高齢化、活動資金の確保などが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、活動資金の確保や他団体との連携などが挙げられています。団体同士の連携、地域ネットワークの形成については前向きに捉えており、地域との協働活動についても、青少年の健全育成や環境美化、防災、防犯に関する活動などが行われ、今後も継続していくこととしています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、行政職員のボランティア参加や支援の拡大、犯罪の起きない体制づくりの推進などが挙げられています。

②障がい者支援団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保や利用者（参加者）が増えないこと、活動資金の確保、活動のPRや情報発信、市民への周知の難しさなどが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、活動に参加する若い人の確保などが挙げられています。団体同士の連携、地域ネットワークの形成については活発にすべきという意見もみられ、地域との協働活動についても、障がい者への支援が行われ、今後も継続していくこととしています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、活動人数の増加や活動に必要な資機材の確保などが挙げられています。

③健康づくり支援団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保や利用者（参加者）が増えないこと、メンバーの高齢化、リーダーが育たないことなどが挙げられており、メンバーの高齢化や人手不足により個人の負担が大きく、活動の継続の難しさが挙げられています。

④高齢者福祉支援団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保や利用者（参加者）が増えないこと、メンバーの高齢化が挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、若いメンバーの加入が挙げられています。地域との協働活動については、環境美化活動が行われ、今後も継続していくこととしています。

⑤子育て支援団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、活動場所（拠点）の確保や活動資金の確保、活動のPRや情報発信、市民への周知の難しさ、他の団体との交流機会の不足などが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、活動に関する支援や相談対応、情報提供、活動についての情報共有の場などが挙げられています。団体同士の連携、地域ネットワークの形成については活発にすべきという意見がみられ、講演会開催についての周知・参加協力などを行っています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、福祉に携わる職員の専門性の向上や福祉活動への参加者を増やすための情報発信、継続的な若い世代の担い手確保と人材育成などが挙げられています。

⑥婦人会

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保やメンバーの高齢化、リーダーが育たないことが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、若い人の加入が挙げられています。他の団体との関わりについては、地区自治会や校区公民館の活動が挙げられており、地域との協働活動についても、高齢者の援助や生涯学習活動、地域コミュニティの推進、青少年の健全育成などが行われ、今後も継続していくこととしています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、若い人がボランティアに関心を持てるような学べる場づくりなどが挙げられています。

⑦母子寡婦の団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保やメンバーの高齢化、他の団体との交流機会の不足などが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、支援や情報提供につながる会員の確保などが挙げられています。団体同士の連携、地域ネットワークの形成については活発にすべきという意見がみられ、地域との協働活動についても、子育て支援や健康づくり等の活動、環境美化活動が行われ、今後も継続していくこととしています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、コロナ禍でのひとり親家庭等への食料支援などが挙げられています。

⑧民生委員・児童委員の団体

団体の活動や運営に当たって、課題となっていることとして、人材の確保や活動のマンネリ化、活動のPRや情報発信、市民への周知の難しさなどが挙げられており、団体の活動を継続し、活発にしていくために必要なこととしては、人材育成などが挙げられています。団体同士の連携、地域ネットワークの形成については活発にすべきという意見がみられ、地域との協働活動についても、高齢者や子育てへの支援、青少年の健全育成に関する活動などが行われています。今後、地域福祉を充実させていくために、行政が力を入れるべきこととして、研修会等の学べる環境や交流機会づくりなどが挙げられています。

(3) ヒアリング結果からみえる課題

ヒアリング調査の結果から、団体が抱える課題として、活動を支える参加者の高齢化や若年層の不足が挙げられており、活動の担い手の確保・育成に向けた場づくりや情報発信などの支援を行っていく必要があります。また、誰もが地域で暮らし続けていくことができるよう、地域での福祉課題を解決していくため、団体同士や、団体と市、社会福祉協議会、関係機関など様々な主体との連携強化を図り、今後の活動を更に活性化させていく必要があります。

5. 第2期計画の評価

平成 27 年度に策定した「第2期西海市地域福祉計画・西海市地域福祉活動計画」に基づき、その取組を目標別に整理し、評価しました。

(1) 地域福祉計画

基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

各地域の「地域福祉連絡会」に、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と共に参加するなど、地域の状況を把握し、庁内や関係機関と情報の共有化を行っています。また、長崎県や近隣市町とも連携を図りながら、離島や交通が不便な地域での福祉サービスの利用方法の改善を進めるとともに、各種福祉サービスに関する苦情や相談には随時対応しています。

今後も、地域の福祉ニーズを適切に把握し、誰もが必要なときに適切なサービスを利用できるよう、支援体制やサービスの提供体制の充実に努めていく必要があります。

基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

各専門分野間で情報交換や意見交換を行うなど連携を図るとともに、地域住民が主体的に行う子育て支援にかかる研修会などへの助成や、保育所や放課後児童クラブへの各種研修会等の情報提供など、各分野や専門職の資質の向上に向けた支援を行っています。

今後も、関係機関や各専門分野間での連携強化や研修会の情報提供等の支援を行い、安心して利用できる質の高い福祉サービスを提供できるよう努めていく必要があります。

基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

小・中学校で、車椅子やアイマスク等の体験学習や、高齢者や障がいのある人との交流学習等に取り組むとともに、認知症サポーター*養成講座や生活支援、介護予防サポーター養成講座を実施し、障がいやボランティア活動への理解とボランティア活動に取り組む人材の確保に努めています。また、ボランティア団体や、各分野の交流拠点、イベント等への支援を行っています。

今後も、地域福祉への理解を深めていくことで、ボランティア活動にもつなげ、誰もが地域福祉活動に参加できる、地域を支える基盤の整備を進めていく必要があります。

基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して

避難行動要支援者名簿の整備・更新作業を行い、要支援者を把握し、平常時から警察・行政区長等に避難行動要支援者名簿の情報提供を行うとともに、地区の役員や民生委員、福祉推進員、社会福祉協議会と要支援者の情報を共有することで避難行動要支援者の安全確保に努めています。また、防災講演会を開催し、防災知識の普及・啓発を行っています。

今後も、緊急時に適切な対応を取ることができるよう、要支援者への支援体制の整備・充実に努め、誰もが、安心して生き生きと暮らすことのできる環境づくりを進める必要があります。

(2) 地域福祉活動計画

活動目標Ⅰ みんなで見守り みんなとつながり みんなで支え合おう

市民が福祉情報を身近に得られるよう社協だよりを金融機関等に設置するなど、様々な方法で福祉情報を発信しています。地域の生活・福祉課題の把握のため各地域で地域福祉連絡会を開催し、行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等と地域の見守りが必要な人を把握し、住民による見守り活動につなげています。また、地域のサロン活動等に社協職員が出向き、気軽に相談ができるようにしています。

今後も、効果的な情報提供を行うよう工夫し、相談支援体制の充実とともに、地域福祉活動を通じた福祉ニーズの把握と見守りネットワークの拡充に取り組む必要があります。

活動目標Ⅱ みんなで気づき みんなで護り みんなで支え合おう

人権が損なわれている人や判断能力が不十分な人への支援において、関係機関と連携しながら対応し、権利を護っています。日常生活自立支援事業*や成年後見制度*、生活困窮者自立支援事業を活用し生活に困っている人の早期発見・問題解決に努めながら地域での生活を支えています。また、消費者被害*に遭わないよう地域のサロンや食事サービス等でチラシを配布するなど、被害防止のための啓発を様々な手法で行いました。

今後も、相談支援体制の充実と関係機関との連携を強化し、地域で様々な支え合い活動を継続的に行っていく必要があります。

活動目標Ⅲ みんなで学び みんなを思いやり みんなで支え合おう

ボランティア研修会の開催やボランティア団体活動助成金制度の整備等、市民がボランティア活動をしやすい体制づくりに努めました。西海市ボランティアセンターウェブサイト*の開設、無料通話アプリ「LINE」の活用等、幅広く情報発信を行うことで、市民のボランティアに対する理解と関心を高める取組を進めていますが、まだ十分ではありません。

また、小・中学校での車椅子や高齢者疑似体験等の福祉教育を実施し、活動を通して地域の身近な課題に気づき、共に生きる力を育む取組を進めています。

今後も、みんなが安心して暮らせるまちづくりを更に進めていくよう、住民が主体的に活動でき、共に支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 目標とする将来像

(1) 地域福祉計画

本市は豊かな自然に囲まれ、地域社会でのつながりを大切にしながら生活を営んできましたが、人口減少や若年層を中心とした労働力の都市部への流出、少子高齢化の進行に伴い、地域の活力低下が続いています。

そうした中で、本市の最上位計画である「第2次西海市総合計画」では、将来像を「活躍のまち さいかい ～みんなで目指す人口30,000人～」と掲げ、保健福祉分野を含む基本目標を「生涯にわたり活躍できるひとづくり」と定めています。本市では、この将来像を実現するために、基本目標との整合を取りながら、個別計画を策定し、保健・福祉施策の推進を図っており、本計画においても施策の一貫性と継続性の観点から、第2期計画を踏襲し、目標とする将来像を、次のとおり定めます。

ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり

また、第3期計画の策定に当たっては、地域共生社会の実現を目指して、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの支援や地域住民が抱える多様で複合的な課題にも対応する包括的な支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の構築に向けた取組が求められています。本市でも、福祉の個別計画に当たる3つの計画（障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、介護保険事業計画及び老人福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）において、共通の方針として、提供サービスだけでなく、地域で住民同士が支え合いながら進めていくことがうたわれています。

さらに、地域福祉を進めていくに当たっては、感染症対策として、密集状態の回避など「新しい生活様式*」に対応しながらも、地域のつながりを絶やさずに取り組んでいく必要があり、これらも踏まえながら、目標とする将来像に取り組んでいきます。

(2) 地域福祉活動計画

本計画は、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉関係者などで「みんなで安心して暮らせるまち」をつくることを目的とした「民間の活動計画」です。自分たちの住む地域での生活課題や福祉ニーズの解決には、行政や社会福祉協議会の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠です。また、社会構造の変化や地域における課題やニーズの複雑化・多様化、大規模な自然災害の発生などにより、地域のコミュニティやつながりの重要性が高まる中、地域福祉の推進に向けた取組に対して、地域住民の更なる理解と参画が必要となっています。

西海市社会福祉協議会では、5町による合併後の平成23年度に「第1期地域福祉活動計画」を、平成28年度に「第2期地域福祉活動計画」を策定し、地域住民やボランティア団体、福祉関係者などと連携し、様々な取組を進めてきました。今回の計画策定では、今日までの取組を検証しつつ、より多くの地域住民が「地域福祉の推進」に関わりを持つことができるように検討を行いました。“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する”という社会福祉協議会の使命と西海市における地域福祉の実情を踏まえ、また、計画の一貫性と継続性の観点から、目標とする将来像を、次のとおり定めます。

みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい

本計画の策定に当たり、市・社会福祉協議会の共同作業により、基本理念と基本目標の共通化を図りました。

2. 共通基本理念

両計画の目標とする将来像を踏まえ、それぞれの地域の社会資源*や人的資源を活用し、以下のような特色を生かした福祉政策及び活動計画が求められています。

①市民とともに考え、行動する 福祉の里づくり

地域によって異なる生活課題や福祉ニーズを地域住民等が把握し、その解決に向けて、社会福祉協議会等をはじめとする関係団体や行政が、市民とともに、それぞれがどのような役割のもとで解決が図られるのかを考え、行動に移すことで、真に住みよい地域づくりにつなげます。

②個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生きる 福祉の里づくり

住み慣れた地域で、誰もがいつまでも安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが他人との違いを認め合い、ともに生きる社会をつくる姿勢が重要です。何らかの援助を必要とする人を社会的に排除するのではなく、個人の尊厳を重視し、社会の構成員として包み込み、ともに生きる社会の構築を進めることで、住民主体による地域づくりにつなげます。

③豊かな福祉サービスを安心して利用できる 福祉の里づくり

各種サービス利用者の自己選択及び自己決定を尊重するとともに、福祉サービスの総合的な提供や、他分野のサービスが利用しやすくなる共生型サービスの整備など、地域の実情に応じた対応が可能となるよう制度や事業を横断的につなげることで、サービス利用者の支援や生活の質の向上を図り、誰もが自己実現を図ることのできる地域づくりを進めます。

④行政と市民による協働ネットワークで支え合う 福祉の里づくり

地域生活課題を抱える全ての人が安全で安心した生活を送れるように、地域生活課題への包括的な対応を図るため、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備・拡充を図るとともに、地域住民や社会福祉協議会、関係機関とも連携を図りながら、充実した福祉のまちづくりを進めます。

3. 共通基本目標

西海市の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念を基に本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

誰もが必要なときに適切なサービスを利用できる地域を目指します。そのために、地域の中で問題を相談・解決できる仕組みをつくとともに、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実し、サービス利用者への支援を行います。また、生活困窮者など生活課題を複合的に抱えている人にも対応できる支援体制を構築します。

基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

誰もが心身ともに豊かに暮らせる地域を目指します。そのために、専門職の研修・連携を支援し、保健・医療・福祉のネットワーク化を図ります。また、地域住民の健康づくりや生きがいづくりの支援を行います。さらに、様々な課題を抱える人の支援に向けて、福祉以外の様々な分野とも連携し、地域生活課題の解決を図ることで地域の活性化につなげる体制づくりに取り組みます。

基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのために、福祉に関する広報・啓発活動により、市民の地域福祉に対する意識を高めます。また、社会福祉協議会、各福祉関係機関及びボランティア団体との連携を強化し、地域を支える基盤を整えます。さらに、既存施設等も活用して、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる場や、交流を深めることができる場や機会の充実に努めます。

基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して

誰もが安全・安心に暮らせる地域を目指します。そのために、地域や市、関係機関などが連携し、高齢者や障がい者などの分野横断的に、災害時の不安の解消、防犯・交通安全対策などに取り組み、誰もが、安心して生き生きと暮らすことのできる環境づくりに努めます。

4. 重点戦略

地域における課題解決に向けて、基本目標を推進するとともに、基本目標を横断的につなぎ、一体的に取り組んでいけるよう、以下の重点戦略を設定します。

(1) 地域福祉計画

①全世代・全対象型地域包括支援体制の構築

地域の生活課題が多様化・複雑化していく中で、様々な生活上の困難を抱える住民が地域において自立した生活を送ることができるように、各制度における支援の包括化や地域連携、関係機関・団体等のネットワークづくりを進め、多様な福祉ニーズをすくい取り、切れ目ない支援が可能となる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めます。

②分野別計画と連携した施策の推進

本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの福祉の分野別計画や関連する諸計画を策定し、それぞれの計画に基づいて各種施策・取組を推進しています。一方で、多様化・複雑化する地域の生活課題の解決・緩和をより効果的・効率的に進めるため、各分野別計画を横断的につなぎ、各分野と連携・協働しながら施策・取組を進め、地域福祉の充実を図ります。

③地域全体で支え合う仕組みづくり

地域のつながりが希薄化し、地域力の低下が懸念される中で、近年多発する自然災害などでは地域コミュニティの力が見直されてきています。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の生活課題を地域自らが把握し、解決に向けて動くことが重要であり、地域に暮らす住民だけでなく、地域を構成する事業所、団体、関係機関等も含め、地域全体で互いに支え合い、課題を解決していくことのできる仕組みづくりを進めます。

④適応力の高いサービス提供体制の確立

令和2年、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が起こり、本市においても、感染者が発生しました。新型コロナウイルス感染症や新たな感染症が発生する可能性に鑑み、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていく必要があります。

そのため、「新しい生活様式」を定着することが重要であり、安心して必要な人が必要なサービスを利用できるよう、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、「3密（密閉、密集、密接）」の回避などの感染予防対策を徹底したサービス提供を行うため、長崎県及び関係機関と連携し、提供体制の確立を進めます。

継続したサービスの提供のために、介護者の感染や濃厚接触者となった場合の支援体制についても整備するとともに、感染予防対策を取り入れた日常生活において、高齢者の見守りや安否確認体制の強化などの新たなニーズが発生する可能性もあるため、必要とされる支援を検討します。

このように、感染症や災害などの困難な状況に対しても、しなやかに適応するサービス提供体制の確立を目指します。

(2) 地域福祉活動計画

①「地域福祉」の理解と「推進活動」の普及を目指して

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、「地域のことをみんなで考え、問題があれば解決に向けてみんなで行動しよう」という考え方です。社会構造の変化や地域における生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、大規模な自然災害の発生などにより、その重要性は高まっています。もちろん、全ての地域課題を地域住民だけで解決することはできませんが、地域住民が協力することで解決できる生活課題や福祉ニーズは多くあります。地域住民が主体的に取り組み、地域の課題やニーズを発見し、地域で共有し、地域で議論し、地域で解決を目指す、この過程が「地域福祉の推進」の大きな鍵です。社会福祉協議会では、この考え方や過程を市民に分かりやすく伝え理解を深めてもらうとともに、実践的な取組の中で、住民主体による「地域福祉の推進」の更なる深化を目指します。

②地域福祉連絡会の充実を目指して

社会福祉協議会では、平成 19 年より地域における住民主体の福祉活動組織を目指して地域福祉連絡会の設置を進め、現在、おおむね市内全地域において設置が完了し、12 地区で地域住民による自主的な活動・運営が行われています。しかしながら、まだ多くの地区で地域福祉連絡会の意義や役割について模索が行われている状態です。このため、地域福祉の推進における地域福祉連絡会の機能や役割など、地域住民に丁寧に説明し、理解と協力を得ながら、地域住民による主体的・自主的な地域福祉連絡会が増えるよう支援していきます。また、地域課題や福祉ニーズに対して、地域住民だけでなく専門職や行政、関係機関の協力が得られるような体制づくりを行います。

③ボランティア活動・市民福祉活動の活性化を目指して

「地域福祉の推進」のもう一つの大きな鍵として、ボランティア活動があります。これは、ボランティア活動が地域の課題に対して自主的・自発的に取り組む活動であるからです。現在、西海市内において、多くのボランティア団体や個人が活動していますが、活動の担い手不足や高齢化、活動資金の不足などの問題を抱えています。一方、アンケート調査結果からも分かるように、ボランティア活動に興味のある市民が多くいますが、実際の活動までつながっていない現状があります。そこで、西海市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターにおいて、ボランティア活動への支援や市民への情報発信を強化することで西海市内のボランティア活動の活性化につなげます。

また、市内では、自治会や老人会、婦人会などが行う「地域活動」や地域社会の一員として地域住民や学校単位などで行う地域清掃や草刈りなどの「地域貢献活動」（社会福祉協議会では、これらを「市民福祉活動」と呼んでいます。）や、企業などが行う「社会貢献活動」など、様々な地域をよくする活動が存在します。これらはボランティア活動ではありませんが、「地域をよくする活動」であり、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。ボランティアセンターでは、ボランティア活動だけでなく、市民福祉活動への支援や社会貢献活動との連携を図りながら地域住民とつなげることで、地域の課題解決の手法の一つとして活用する方法を提案していきます。

5. 共通施策の体系

重点戦略（市：地域福祉計画）

- ①全世代・全対象型地域包括支援体制の構築
- ②分野別計画と連携した施策の推進
- ③地域全体で支え合う仕組みづくり
- ④適応力の高いサービス提供体制の確立

将来像	共通基本目標	施策・活動の柱
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域福祉活動計画…みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域福祉計画…ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり</p>	<p>基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して</p>	<p>(1) 日常生活圏で問題を相談・解決できる仕組みをつくります</p> <p>(2) 福祉サービスの情報を総合的、迅速に提供できる仕組みをつくります</p> <p>(3) 過疎集落等地域での福祉サービス利用方法の改善を進めます</p> <p>(4) 福祉サービス利用者への支援、地域ぐるみの健康づくりへの支援を充実します</p> <p>(5) 生活困窮者の自立支援を促進します</p>
	<p>基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して</p>	<p>(1) 保健・医療・福祉の地域ネットワークをつくります</p> <p>(2) 市内の専門職の研修・連携を支援します</p>
	<p>基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して</p>	<p>(1) 地域福祉への理解を促進する活動を強化します</p> <p>(2) ボランティア活動を活性化し、地域の新たな支え合いをつくりだします</p> <p>(3) 地域に、ふれあい・交流の場となる拠点・活動をつくります</p> <p>(4) 公民協働で地域を支える基盤をつくります</p>
	<p>基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して</p>	<p>(1) 災害時や緊急時の支援体制を確立します</p>

重点戦略（社協：地域福祉活動計画）

- ①「地域福祉」の理解と「推進活動」の普及を目指して
- ②地域福祉連絡会の充実を目指して
- ③ボランティア活動・市民福祉活動の活性化を目指して

	具体的な取組	ページ
—	①市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。	64
	②問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。	65
	③市民や地域の関係者が行う地域活動と連携し、地域における見守りネットワーク活動の充実を推進します。	67
—	①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。	68
	②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。	69
	③誰もが分かりやすい情報のバリアフリー化を進めます。	70
—	①高齢化率の高い集落や過疎地域の地域福祉連絡会との連携を図り、生活を守る福祉サービスの充実に努めます。	71
	②多様な移動手段の確保・保障に努めます。	72
	③離島地域の医療体制の確保に努めます。	73
—	①権利擁護*のための成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し利用を促進します。	74
	②福祉サービスへの苦情に迅速に対応します。	75
	③必要に応じて福祉の専門職員や看護師、保健師などが地域に出向き、市民の健康と福祉を支援します。	75
	④心の健康づくりを支援します。(新規)	76
	⑤再犯防止の取組を進めます。(新規)	77
—	①生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者の抱える問題に対して支援を行います。	78
	②地域と様々な分野との連携を通じて生活困窮者を支援します。	79
—	①問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。【再掲1-(1)-②】	80
	②障がいのある人・児童・高齢者など対象者別の専門職のネットワークを構築し、課題の迅速な解決に努めます。	81
	③市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	82
—	①対象者別単位の専門職ネットワークごとに、多職種連携を中心とした研修を支援します。	84
	②専門職種ごとの活動、研修を支援します。	85
	③地域における福祉人材の確保を支援します。	85
—	①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。【再掲1-(2)-①】	86
	②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	87
	③市内の小・中学校と連携し、子どもたちの福祉への理解を促進する活動を推進します。	88
	④誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	89
	①ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成を進めます。	90
—	②市内の小・中学校と連携し、子どもたちのボランティア体験の機会を充実します。	91
	③移動支援・買い物支援など、地域生活課題の解決に結び付くボランティア活動の創出を支援します。	92
	④ボランティア団体等の活動を支援します。	93
—	⑤地域における様々な見守り活動を充実します。	94
	①地域の交流拠点（広場）づくりを進めます。	95
—	②地域の様々な行事やイベント等の活性化を支援します。	96
	①保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	98
—	②市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	99
	③市民協働による里づくりを推進します。	100
—	①「西海市地域防災計画」と連携し、「西海市避難行動要支援者避難支援計画」を地域福祉の視点から一層充実させます。	101
	②災害時・緊急時の支援体制づくりに取り組みます。	102

第4章 施策・活動計画の展開

基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

(1) 日常の生活圏で問題を相談・解決できる仕組みをつくります

本市の人口は減少が続き、近年、社会情勢や個人の価値観の変化により、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

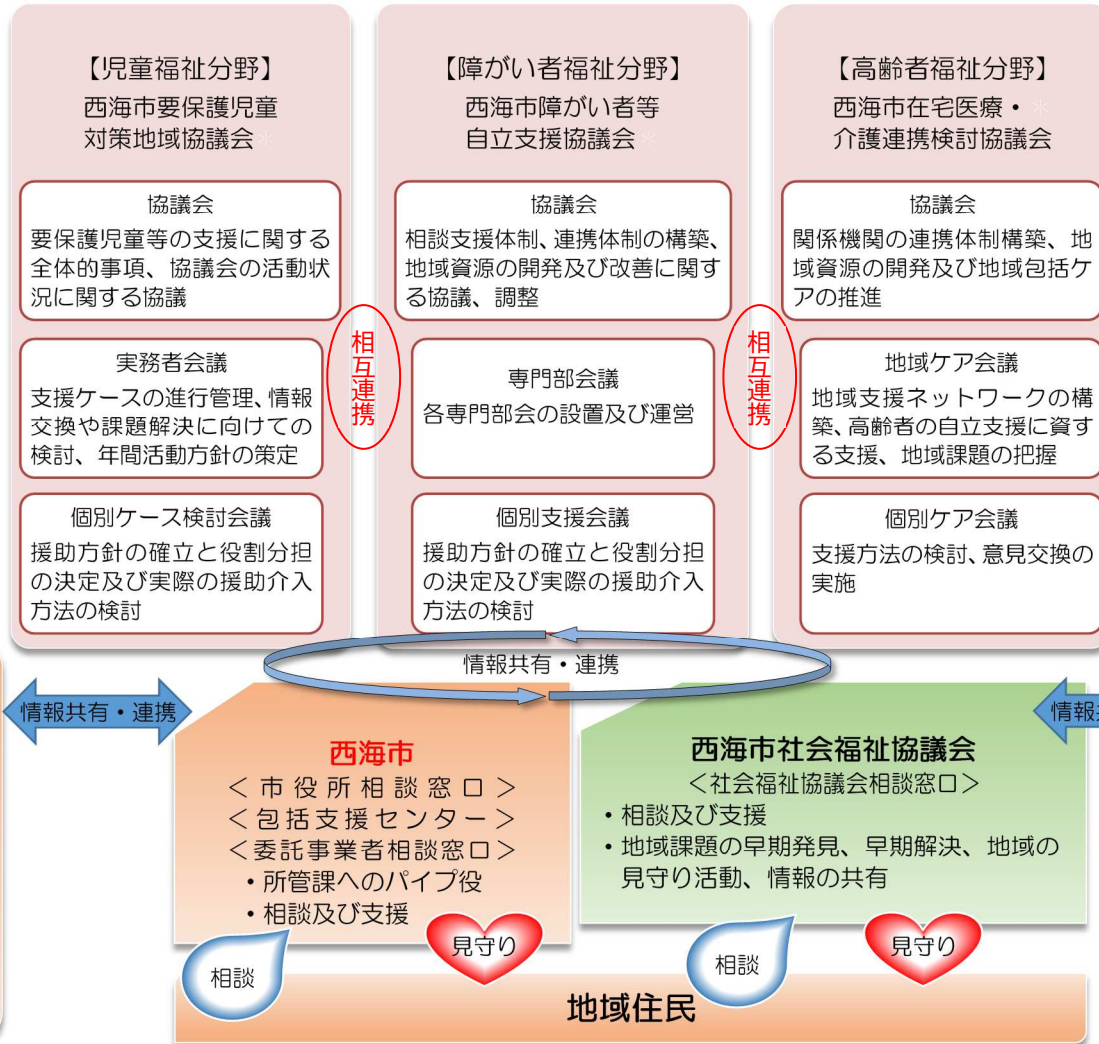
アンケート調査結果からは、地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となることについて、「近所づきあいが減っていること」が41.0%で最も高くなっています。

このため、今後、人口が減少していく中でも、地域のつながりを維持・強化していくことができるよう、より多くの住民が地域のために協力をしていくことが必要となっています。

また、本市では、民生委員・児童委員や福祉推進員など、様々な組織・団体が活動していますが、多様な地域課題の解決に向けて、各組織・団体が連携を更に強化し、地域の見守り体制を整備していくことが求められています。地域の組織・団体がそれぞれの機能を充実させるだけでなく、協力しながら活動を拡大・充実し、小地域のネットワークを構築することが必要です。

さらに、身近な地域の中で、様々な地域課題を把握・解決することができるよう、医療・介護・予防・生活支援等、各分野の専門機関が連携して、市民一人ひとりに包括的に適切なサービスを提供できるよう、本市における地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。

西海市福祉機関連携イメージ図



西海市地域福祉推進会議

- ・地域福祉計画の進捗状況の把握
- ・地域福祉計画の見直し及び策定
- ・各分野における情報、課題等に係る総合調整及び連携
- ・その他の地域福祉の推進

西海市地域福祉活動計画
策定評価委員会

- ・地域福祉活動計画の進捗状況の把握
- ・地域福祉活動計画の評価及び策定
- ・地域福祉活動計画の推進

①市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>高齢者における地域包括支援センター*、子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実と連携強化を図ります。</p> <p>児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の専門分野ごとに情報共有の充実や連携強化を図ります。各々の専門分野の会議は代表者会議、実務者会議、個別ケース会議に構成され、代表者会議において支援に関する全体的な事項を協議、調整し、実務者会議、個別ケース会議において困難ケースに関する支援方法の検討を行います。</p>
	<p>各分野にまたがるケースの連絡調整や情報の共有、処遇困難なケースの検討を行うなど専門分野間の連携強化を図ります。</p>
	<p>専門分野別の会議の代表者、関係施設の代表者、地域の代表者、学識者等によって構成される西海市地域福祉推進会議を開催し、市全域の福祉に関する情報共有や意見交換を行います。同会議において、本計画における行政施策や市民・関係機関の取組状況などについて、毎年度、計画の推進状況の総合的な把握及び評価、必要に応じて取組内容の見直しを行います。</p>
	<p>民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>地域福祉連絡会に参加し、地域の高齢者等の状況を把握するとともに、関係機関と協働して生活支援体制の整備や災害時の高齢者等の支援活動を行います。</p>
社協	<p>福祉推進員と地域福祉連絡会の役割について住民に分かりやすく紹介し、活動への理解と協力を求めます。</p>
	<p>地域福祉連絡会が地域の生活課題や福祉ニーズの早期発見と共有、解決に向けた協議の場になるよう研究・支援します。</p>
	<p>地域福祉連絡会に専門職が参加し、地域の課題や問題について相談できる体制づくりを進めます。</p>
住民	<p>日常的な近所づきあいの中で、あいさつや声かけを心がけましょう。</p>
	<p>福祉推進員の役割を理解しましょう。</p>
	<p>地域福祉連絡会の役割を理解しましょう。</p>
	<p>日常的な見守りからの気づきを行政区長や民生委員・児童委員、福祉推進員につなげましょう。</p>

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市地域福祉推進 会議の開催	1回/年	1回/年	福祉課
地域福祉連絡会の開 催(80か所)	1～2回/年	2回/年	西海市社会福祉協議 会

②問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。

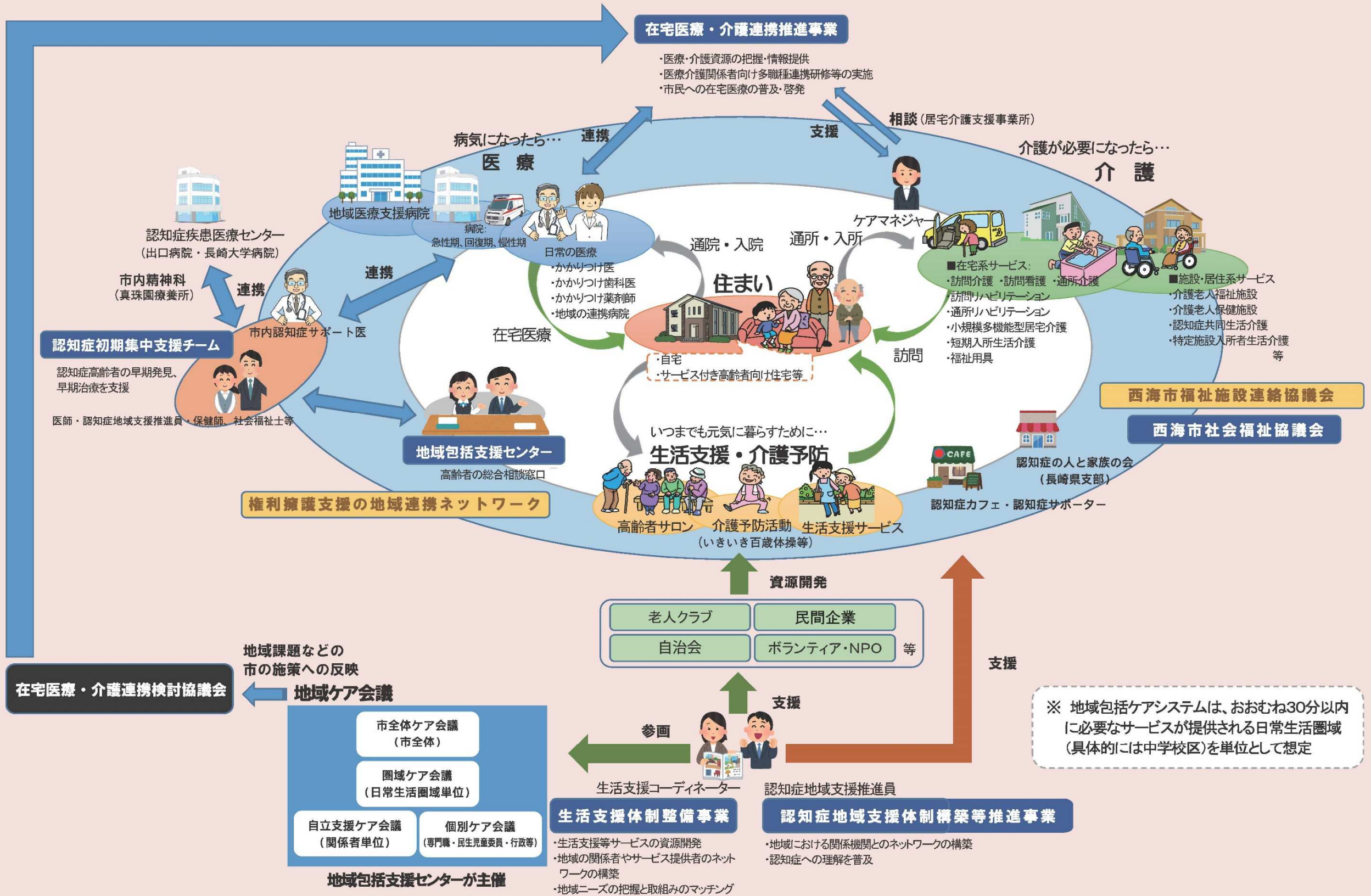
■それぞれの役割・取組■

市	西海市地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実を図るとともに、地域住民を中心とした圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進します。
	地域の関係者、西海市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉のそれぞれの分野ごとに、市民のニーズに応じた個別ケース検討会を開催し、情報共有及び連携を図るとともに、問題の早期発見・解決と保健・医療・福祉の専門職につなげる仕組みを構築します。
	保健所と連携し、医療従事者や介護従事者などに在宅医療の理解を深めてもらうための研修会を実施します。
社協	地域福祉連絡会を、地域の課題や問題、気づきなどが解決につながる場となるようナビゲートします。
	地域住民に地域福祉連絡会の目的や役割を理解していただき、住民主体での開催や運営ができるよう支援します。
住民	日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深めましょう。
	地域で行われる活動に積極的に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
個別ケース検討会の 開催	随時開催 1回以上/年	随時開催 1回以上/年	福祉課、健康ほけん 課、こども課、長寿 介護課
地域住民による自主 的な地域福祉連絡会 の開催	12地区	25地区	西海市社会福祉協議 会

西海市版 地域包括ケアシステムの全体像



③市民や地域の関係者が行う地域活動と連携し、地域における見守りネットワーク活動の充実を推進します。

■それぞれの役割・取組■

市	地域の身近な存在である、行政区長、民生委員・児童委員との連携を深めます。地域における生活課題の早期発見・早期解決及び情報共有を目的に、地域住民が中心となって設置される「地域福祉連絡会」と連携を図ります。
	母子保健推進員連絡会の開催や安心見守りネットワーク協力事業所の協定等を通じ、地域における見守りネットワーク活動の継続を図ります。また、必要な場合には専門職につなげる仕組みの構築を支援します。
社協	地域福祉連絡会の機能を充実させ、見守りが必要なひとり暮らしや認知症の高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの対象者を地域でも把握し、関係機関と連携した対応を行います。
	地域の見守りで気づいたことが生かされるよう、気づいた際の連絡先や対処法などの研究や情報提供を行います。
	地域と地域包括支援センター、福祉事務所などの関係機関が連携した見守りネットワークづくりを支援します。
住民	地域の団体が開催するイベント等に積極的に参加し、身近な地域の中でお互いに顔の見える関係づくりに努めましょう。
	身近な困りごとや生活課題を出し合い、解決のために地域でできることを話し合える機会を設けましょう。
	地域における生活の中で、それぞれの立場での福祉活動への参加を心がけ、地域福祉の推進に努めましょう。
	身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう。
	あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
	児童生徒の登下校時間に合わせて、散歩など外出するよう心がけましょう。
	地域で見守るべき人が誰なのかを把握しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域の見守りネットワーク活動に関する連絡会や研修会等の開催	3回	3回	こども課
安心見守りネットワークへの協力事業所	17事業所	17事業所	長寿介護課
地域福祉連絡会の開催(80か所)	1～2回/年	2回/年	西海市社会福祉協議会

(2) 福祉サービスの情報を総合的、迅速に提供できる仕組みをつくります

私たちが困りごとを抱えたときには、福祉サービス等の情報を必要とする人に、必要とする情報が速やかに届けられるようにすることが必要です。

本市では、情報提供の手段の一つとして、市民、各種団体や学校などを対象に、「まちづくり出前講座」を実施しており、保健福祉に関する講座の要望は、令和元年度において全体の31%を占めています。このほかにも、地域福祉連絡会と連携した情報発信やイベント等の周知活動を、西海市ウェブサイトや広報紙等を活用して行っています。

今後も引き続き、出前講座や地域での寄り合い等を一層活用し、分かりやすく効果的な情報提供に努めるとともに、高齢者や障がいのある人など、情報の受け手に応じて、情報が適切に伝わるよう、提供方法の工夫・充実を図ります。

①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。

■それぞれの役割・取組■

市	西海市では、福祉、健康づくり、生活環境、介護予防に関することなど、様々な分野の「西海市まちづくり出前講座」を実施しています。
	今後もイベント等の多様な機会を通じて、保健・医療・福祉に関するサービスのPRに努めるとともに、わいわいサロン*や自治会、老人会、小・中学校などにおいて保健・医療・福祉に関する出前講座の実施を進めます。また、誰もが分かりやすく、関心を持つよう講座内容の工夫・充実に努めます。
社協	老人会やわいわいサロンなどの地域の集まりで「福祉出前講座」を実施します。
	高齢者や障がい者、地域福祉への理解を深めるため、体験学習や関係者の講話などを内容とした福祉体験*活動・福祉教育のプログラムの充実を図り実施します。
住民	福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。
	市や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
	市や社会福祉協議会等が提供する福祉に関する情報に興味を持ちましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市まちづくり出前講座の件数	0回/年 0回/年 0回/年 12回/年	拡大	健康ほけん課 福祉課 こども課 長寿介護課
福祉出前講座の件数	6件	18件	西海市社会福祉協議会

②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。

■それぞれの役割・取組■

市	イベント時の周知活動、西海市ウェブサイトや広報紙の活用など、様々な方法により保健・医療・福祉に関するサービスの情報発信に努めます。
	地域の福祉課題の早期発見や解決、地域の見守り活動を目的とする「地域福祉連絡会」と連携し、福祉サービスの情報提供及び要支援者の把握に努めます。
	市保育会及び市学童連絡協議会等の関係機関との情報交換に努め、課題についての情報共有や解決を図ります。
	市が所有する Facebook アカウント等の SNS を活用し、保健・医療・福祉に関するサービスの情報発信に努めます。
社協	社協だよりやウェブサイトなどを活用し、住民に分かりやすい福祉情報の提供に努めます。
住民	市、関係機関等が発信する情報への関心を持ち、情報を積極的に活用しましょう。
	口コミや SNS で福祉情報を周りの人にも伝えましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
市保育会及び市学童連絡協議会との連携 (新規)	2回/年	4回/年	こども課
地域福祉連絡会との連携	29回/年	50回/年	長寿介護課
社協だよりの発行	12回/年	12回/年	西海市社会福祉協議会
ウェブサイトでの情報提供	随時	随時	西海市社会福祉協議会

③誰もが分かりやすい情報のバリアフリー化を進めます。

■それぞれの役割・取組■

市	障がいのある人や高齢者など、情報の受け手の特性に合わせて、誰もが必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段や媒体（広報紙、防災行政無線や西海市ウェブサイト、データ放送など）、表現方法（点字や音声案内など）を用いて情報提供の充実を図ります。
	西海市社会福祉協議会と連携し、音訳ボランティア・手話ボランティアの育成及び活動を支援します。
	保健・医療・福祉に関するサービスなどの情報をまとめたパンフレットを作成し、サービス内容や制度等について、分かりやすい情報提供の充実に努めます。
社協	音訳ボランティア・手話ボランティアの育成及び活動を支援します。
	社協だよりやウェブサイトでの分かりやすい情報発信を心がけるとともに、新しい情報伝達手段を研究し実施します。
住民	地域福祉に関心を持ち、自ら情報を得るようにしましょう。
	どのような媒体で情報提供がされているか知っておきましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
音訳ボランティアの育成支援	2地区	2地区	福祉課、西海市社会福祉協議会
手話ボランティアの育成支援	1団体	1団体	福祉課、西海市社会福祉協議会

(3) 過疎集落等地域での福祉サービス利用方法の改善を進めます

本市では、人口が減少する一方で、高齢者は増加傾向であり、離島、本土を問わず、少子高齢化とともに、集落の過疎化が進行し、人口の50%以上を65歳以上の年齢層が占める、基礎的条件の厳しい集落が増加しています。また、集落は市内の広範囲に散在しており、社会的な条件整備において大きな課題となっています。

こうした地域では、それぞれに固有の風習や伝統文化などを有しており、地域のつながりが強く、お互いに助け合える関係を築いています。このため、生涯、長年住み慣れている地域で暮らし続けたいと思っている人が多いものの、移動手段が少なく、高齢者への福祉サービスが不足していることから、生活に不安を持っている人も少なくありません。

このため、様々な担い手と連携し、過疎集落等において求められている新たな福祉サービスの創出や移動手段の確保など、地域に応じた活動を支援し、高齢者や障がいのある人も含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な保健・医療・福祉サービスを適切に利用できる環境づくりに努めます。

① 高齢化率の高い集落や過疎地域の地域福祉連絡会との連携を図り、生活を守る福祉サービスの充実に努めます。

■それぞれの役割・取組■

市	地域の実情や課題を把握し、生活を守る福祉サービスの充実を進めるため、地域福祉連絡会との連携を図り、基礎的条件の厳しい集落や過疎地域の福祉に対する課題や現状についての点検・調査、活動に対する支援に努めます。
	離島の健康増進・地域の医療確保の面で住民を支援するとともに、出前講座などを活用し、福祉サービスの情報提供を図ります。
社協	高齢化率の高い集落や過疎地域で地域福祉連絡会を開催し、地域住民と一緒にその地域で生活を継続するための課題の共有や解決方法の検討を行います。
住民	利用できる福祉サービスについて把握し、内容を正しく理解して適切に活用しましょう。
	市や社会福祉協議会が開催する講演会や出前講座等に積極的に参加しましょう。

②多様な移動手段の確保・保障に努めます。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>交通弱者の通院や買い物等の移動手段の確保及び交通空白地域の解消を目的に、平成 31 年 4 月から実証運行を開始した「さいかいスマイルワゴン」について、継続して運行し本格運行への移行を図ります。</p> <p>また、乗合タクシーについては、その地域特性から藤原線を継続運行し存続に努めます。今後も既存交通機関である路線バス、タクシーの維持、存続に努めるとともに、他部署とも連携しながら市内公共交通の利便性の向上を図ります。</p>
	<p>離島地域では、NPO法人平島を守る会及び松島地区交通事業運営協議会が行っている公共交通空白地有償運送事業が安定的に継続できるよう運営支援を行うとともに、江島地区の交通事業導入のため、運営団体の設立及び運営支援を行います。また、バリアフリーに対応した車両の購入等を支援します。</p>
社協	<p>江島地区の移動手段がない高齢者等を対象に、社協独自で医療機関への通院時の送迎を行い、住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援します。(離島地区医療機関送迎サービス事業)</p>
	<p>江島・平島住民の本土での交通の利便性を高めるため、貸出時間(日中)を限定して完全無料(貸出費用、ガソリン代不要)で軽自動車を貸し出します。</p>
住民	<p>公共交通事業が安定的に継続できるよう、積極的に利用しましょう。</p>
	<p>車の運転ができない高齢者などに、移動や買い物の手助けをしましょう。</p>

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 7 年度)	担当課
交通空白地区等解消事業	<p>乗合タクシーの運行を継続 (1 地区)</p> <p>スマイルワゴンの運行継続 (4 地区)</p> <p>各離島の交通事業者の支援 (2 地区)</p>	<p>乗合タクシーの運行を継続 (1 地区)</p> <p>スマイルワゴンの運行継続 (4 地区)</p> <p>各離島の交通事業者の支援 (3 地区)</p>	情報交通課、島の暮らし支援室
離島地区医療機関送迎サービス事業	送迎サービス事業の継続	送迎サービス事業の継続	西海市社会福祉協議会
江島・平島地区自動車貸出事業	自動車貸出事業の継続	自動車貸出事業の継続	西海市社会福祉協議会

③離島地域の医療体制の確保に努めます。

■それぞれの役割・取組■

市	離島医療については、必要な医療体制を保つため公的運営を行うとともに、医師や看護師など医療従事者の確保に努め、市民の安全・安心を図ります。また、地域医療ネットワークあじさいネットを活用し、県内の基幹病院と江島、平島、松島地区の各診療所の病診連携に努めます。
	江島、平島、松島地区において、夜間時におけるヘリコプター離着陸のための照明設備等の施設の維持管理に努めます。
住民	医療サービスの内容や利用方法等の情報を自ら積極的に収集しましょう。
	家庭や近隣、友人などと収集した情報を共有するとともに、必要に応じて診療所や出張所等に情報提供を行い、連携を図りましょう。
	あじさいネットの医療情報共有を求める同意に理解を示しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
離島における医療従事者の確保	医師3名 看護師4名	医師3名 看護師4名	健康ほけん課

(4) 福祉サービス利用者への支援、地域ぐるみの健康づくりへの支援を充実します

地域福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、福祉を取り巻く様々な制度の改正が行われており、利用者それぞれの状況に応じたサービスを自ら選択できる環境を整えることが必要です。

しかし、認知症高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分な人もおり、サービスが必要であるにもかかわらず、適切なサービスを受けることができない状況もみられます。このため、こうした人々が地域で安心して暮らせるように、個人の権利を守るとともに、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を促進します。

また、サービスの利用において、利用者が事業者に対して対等な立場で要望や苦情等を自由に言える環境を整えるとともに、苦情や相談に対する適切な対応に努めます。

さらに、アンケート調査結果からは、毎日の生活の中で困っていること、不安に思っていることについて、「自分や家族の健康や介護のこと」が最も高くなっており、市民の健康や介護予防に対する関心は大変高いことがうかがえ、身近な地域において地域ぐるみで健康づくり活動や地域福祉に取り組む活動を推進します。

①権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し利用を促進します。

■それぞれの役割・取組■

市	広報紙や西海市ウェブサイト等を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知に努め、利用の促進を図ります。
	西海市地域包括支援センターや西海市社会福祉協議会等と連携を図り、サービスへ適切につなぐとともに、総合的に支援のできる体制づくりを進めます。
	高齢者の相談窓口である包括支援センターにおいて、制度説明や制度の利用の支援を行います。
	成年後見制度利用促進法第 14 条に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援とその他の必要な措置を講ずるよう努めます。
社協	西海市と協力して、成年後見制度等について分かりやすく紹介し、市民の理解促進に努めます。
住民	お互いの人権を尊重する意識を持ち、様々な人々を理解するよう心がけましょう。
	講演会や研修等に積極的に参加し、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身につけましょう。

②福祉サービスへの苦情に迅速に対応します。

■それぞれの役割・取組■

市	福祉サービスに関する様々な苦情・相談を受けた際には、他の相談窓口と連携し、適切に対応します。
	広報紙や西海市ウェブサイト等を活用し、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知を図ります。
社協	社会福祉協議会が行う事業や福祉サービスにおいて、市民からの苦情が寄せられた際は、第三者委員会を開催し解決を図ります。また、他の福祉サービスに関する様々な苦情・相談を受けた際には、関係機関の相談窓口と連携し、適切に対応します。
住民	苦情相談窓口や苦情解決制度について把握しておきましょう。
	福祉サービスについて苦情がある場合は事業者へ伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市ウェブサイトの活用	随時掲載	随時掲載	福祉課、 長寿介護課

③必要に応じて福祉の専門職員や看護師、保健師などが地域に出向き、市民の健康と福祉を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	必要に応じて看護師や保健師などの保健・医療・福祉の専門職が地域に出向き、相談支援体制を充実するとともに、小地域におけるきめ細かな地域福祉の推進を図ります。また、西海市社会福祉協議会とも連携し、個別ケース検討会において情報の共有を図るとともに、問題の早期発見・解決に努めます。
	各地域において「西海市まちづくり出前講座」を活用した介護予防や健康づくりに関する教室を実施し、市民の健康づくりについての意識向上を図るとともに、健康づくりの活動を推進します。
社協	社協職員が地域に出向き、相談支援体制を充実するとともに、小地域におけるきめ細かな地域福祉の推進を図ります。
	行政とも連携し、個別ケース検討会において情報の共有を図るとともに、問題の早期発見・共有・解決に努めます。

住民	福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
	相談を受けたら、一緒に対応を考えたり、相談窓口を紹介したりしましょう。
	介護予防や健康づくりの教室に積極的に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市まちづくり出前講座の件数 【再掲】1 - (2) -①	0回/年 12回/年	拡大	健康ほけん課 長寿介護課
福祉出前講座の件数 【再掲】1 - (2) -①	6件	18件	西海市社会福祉協議会

④心の健康づくりを支援します。(新規)

■それぞれの役割・取組■

市	本市の自殺に関する現状分析等を通じて地域課題を整理し、本市の現状に即した自殺対策計画の策定により、子ども・子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者支援などの各福祉分野と連携しながら、効果的な自殺対策を推進します。
	生活の中での様々な悩みや困りごとに関して相談できる窓口を周知するとともに、様々な分野で気づき・見守るための人材の育成、自殺に関する正しい知識の啓発・周知などを行います。
	心の健康づくりを進めるとともに、心の不調を早期に発見し、対応する体制づくりを関係機関とも連携して推進していきます。
社協	様々な相談の機会などを通じ、生きづらさにつながる生活課題を把握し、関係機関と連携しながら、必要に応じて各種支援につなげます。
	障がいのある人やひきこもりの人、その家族や支援者など、誰でも気軽に参加できる居場所づくりを支援します。
住民	健康や自殺に関する正しい知識や理解を深めましょう。
	生活習慣の改善を図り、日々健康的な生活を送りましょう。
	周りに配慮や支援が必要な人がいる場合は、相談窓口等の利用も検討しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
市内の自殺者数(新規)	6人	0人	健康ほけん課

⑤再犯防止の取組を進めます。(新規)

■それぞれの役割・取組■

市	長崎県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。
	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」の推進や再犯防止に関する周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
	地域における更生保護の活動拠点である、西海地区更生保護サポートセンターへの支援や、保護司*の人材確保・支援、保護司等の活動の周知など、更生保護の活動を支援します。
社協	「社会を明るくする運動」などに連携して取り組むことで、犯罪や非行を防止し、立ち直りを目指す人を支援できる地域づくりに協力します。
住民	更生保護の活動に関心を持ちましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
“社会を明るくする運動”の推進(新規)	啓発パレード1回 中学生高校生弁論大会1回	啓発パレード1回 中学生高校生弁論大会1回(継続)	福祉課
保護司の確保	31名	33名	福祉課

【西海市再犯防止推進計画】

計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけます。

国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点課題を示しており、本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、民間協力者の確保に対する支援を行うなどして、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(5) 生活困窮者の自立支援を促進します

近年の社会情勢の変化により、世代を問わず、仕事に就くことが困難であったり、働いても収入が少なかったりするなど、生活困窮に直面している人が増加しています。

また、単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族形態の多様化、地域コミュニティの低下などによる社会的孤立、それぞれが抱える疾病や障がいなど複合的な課題が複雑に絡み合っ、生活困窮に陥っている人も増加しており、これまでの福祉施策では全てに対処することが難しい状況となっています。

このようなことを背景に、平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度では、自立支援相談事業等の事業により、生活困窮者の自立促進を包括的に支援することとしています。本市においても、市と西海市社会福祉協議会が連携して相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える複合的な問題に対応するため、個々の生活困窮者の状況に合わせた、自立促進に対する支援を行っています。

また、地域の中で生活困窮者を継続的に支援するとともに、保健や教育、就労など他の分野との連携・協力を図り、これまでの公的な制度では対応できなかった人たちに対する支援の受け皿（セーフティネット）を拡大していくことが重要です。

今後も、地域との連携により、地域の中で生活困窮者を支える体制の充実を図るとともに、引き続き長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって取り組んでいる、「生計困難者レスキュー事業」などと連携して自立促進に向けた支援に努めます。

①生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者の抱える問題に対して支援を行います。

■それぞれの役割・取組■

市	生活困窮者自立支援法が定める自立支援相談事業を中心に、地域の理解を促進するとともに、「西海市生活支援相談室」を設置するなど、支援体制の構築を推進し、生活困窮者の自立促進に対する支援を行います。
	生活困窮者自立支援制度や相談窓口の周知、実態と課題の把握に努め、今後の支援策の充実に努めます。
社協	生活に困窮している人が相談しやすいよう相談窓口を周知します。
	多様で複合的な相談に応じるため、継続的・包括的な相談支援を行います。
住民	生活困窮等の問題を抱えている場合は、利用可能な制度等がないか、相談窓口を利用しましょう。
	生活困窮等の問題を抱えている人がいる場合は、相談窓口等を紹介しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
自立相談支援事業への新規相談件数	56 件/年	60 件/年	福祉課、西海市社会福祉協議会
プラン作成件数（新規）	51 件/年	60 件/年	福祉課、西海市社会福祉協議会
終結件数（新規）	10 件/年	15 件/年	福祉課、西海市社会福祉協議会

②地域と様々な分野との連携を通じて生活困窮者を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	地域における日頃の見守りや地域活動を通して、地域の中で生活困窮者を支えることができる環境づくりや仕組みづくりを推進します。
	保健、教育、就労など福祉以外の分野との連携体制を整え、地域住民の協力を得ながら、生活困窮者が抱える様々な問題に対して支援します。
	社会福祉協議会、レスキュー事業者と連携し、生活困窮者の自立促進に向けた支援に努めます。
社協	多岐にわたる関係機関等と連携し、自立に向けて重層的な支援を行うよう努めます。
	生活困窮者の働く場や参加の場が広がるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の充実を図っていきます。
住民	生活困窮や子どもの貧困への理解を深めましょう。
	気になる子どもや世帯がないか、地域の問題や課題に関心を持ちましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
支援調整会議の開催	16 回/年	24 回/年	福祉課、西海市社会福祉協議会

基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

(1) 保健・医療・福祉の地域ネットワークをつくります

要支援者の早期発見と問題解決には、関連する各専門機関や団体などが情報を共有し、連携・強化を図りながら、支援体制の充実を図ることが重要となりますが、地域においては、個々の活動は活発に行われているものの、連携が図られていないといった声や、各種福祉制度は仕組みが複雑で内容や手続きが分かりにくいといった声があります。ヒアリング調査結果からは、活動の継続や、活発に活動していくために必要なこととして、「各団体、関係機関との連携」という意見も挙げられています。

このため、多様な地域課題を地域で把握・解決し、利用者やその家族が安心して必要なサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉分野の関係機関や福祉サービス事業者はもとより、地域福祉活動との協力・連携を強化した地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、保健や医療、福祉などの異なった専門分野にまたがった相談に対応していくため、行政機関や専門機関、各種団体等の相談支援ネットワークの強化・充実を進め、迅速な対応に努めます。

**①問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。
【再掲1-(1)-②】**

■それぞれの役割・取組■

市	西海市地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実を図るとともに、地域住民を中心とした圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進します。
	地域の関係者、西海市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉のそれぞれの分野ごとに、市民のニーズに応じた個別ケース検討会を開催し、情報の共有及び連携を図るとともに、問題の早期発見・解決と保健・医療・福祉の専門職につなげる仕組みを構築します。
	保健所と連携し、医療従事者や介護従事者などに在宅医療の理解を深めてもらうための研修会を実施します。
社協	地域福祉連絡会を、地域の課題や問題、気づきなどが解決につながる場となるようナビゲートします。
	地域住民に地域福祉連絡会の目的や役割を理解していただき、住民主体での開催や運営ができるよう支援します。
住民	日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深めましょう。
	地域で行われる活動に積極的に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
個別ケース検討会の開催	随時開催 1回以上/年	随時開催 1回以上/年	福祉課、健康ほけん課、こども課、長寿介護課
地域住民による自主的な地域福祉連絡会の開催	12地区	25地区	西海市社会福祉協議会

②障がいのある人・児童・高齢者など対象者別の専門職のネットワークを構築し、課題の迅速な解決に努めます。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>児童、障がい、高齢者の専門分野別に協議会を設置しています。各々の専門分野別の会議には代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等を設置し、保健・医療・福祉・介護に関する関係機関等の連携・情報交換等を行うとともに、支援に関する全体的な事項や様々な困難ケースについて検討を行います。</p>
	<p>児童福祉分野では、西海市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に関する把握、適切な保護及び支援を図るための情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関し協議を行います。</p>
	<p>障がい者福祉分野では、西海市障がい者等自立支援協議会において、地域における障がい者福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行います。</p>
	<p>高齢者福祉分野では、西海市在宅医療・介護連携検討協議会において、高齢者等のニーズ及び各種サービスの問題点等の把握や関係機関等との連携・情報交換等を行うとともに、地域の高齢者等に対する支援について協議を行います。</p>
	<p>各分野にまたがる処遇困難なケースの連絡調整や情報の共有、検討を行うなど専門分野間の連携を図り、問題の迅速な解決に努めます。今後も、各個別分野の計画に基づき、各分野において地域団体、福祉サービス事業者、関係機関・組織、ボランティア団体、NPOなどの連携を強化し、ネットワーク体制の整備を図ります。</p>
社協	<p>子育てや障がい者支援、介護などの様々な相談に対応できるよう、福祉施設・福祉事務所などの関係機関と連携します。</p>
住民	<p>地域で困りごとや生活課題を抱えている人や世帯はいないか、地域の問題に関心を持ちましょう。</p>
	<p>地域の人々だけでは難しい取組等については、相談窓口等に相談しましょう。</p>

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
要保護児童対策地域協議会	(代表者会) 1回/年 (実務者会議) 3回/年	(代表者会) 1回/年 (実務者会議) 3回/年	こども課
障がい者等自立支援協議会	協議会1回/年 専門会議1回/年	協議会1回/年 専門会議8回/年	福祉課
在宅医療・介護連携検討協議会	協議会2回/年	協議会2回/年	長寿介護課
地域ケアネットワーク会議	圏域地域ケア会議* 6回/年	圏域地域ケア会議 6回/年	長寿介護課

③市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。
【再掲1-(1)-①】

■それぞれの役割・取組■

市	<p>高齢者における地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実と連携強化を図ります。</p> <p>児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の専門分野ごとに情報共有の充実や連携強化を図ります。各々の専門分野の会議は代表者会議、実務者会議、個別ケース会議に構成され、代表者会議において支援に関する全体的な事項を協議、調整し、実務者会議、個別ケース会議において困難ケースに関する支援方法の検討を行います。</p>
	<p>各分野にまたがるケースの連絡調整や情報の共有、処遇困難なケースの検討を行うなど専門分野間の連携強化を図ります。</p>
	<p>専門分野別の会議の代表者、関係施設の代表者、地域の代表者、学識者等によって構成される西海市地域福祉推進会議を開催し、市全域の福祉に関する情報共有や意見交換を行います。同会議において、本計画における行政施策や市民・関係機関の取組状況などについて、毎年度、計画の推進状況の総合的な把握及び評価、必要に応じて取組内容の見直しを行います。</p>
	<p>民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>地域福祉連絡会に参加し、地域の高齢者等の状況を把握するとともに、関係機関と協働して生活支援体制の整備や災害時の高齢者等の支援活動を行います。</p>

社協	福祉推進員と地域福祉連絡会の役割について住民に分かりやすく紹介し、活動への理解と協力を求めます。
	地域福祉連絡会が地域の生活課題や福祉ニーズの早期発見と共有、解決に向けた協議の場になるよう研究・支援します。
	地域福祉連絡会に専門職が参加し、地域の課題や問題について相談できる体制づくりを進めます。
住民	日常的な近所づきあいの中で、あいさつや声かけを心がけましょう。
	福祉推進員の役割を理解しましょう。
	地域福祉連絡会の役割を理解しましょう。
	日常的な見守りからの気づきを行政区長や民生委員・児童委員、福祉推進員につなげましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市地域福祉推進会議の開催	1回/年	1回/年	福祉課
地域福祉連絡会の開催(80か所)	1～2回/年	2回/年	西海市社会福祉協議会

(2) 市内の専門職の研修・連携を支援します

少子高齢化により福祉サービスの需要増大が見込まれる一方で、保健・医療・福祉従事者の人材不足は全国的に深刻な問題となっています。本市においても、専門職が不足しているといった声が聞かれ、特に離島地域においては大きな課題の一つです。ヒアリング調査結果からは、地域福祉を充実させていくために、西海市が力を入れていくべきこととして、「福祉に携わる職員の専門性の向上」という意見も挙げられています。

地域での安心した生活を支えるには、保健・医療・福祉に関する専門職を確保、養成し、資質の向上を図っていくことが重要です。このため、質の高い福祉サービスを提供できるよう、関係機関と連携を図りながら、専門職の研修や情報交換、交流活動などの支援を行い、専門職の養成、資質の向上に努めます。

①対象者別単位の専門職ネットワークごとに、多職種連携を中心とした研修を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	事業者等による高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野の研修について、講師の派遣や国・県等が実施する各種研修について情報提供・推薦等の支援を行います。関係機関や市役所内部の様々な専門職同士の情報交換・共有や連携を強化し、サービスの質の向上に努めます。
	保健・医療・福祉に関する専門職の研修会や交流活動についての情報を収集するとともに、事業者等の専門職に対し情報の提供に努めます。
	地域住民が主体的に行う子育て支援に関する研修会などへの支援を行い、地域における子育てに係る専門職の資質の向上を図ります。
住民	地域で困りごとや生活課題を抱えている人や世帯はいないか、地域の問題に関心を持ちましょう。
	地域の人々だけでは難しい取組等については、相談窓口等に相談しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
研修会に関する情報の提供	随時提供	随時提供	健康ほけん課、福祉課、こども課、長寿介護課
国・県等が実施する研修会の情報提供・推薦(新規)	5件/年	10件/年	長寿介護課

②専門職種ごとの活動、研修を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>保健・医療・福祉に関する従事者などの人材育成及び資質の向上を図るため、各種研修や情報交換及び情報共有の機会の充実に努めます。</p> <p>市内の民生委員・児童委員、各種相談員、各種サポーターなどの人材育成及び資質の向上を図るため、活動を支援するとともに、各種研修や情報交換及び情報共有の機会の充実に努めます。</p>
社協	西海市福祉施設連絡協議会と連携し、職員の資質の向上を図るため、各種研修会や情報交換を行います。
住民	日夜、新型コロナウイルス感染症に対する不安と闘っている医療、福祉従事者の精神的な負担を理解し、感謝の気持ちを持ちましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
民生委員・児童委員 対象の研修	1回以上/年	1回以上/年	健康ほけん課、 福祉課、こども課、 長寿介護課

③地域における福祉人材の確保を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>福祉施設連絡協議会と連携し、福祉職の魅力ややりがいの発信、事業者と求職者のマッチングする機会を支援します。特に将来を担う若年層の確保に向けた取組を支援します。</p> <p>西海市・時津町・長与町・長崎市の介護事業所や関係機関等で構成する「長崎圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会」において、介護職の魅力を伝えるための基礎講座を開催するなど、長期的な視点に立った介護人材確保の取組を継続します。介護現場の労働環境や処遇の改善に向け国や県と連携し、介護分野で働くことが魅力的に感じられるように取り組みます。</p>
社協	西海市福祉施設連絡協議会と連携し、福祉職への関心や理解を深めるための機会の充実や情報の提供に努めます。
住民	<p>福祉職への理解を深め、福祉職合同就職フェア等に積極的に参加しましょう。</p> <p>福祉施設でボランティア体験をしましょう。</p>

基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

(1) 地域福祉への理解を促進する活動を強化します

本計画が目標とする将来像として掲げる「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」「みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい」を実現するためには、地域住民同士が、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらずお互いを理解し、受け入れる心を持つことが重要であり、そのための周知・啓発活動は、地域福祉の根幹を成す取組といえます。

しかし、障がいや高齢者、地域福祉への理解はまだ十分であるとはいえず、地域での助け合い、支え合いには、市民一人ひとりの福祉意識を高めていく必要があります。

このため、出前講座や地域での寄り合い等を活用し、分かりやすい情報提供に努めるとともに、地域福祉連絡会との連携を強化し、地域の福祉課題の早期発見や解決など、住民主体の地域づくりを推進します。

また、他者への理解不足や意識の隔たりをなくし、互いに理解し合い、認め合うために、身近にある福祉について考える機会や、障がいのある人との交流の機会を持つ福祉教育の充実を図ります。

さらに、誰もが住み慣れたまちで安心して自立した生活を送っていくために、社会参加を妨げる障がいをできる限り取り除いていく必要があります。広報紙でユニバーサルデザインフォントを使用する等、ユニバーサルデザイン*に配慮した情報提供を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。【再掲1-(2)-①】

■それぞれの役割・取組■

市	西海市では、福祉、健康づくり、生活環境、介護予防に関する事など、様々な分野の「西海市まちづくり出前講座」を実施しています。
	今後もイベント等の多様な機会を通じて、保健・医療・福祉に関するサービスのPRに努めるとともに、わいわいサロンや自治会、老人会、小・中学校などにおいて保健・医療・福祉に関する出前講座の実施を進めます。また、誰もが分かりやすく、関心を持つよう講座内容の工夫・充実に努めます。
社協	老人会やわいわいサロンなどの地域の集まりで福祉出前講座を実施しています。
	高齢者や障がい者、地域福祉への理解を深めるため、体験学習や関係者の講話などを内容とした福祉体験活動・福祉教育のプログラムの充実を図り実施します。
住民	福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。
	市や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
	市や社会福祉協議会等が提供する福祉に関する情報に興味を持ちましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市まちづくり出前講座の件数	0回/年 0回/年 0回/年 12回/年	拡大	健康ほけん課 福祉課 こども課 長寿介護課
福祉出前講座の件数	6件	18件	西海市社会福祉協議会

②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1 - (2) - ②】

■それぞれの役割・取組■

市	イベント時の周知活動、西海市ウェブサイトや広報紙の活用など、様々な方法により保健・医療・福祉に関するサービスの情報発信に努めます。
	地域の福祉課題の早期発見や解決、地域の見守り活動を目的とする「地域福祉連絡会」と連携し、福祉サービスの情報提供及び要支援者の把握に努めます。
	市保育会及び市学童連絡協議会等の関係機関との情報交換に努め、課題についての情報共有や解決を図ります。
社協	社協だよりやウェブサイトなどを活用し、市民に分かりやすい福祉情報の提供に努めます。
住民	市、関係機関等が発信する情報への関心を持ち、情報を積極的に活用しましょう。
	口コミやSNSで福祉情報を周りの人にも伝えましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域福祉連絡会との連携	29回/年	50回/年	長寿介護課
社協だよりの発行	12回/年	12回/年	西海市社会福祉協議会
ウェブサイトでの情報提供	随時	随時	西海市社会福祉協議会

③市内の小・中学校と連携し、子どもたちの福祉への理解を促進する活動を推進します。

■それぞれの役割・取組■

市	市内の小・中学校と連携し、総合学習の時間や授業等において福祉に関する体験学習やボランティア活動などの機会を充実し、福祉教育を推進します。
	福祉施設等の訪問活動など、地域の障がいのある人や高齢者とふれあい、交流する機会を充実し、障がいのある人や高齢者に対する理解の促進を図ります。
社協	市内全ての小・中学校で福祉に関する講話や体験活動を実施し、子どもたちの福祉への理解を深めます。
	子どもたちが福祉やボランティアに関心を持ちやすく情報を得やすいウェブサイトや広報誌の作成に努めます。
住民	福祉に関心を持ちましょう。
	地域の問題や課題に関心を持ちましょう。
	高齢者や障がい者等、様々な人々を理解しよう心がけましょう。
	福祉学習や体験の機会、ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
各教科及び総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する体験学習やボランティア活動の実施校	小学校 13校/13校 中学校 6校/6校 (100%)	小学校 11校/11校 中学校 6校/6校 (100%維持)	学校教育課
福祉体験学習の実施	小学校 6校 中学校 2校 (令和2年度実績)	小学校 11校 中学校 6校	西海市社会福祉協議会

④誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

■それぞれの役割・取組■

市	ユニバーサルデザインに関する情報提供や学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、自分の問題として捉えられるように意識啓発を行います。
	広報紙の色使いや文字に配慮し、読み手に負担をかけないように、ユニバーサルデザインフォントの使用に配慮した作成に取り組みます。
	公共施設のスロープ、段差の解消、トイレの洋式化やおむつ交換台の設置など、バリアフリーのまちづくりを進めます。
	施設等の整備や改善においては、障がいのある人や高齢者など市民の意見を取り入れる場や機会を設けるよう努めます。
社協	福祉体験時にユニバーサルデザインやバリアフリー等の紹介をして、思いやりの心を育み、地域で誰もが安心して住みやすいまちづくりについて考える機会を設けています。
	広報誌の色使いや文字に配慮し、読み手に負担をかけないように、ユニバーサルデザインフォントの使用に配慮した作成に取り組みます。
住民	ユニバーサルデザインやバリアフリー等への理解を深めましょう。
	高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心がけましょう。
	困っている人を見かけたら、手助けするように心がけましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
施設のバリアフリー化	継続	継続	施設所管課
福祉体験学習	継続	継続	西海市社会福祉協議会

(2) ボランティア活動を活性化し、地域の新たな支え合いをつくりだします

本市においては、「市民協働の里づくり」を目指し、ボランティア団体やNPOなどの育成・支援を行い、市民による自主的・主体的な活動を促進しています。

しかし、アンケート調査結果から、町内会の活動以外でのボランティア活動参加の有無について、「ある」と回答した人は3割程度であり、今後、ボランティア活動を広めていくために必要なことについては、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」や「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が高くなっています。また、ヒアリング調査結果からは、団体が抱える課題として、活動を支える参加者の高齢化や若年層の不足が挙げられています。

このため、ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成に努めるとともに、小・中学校においてはボランティア体験などを行い、ボランティア活動への関心や意識を高め、ボランティア活動への参加のきっかけとなるよう、内容の充実に努めます。

また、ボランティア団体やNPOなどの活動の活性化に向けた支援を行うとともに、それにより地域での生活課題の解決に向けた取組の創出につながるよう取り組んでいきます。

さらに、子どもや高齢者、障がいのある人なども、地域で安心して生活できるよう、地域住民や関係団体等と連携し、ボランティア活動による地域ぐるみでの見守り活動の充実に努めます。

① ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成を進めます。

■それぞれの役割・取組■

市	<p>西海市社会福祉協議会が設置している西海市ボランティアセンターが担っているコーディネート業務、相談業務、啓発活動、講座や研修会等を支援します。</p> <p>西海市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成講座や研修、ボランティア体験などの機会を充実し、豊かな経験と知識・技術を持つ高齢者や様々な資格を持つ人など、ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成に努めます。</p>
	<p>公共施設など、既存の資源を有効活用し、地域におけるボランティア活動の拠点として整備を図ります。また、子ども食堂などのボランティア活動の支援を行います。</p>
	<p>認知症があっても住み慣れた地域で生活できるように、認知症を理解し、認知症がある人々を見守り支える認知症サポーターの養成講座を実施します。また、在宅の高齢者を支援する生活支援サポーター、住民主体の通いの場を支える介護予防サポーターの育成に努めます。</p>

社協	ボランティア活動の意義や目的などの正しい理解が深まるよう、広報誌やウェブサイトなどで市民に分かりやすく説明します。
	西海市ボランティアセンターウェブサイトや無料通話アプリ「LINE」公式アカウントなどを活用し、様々な情報提供を行い、市民の関心を高め、活動への参加を促します。
住民	自身が地域福祉の担い手となることを意識しましょう。
	地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
	できることから地域福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
認知症サポーター養成講座	1回/年	10回/年	長寿介護課
ボランティアに関する公民館講座の実施	1回/年	4回/年	社会教育課
ボランティア活動拠点の整備	2か所	2か所 (維持)	こども課
ボランティアに関する情報の提供	随時	随時	西海市社会福祉協議会

②市内の小・中学校と連携し、子どもたちのボランティア体験の機会を充実します。

■それぞれの役割・取組■

市	市内の小・中学校と連携し、各教科及び総合的な学習の時間等において福祉に関する体験学習やボランティア活動などの機会を充実し、福祉教育を推進します。【再掲3-(1)-③】
	福祉施設等の訪問活動など、地域の障がいのある人や高齢者とふれあい、交流する機会を充実し、障がいのある人や高齢者に対する理解の促進を図ります。【再掲3-(1)-③】
	福祉施設等に対してボランティアの受入れや体験学習の場の提供を進めるとともに、小・中学校と連携し、多様なボランティア体験の機会の充実を図ります。

社協	小・中学校で行う福祉体験学習の中で、ボランティアに関する講話を行い、正しいボランティア活動への理解を深めます。
	ボランティアセンターを中心として、市内のボランティア団体や福祉施設などと連携し、小・中学生でも参加しやすいボランティア活動プログラムを研究し実施します。
住民	高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心がけましょう。
	地域の福祉に関心を持ち、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。
	福祉学習やボランティア体験の機会に参加し、自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
各教科及び総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する体験学習やボランティア活動の実施校【再掲3-(1)-③】	小学校13校/13校 中学校6校/6校 (100%)	小学校11校/11校 中学校6校/6校 (100%維持)	学校教育課
福祉体験学習の実施【再掲3-(1)-③】	小学校6校 中学校2校 (令和2年度実績)	小学校11校 中学校6校	西海市社会福祉協議会

③移動支援・買い物支援など、地域生活課題の解決に結び付くボランティア活動の創出を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	地域住民や地域の商店・企業、各種団体等の連携・協力により、高齢者や障がいのある人の買い物支援や移動支援など、身近な地域での生活課題を解決するためのボランティア活動の創出を支援します。
社協	地域での生活課題を解決するための地域活動やボランティア活動の創出のためには、地域の課題を地域住民で共有することが必要です。その機能を地域福祉連絡会が担えるよう研究し支援します。
住民	地域で支え合うために何ができるか考えてみましょう。
	地域で行われている活動に関する情報を積極的に得るようにしましょう。
	興味を持った地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。

④ボランティア団体等の活動を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	西海市社会福祉協議会が設置している西海市ボランティアセンターが担っているコーディネート業務、相談業務、啓発活動、講座や研修会等を支援します。
	個人・団体など様々なボランティア・NPO活動を把握するとともに、公的施設などの場の提供、活動に関する情報の収集・発信などを行い、ボランティア団体やNPO等の活動を支援します。
社協	ボランティア団体向けの助成金制度を創設し活動を支援します。
	ボランティアセンターにおいて、活動内容が共通するボランティア同士のネットワークづくりを支援します。
	ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する相談や、新規にボランティア団体を立ち上げる際の相談支援を行います。
	ボランティアセンターにおいて、ウェブサイトや無料通話アプリ「LINE」公式アカウントを通じた情報提供や相談支援を行います。
住民	地域活動やボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
	地域でどのような活動が行われているか調べてみましょう。
	地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
ボランティア団体活動助成金	4 団体	10 団体	西海市社会福祉協議会

⑤地域における様々な見守り活動を充実します。

■それぞれの役割・取組■

市	地域ぐるみで学校の安全体制を充実するため、各小・中学校において地域住民による児童の登下校時の見守り活動を行っています。今後も、活動への積極的な参加を促すなど、活動の拡充を図ります。
	地域での見守り活動に関する情報提供や啓発活動を進めるとともに、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域の団体・組織・事業者などの連携を図り、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などに対する見守り活動を充実します。
	地域住民に対し、消費者トラブル防止講演会や、消費者生活に関する出前講座を実施し、消費者トラブルに関する啓発に努めます。
社協	広報誌やわいわいサロンなどで、消費者被害についての情報を発信するとともに、警察と連携した啓発活動を行います。
	見守り活動を通じて気づいたことが生かされるよう、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域の団体・組織・事業者などと連携を図ります。
	児童の登下校時の見守り活動を行っているボランティア団体への支援を継続して行います。
住民	身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう。
	あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
	児童生徒の登下校時間に合わせて、散歩など外出するよう心がけましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
登下校の見守り支援実施校	小学校13校/13校 中学校6校/6校 (100%)	小学校11校/11校 中学校6校/6校 (100%維持)	学校教育課
安心見守りネットワークへの協力事業所	17事業所	17事業所	長寿介護課
消費者生活に関する出前講座参加人数(新規)	511人/年	550人/年	市民課

(3) 地域に、ふれあい・交流の場となる拠点・活動をつくります

近年、少子高齢化による家族構成の変化やライフスタイルの多様化等により、地域社会におけるつながりが希薄化しています。アンケート調査結果からも、地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくうえで課題となることとして、「近所づきあいが減っていること」が最も高くなっています。

一方で、地域の中には、交流やふれあいの活動が行われる公民館や児童館、公園などの様々な場があります。地域福祉の推進には、地域でのふれあいや交流から日常的なつきあいを深めることで、地域におけるつながりを築き、強めていくことが大切です。

本市では、身近な地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが、地域で孤立することなく安心して生活することができるよう、小地域ネットワーク活動の一つとして、誰もが広く利用できるサロンや地域のイベントなど、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実に努めます。また、それにより、地域住民が連携・協力して進める見守り・訪問活動が行われる環境づくりを推進します。

さらに、こうした場を活用し、地域でのふれあいや交流を創出する機会となるイベントや行事等への支援を行います。

①地域の交流拠点（広場）づくりを進めます。

■それぞれの役割・取組■

市	現在、公民館等を拠点とした高齢者の集いの場である「わいわいサロン」、子育て支援においては地域子育て支援拠点事業として児童館等での相談・交流の場が設けられています。
	今後も、総合支所、地区の公民館、児童館などを活用し、身近な地域において、子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが広く利用でき、気軽に集い、交流を深めることができる各種サロン活動、公民館活動の充実に努めます。
	子ども食堂など自主的な活動を行うグループの結成、サロンやいきいき百歳体操などの集いの場の開催について、企画運営への調整や情報提供などの支援の充実に努めます。また、認知症の人、その家族、地域の人々が気軽に集える認知症カフェを実施します。
	現在、民間の保育所等が実施している子育て支援拠点事業（子育て支援センター）8か所に対し、助成を行っています。また、ボランティア活動の拠点として、西彼生き生き交流館及び大島児童館の管理運営を行います。
社協	福祉総合講座を開催し、住民に集いの場を提供します。(崎戸町)
	わいわいサロンや福祉団体*などの集いに出向き、困りごとや悩みごとを気軽に相談できる機会を増やします。
	市が整備したボランティア拠点が有効に活用できるよう、ボランティアセンターがボランティア団体と市の橋渡しを行います。

住民	地域の様々な集いや交流の場に行ってみましょう。
	関心のある活動の運営に参加してみましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
わいわいサロンの拡充	44 団体/年	50 団体/年	長寿介護課
いきいき百歳体操実施箇所数 (平成29年度より追加)(新規)	11 箇所/年	15 箇所/年	長寿介護課
地域子育て支援拠点事業	8 箇所	8 箇所 (維持)	こども課
ボランティア活動拠点の整備 【再掲3-(2)-①】	2 箇所	2 箇所 (維持)	こども課
福祉総合講座の開催	8 講座	8 講座 (維持)	西海市社会福祉協議会

②地域の様々な行事やイベント等の活性化を支援します。

■それぞれの役割・取組■

市	地域の行事やイベント、地域活動等について情報を集約するとともに、広報紙やウェブサイト等を通じて、情報提供の充実を図ります。
	高齢者や障がいのある人、子どもなど誰もが気軽に参加しやすい、地域での交流やふれあいの機会、行事やイベント等の開催を支援します。
	市民の自主的な子育て支援活動に対して補助を行うとともに、市のウェブサイトなどで周知を図ります。
社協	地域の行事やイベント等で活用してもらうため、各種イベント用品やレクリエーション用品等の貸出しを無償で行います。
	地域住民に広報誌やウェブサイトで地域の行事やイベント等の情報を発信し、積極的に参加してもらうよう努めます。
住民	地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めましょう。
	地域活動に参加しましょう。
	地域のサークルや団体同士との積極的な交流を図りましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域の行事やイベント等を広報紙等で毎月知らせる	広報紙等に毎月掲載	広報紙等に毎月掲載 (維持)	政策企画課、健康ほけん課、福祉課、こども課、長寿介護課
各種イベント用品の貸出し	継続	継続	西海市社会福祉協議会

(4) 公民協働で地域を支える基盤をつくります

地域福祉の推進に当たっては、お互いを思いやる心を持ち、共に支え合う地域主体の取組が重要であるとともに、福祉サービスの充実においても、より地域に密着したサービスを提供する上では、市と地域が協働して、地域の生活課題に取り組んでいくことも重要となります。

アンケート調査結果からは、西海市の福祉を地域住民と行政が協働して充実していくべきかについて、「そう思う」は7割近くとなっています。

このため、本計画の推進に当たっては、地域福祉連絡会との連携を強化し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、市や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を更に強化し、それぞれの役割のもとでの協働によって、多様な地域課題の解決に向けた地域福祉の推進を図ります。

①保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1 - (2) - ②】

■それぞれの役割・取組■

市	イベント時の周知活動、西海市ウェブサイトや広報紙の活用など、様々な方法により保健・医療・福祉に関するサービスの情報発信に努めます。
	地域の福祉課題の早期発見や解決、地域の見守り活動を目的とする「地域福祉連絡会」と連携し、福祉サービスの情報提供及び要支援者の把握に努めます。
	市保育会及び市学童連絡協議会等の関係機関との情報交換に努め、課題についての情報共有や解決を図ります。
	市が所有する Facebook アカウント等の SNS を活用し、保健・医療・福祉に関するサービスの情報発信に努めます。
社協	社協だよりやウェブサイトなどを活用し、住民に分かりやすい福祉情報の提供に努めます。
住民	市、関係機関等が発信する情報への関心を持ち、情報を積極的に活用しましょう。
	口コミや SNS で福祉情報を周りの人にも伝えましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域福祉連絡会との連携	29回/年	50回/年	長寿介護課
社協だよりの発行	12回/年	12回/年	西海市社会福祉協議会
ウェブサイトでの情報提供	随時	随時	西海市社会福祉協議会

②市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。
【再掲 1 - (1) - ①】

■それぞれの役割・取組■

市	<p>高齢者における地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実と連携強化を図ります。</p> <p>児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の専門分野ごとに情報共有の充実や連携強化を図ります。各々の専門分野の会議は代表者会議、実務者会議、個別ケース会議に構成され、代表者会議において支援に関する全体的な事項を協議、調整し、実務者会議、個別ケース会議において困難ケースに関する支援方法の検討を行います。</p>
	<p>各分野にまたがるケースの連絡調整や情報の共有、処遇困難なケースの検討を行うなど専門分野間の連携強化を図ります。</p>
	<p>専門分野別の会議の代表者、関係施設の代表者、地域の代表者、学識者等によって構成される西海市地域福祉推進会議を開催し、市全域の福祉に関する情報共有や意見交換を行います。同会議において、本計画における行政施策や市民・関係機関の取組状況などについて、毎年度、計画の推進状況の総合的な把握及び評価、必要に応じて取組内容の見直しを行います。</p>
	<p>民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>地域福祉連絡会に参加し、地域の高齢者等の状況を把握するとともに、関係機関と協働して生活支援体制の整備や災害時の高齢者等の支援活動を行います。</p>
社協	<p>福祉推進員と地域福祉連絡会の役割について住民に分かりやすく紹介し、活動への理解と協力を求めます。</p>
	<p>地域福祉連絡会が地域の生活課題の早期発見と共有、解決に向けた協議の場になるよう研究・支援します。</p>
	<p>地域福祉連絡会に専門職が参加し、地域の課題や問題について相談できる体制づくりを進めます。</p>
住民	<p>日常的な近所づきあいの中で、あいさつや声かけを心がけましょう。</p>
	<p>福祉推進員の役割を理解しましょう。</p>
	<p>地域福祉連絡会の役割を理解しましょう。</p>
	<p>日常的な見守りからの気づきを行政区長や民生委員・児童委員、福祉推進員につなげましょう。</p>

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
西海市地域福祉推進 会議の開催	1回/年	1回/年	福祉課
地域福祉連絡会の開 催(80か所)	1～2回/年	2回/年	西海市社会福祉協議 会

③市民協働による里づくりを推進します。

■それぞれの役割・取組■

市	これからのまちづくりには市民と行政が一体となった協働による取組が求められています。今後も引き続き、市民と行政との協働による体制づくりに努めるとともに、ボランティア団体やNPO等の市民参画を促進し、まちづくりの基本を定めた条例の整備についても調査・研究を進めていきます。
	地域の現状や課題、ニーズ等の把握に努め、市民協働による取組の支援や助言を行います。
	社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行うとともに、取組の情報提供を行います。(新規)
社協	市民と行政が一体となった協働による取組ができるよう、関係機関との橋渡しを行います。
住民	各種サークルや団体等の様々な地域コミュニティに積極的に参加しましょう。
	地域の人々だけでは難しい取組等について、行政と話し合しましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
さいかい力創造支援 事業補助金の新規支 援対象件数	9件 直近5年間 (H28～R2)	10件	政策企画課
ボランティア団体活 動助成金	4団体	10団体	西海市社会福祉協議 会

基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して

(1) 災害時や緊急時の支援体制を確立します

本市においては、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の増加が続いています。また、アンケート調査結果からは、毎日の生活の中で困っていること、不安に思っていることとして、「地震や風水害などの災害時の対応のこと」が約2割となっており、障がいのある人や高齢者など、災害時や緊急時の避難に不安を感じている人が少なくないものとうかがわれます。一方で、災害に対する備えとして、「とくに何もしていない」が半数を超えています。

本市では、「西海市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しており、高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進めるとともに、災害発生時や緊急時に適切な対応が可能となるよう、避難支援体制の充実を図っています。

今後も、日頃から、見守り活動をはじめ地域住民の協力により災害時や緊急時における要支援者の把握を行い、支援体制の強化を図ります。

さらに、防災知識の普及、啓発等により一人ひとりの防災に関する意識を高めるとともに、地域の各種組織・団体の連携により、地域の防災力向上を図ります。

①「西海市地域防災計画」と連携し、「西海市避難行動要支援者避難支援計画」を地域福祉の視点から一層充実させます。

■それぞれの役割・取組■

市	「西海市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、平常時から要支援者の把握を行うとともに、避難場所や避難経路の確認、点検を行います。
	防災講演会や防災出前講座を実施し、地域の防災力向上に努めます。
	非常持出品の備えや避難時の心構え、避難場所の周知など防災知識の普及・啓発に努めます。
社協	75歳以上のひとり暮らしの人を対象に「非常持ち出し袋」を配布し、防災への意識を高める活動を行います。
	災害ボランティアセンターの仕組みや役割について、市民の理解が深まるよう、ウェブサイトや広報誌を通じて情報提供を行います。
住民	災害時における要配慮者の把握への理解を深め、協力しましょう。
	地域の防災訓練や防災について学ぶ機会があれば、積極的に参加しましょう。
	要配慮者の情報を地域で共有し、行政や社会福祉協議会、関係機関・団体との協力体制を築きましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
災害に関する講習会の開催	12回/年	12回/年	防災基地対策課
歳末たすけあい募金運動時の非常持ち出し袋の配布	1回/年	1回/年	西海市社会福祉協議会

②災害時・緊急時の支援体制づくりに取り組みます。

■それぞれの役割・取組■

市	防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導等の支援体制など、平常時並びに災害発生時や緊急時における要支援者の避難支援体制の確保に努めます。
	避難行動要支援者名簿の整備・更新作業を行い、要支援者の把握に努めるとともに、警察、行政区長、社会福祉協議会、民生委員・児童委員へ情報提供を行い、避難行動要支援者の安全確保に努めます。
	住民主体の地域福祉連絡会において、地域の高齢者や要支援者の情報を地区の役員や民生委員・児童委員、福祉推進員及び社会福祉協議会と共有し、緊急時の対応に役立てられる支援方法を検討します。
社協	自主防災組織*や地域福祉連絡会、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を図り、要支援者の把握や避難場所、避難経路の確認、点検などを支援します。
	年1回行われる西海市総合防災訓練において、住民参加型の災害ボランティアセンター設置訓練を行い、災害発生時の初期対応やボランティア受入れについて市民の理解を深めます。
住民	地域で見守るべき人が誰なのかを把握しましょう。
	避難場所や避難経路、避難時の連絡体制の確認をしましょう。

■成果指標■

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和7年度)	担当課
要支援者の情報共有・連携	4組織	4組織 (維持)	福祉課
個別支援計画策定数 (新規)	0%	要支援者数の80%	福祉課
自主防災組織の結成数	82組織	84組織 (100%維持)	防災基地対策課
災害ボランティアセンター設置訓練の実施	1回/年	1回/年	西海市社会福祉協議会

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

本計画の目標とする将来像「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」「みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい」の実現を目指すためには、地域と行政、社会福祉協議会との協働による取組が不可欠です。

このため、本計画の推進に当たっては、行政・社会福祉協議会だけでなく地域福祉の様々な担い手が特徴や能力を生かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

(1) 市民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する市民自身です。市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

また、地域福祉を推進するには、地域の住民一人ひとりが地域の生活課題や福祉課題に興味を持ち、行動することが重要です。

そのために、まずは地域の行事や会合等に積極的に参加することで、住民が自らの地域を知ることが重要です。

そのような活動を通じて、住民一人ひとりが、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参画することが求められます。

(2) 福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質の向上、人員の育成、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知を図り、他のサービス提供者と連携して取り組むことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、相談機能の充実や各種研修会への講師派遣、交流の場の提供といった形での参画が更に求められます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする様々な事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

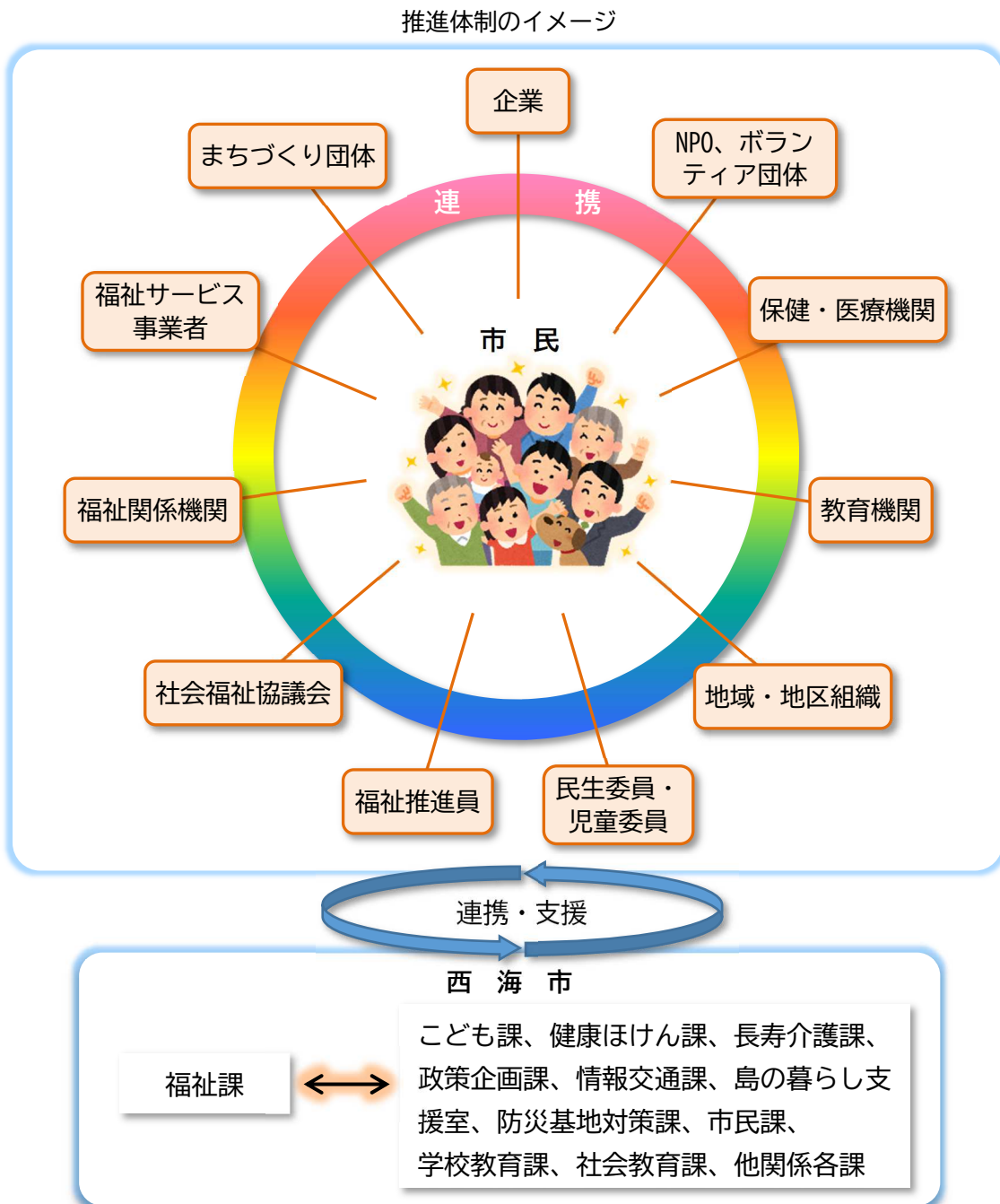
本計画においても、西海市社会福祉協議会が西海市における地域福祉活動の重要な担い手となり、「西海市地域福祉計画」と「西海市地域福祉活動計画」が相互に連携を図りながら各取組を推進していきます。

(4) 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進することが重要です。国や県が今後施行する新たな法制度への対応や、その周知に関する迅速な対応が求められます。

また、多様化する市民の福祉ニーズに対応すべく、市民のニーズや地域特性の把握に努め、実態に即した施策の立案・推進に努める必要があります。

そのため、西海市福祉課が中心となって、庁内の関係各課・各総合支所間で緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって西海市の地域福祉施策を推進していくことが求められます。



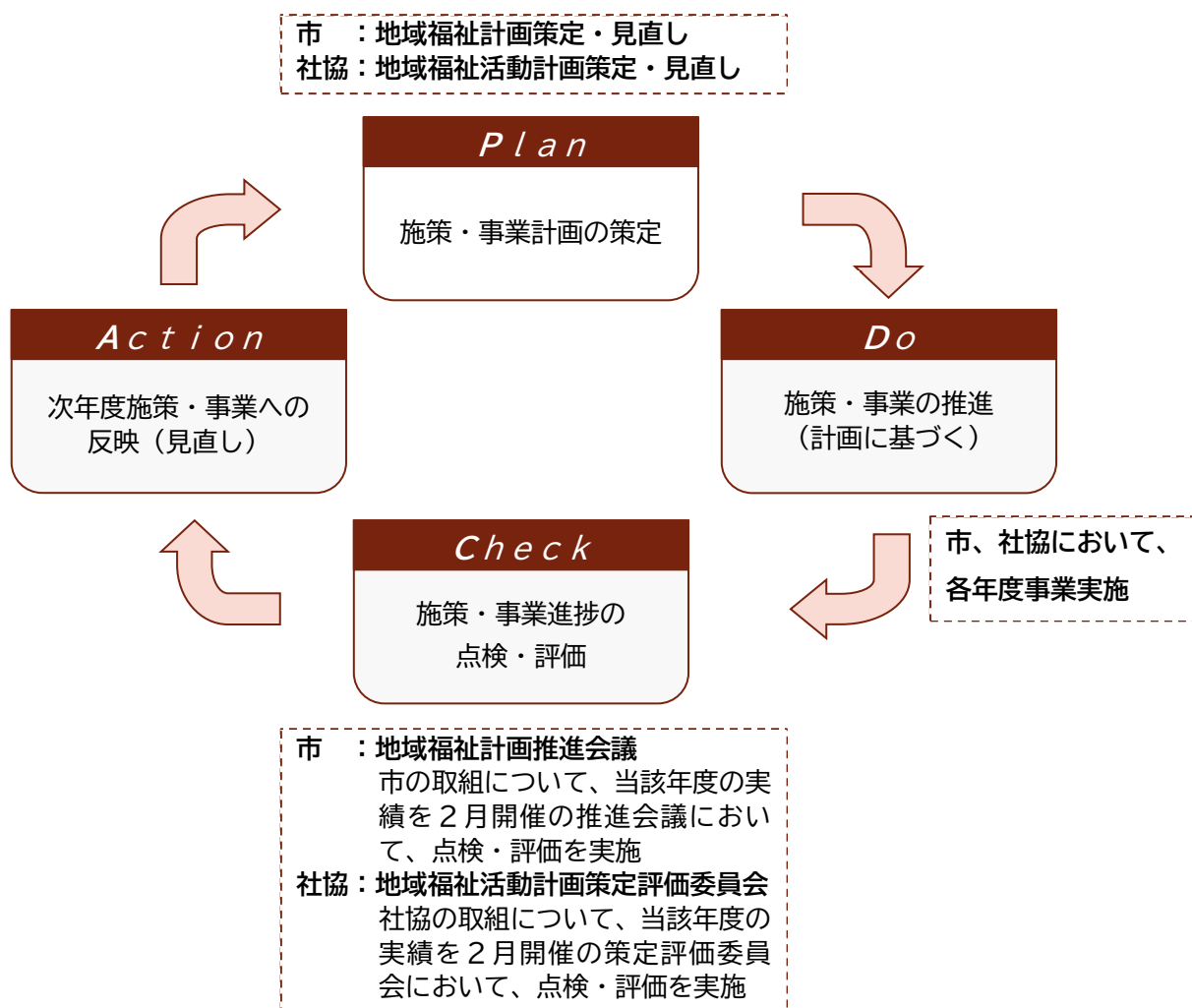
2. 計画の進行管理

本計画は地域福祉の担い手である様々な関係機関や組織の代表者からなる「西海市地域福祉推進会議(地域福祉計画)」と「地域福祉活動計画策定評価委員会(地域福祉活動計画)」において、情報の共有と連携を図りながら総合的に推進するとともに、毎年度、行政による施策の推進や市民・関係機関の取組など、計画の推進状況の総合的な把握を、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルを活用しながら行います。

社会状況の変化や事業の進捗状況により、取組の内容や目標値の変更が必要な場合には、「西海市地域福祉推進会議」及び「地域福祉活動計画策定評価委員会」において協議し、見直しを行うこととします。

また、市民が地域福祉に対する理解を深め、具体的な行動に移すことができるよう、計画の推進状況については、西海市及び社会福祉協議会ウェブサイトや広報紙において適宜市民に公開していきます。

PDCAサイクルのイメージ



1. 西海市地域福祉推進会議設置条例

平成23年3月31日西海市条例第15号

(設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく西海市地域福祉計画を推進するとともに、福祉に関する情報の共有及び総合的な連携を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 西海市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 西海市地域福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (3) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野における情報、課題等に係る総合調整及び連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、西海市において地域福祉を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者
- (2) 社会福祉関係の施設又は事業者の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の推進会議の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係人の出席等)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定に準じて実費弁償を支給する。
(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。
(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(西海市地域福祉計画策定委員会設置条例の廃止)
 - 2 西海市地域福祉計画策定委員会設置条例（平成21年西海市条例第22号）は、廃止する。

2. 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 西海市が策定する地域福祉計画と一体となり、地域福祉の活動を推進するために、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地域福祉活動計画策定評価委員会（以下「策定評価委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関する事
- (2) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事
- (3) 地域福祉活動計画の評価に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉活動計画の推進に関する事

(組織)

第3条 策定評価委員会は、策定評価委員(以下「委員」という。) 17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉等の施設又は事業所の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本会会長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、策定評価委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

(会議)

第6条 策定評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合は、本会会長が招集する。

2 策定評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定評価委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(委員の報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、本会の役員等の報酬及び費用弁償規程に定めるところにより支給する。

2 第6条第3項の規定により出席した関係人の日当及び旅費については、本会の役職員等の旅費支給規定に定めるところにより支給する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱及び社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱は、平成27年3月31日に廃止する。

3 この要綱は、平成27年11月2日に改正し、施行する。

3. 策定の経緯

(1) 地域福祉計画

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和2年1月30日 ～2月18日	地域福祉市民意識調査の実施	
令和2年8月6日 ～8月31日	地域福祉計画策定のための関係団体ヒアリング調査	
令和2年8月27日	第1回地域福祉推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の交付 ・ 計画の策定スケジュールについて ・ 計画の策定に向けて <ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉計画とは ② 今回の改正で盛り込むべき事項 ③ 地域福祉市民意識調査報告書について
令和2年10月29日	第2回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期地域福祉計画の前半部分について <ol style="list-style-type: none"> ① 第1章 計画策定に当たって ② 第2章 地域福祉を取り巻く状況
令和2年11月25日	地域福祉計画策定に係る基本施策等の内容確認説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画とは ・ 基本目標、基本施策、具体的な取組の内容確認について <ol style="list-style-type: none"> ① 基本目標、基本施策、具体的な取組内容の確認、成果指標の設定見直しについて ② 西海市第2期総合計画の「施策」との整合性について ③ 内容確認等スケジュールについて
令和2年12月22日	第3回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉計画 第1章～第2章 ② 地域福祉計画 第3章～第5章 ③ 今後のスケジュール
令和3年1月13日 ～1月27日	パブリックコメント	
令和3年2月16日	第4回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントについて ・ 第3期西海市地域福祉計画の策定について (計画書全体をとおして)
令和3年2月25日	市長へ答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書の提出
随時	西海市社会福祉協議会との打合せ	地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定の手法 ・ スケジュール ・ 基本理念、目標、施策の検討

(2) 地域福祉活動計画

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和2年6月26日 7月28日 8月28日 9月25日 10月9日 11月25日 12月7日 12月14日 令和3年1月19日 2月10日	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期地域福祉活動計画の評価 ・第3期地域福祉活動計画について <ol style="list-style-type: none"> ①計画策定スケジュールについて ②基本目標・基本施策・取組内容の検討 ③西海市地域福祉計画との整合性について ④説明文の修正や見直し ⑤概要版製作に係る修正や見直し ⑥今後の取り組みについて
令和2年8月17日 9月14日 12月1日 12月21日 令和3年1月5日 1月18日 2月2日 2月15日	管理職会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉活動計画の方向性について ・作業部会検討内容の報告 ・地域福祉活動計画策定評価委員会の提出資料について ・地域福祉活動計画策定評価委員会報告
令和2年12月22日	第1回地域福祉活動計画策定評価委員会（書面審議）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉活動計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> ①第1章 計画策定に当たって ②第2章 地域福祉を取り巻く状況 ③第3章 計画の基本理念と基本目標 ④第4章 施策・活動計画の展開
令和3年2月9日	第2回地域福祉活動計画策定評価委員会（リモート）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉活動計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> ①変更・修正箇所の説明 ②地域福祉活動計画概要版の説明 ③全体を通しての意見交換
令和3年2月24日 3月24日	理事会・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉活動計画の策定（素案）について
随時	西海市役所福祉課との打合せ	<p>地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定の手法 ・スケジュール ・基本理念・目標・施策の検討

4. 西海市地域福祉推進会議委員名簿

令和2年8月1日現在

選出区分		所属団体等	氏名	役職
(1)	障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者	要保護児童地域対策協議会	ヒライワ 平岩 かな	委員
		西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会	キタジマ アツロウ 北島 淳朗	副会長
		障がい者等自立支援協議会	フルシヨウ マサテル 古庄 正輝	委員
(2)	社会福祉関係の施設又は事業者の代表者	西海市福祉施設連絡協議会	イワクラ ミツヨシ 岩倉 光義	委員
(3)	社会福祉関係団体の代表者	西海市社会福祉協議会	ナカオ チカヨ 中尾 千佳子	委員
		西海市身体障害者福祉協会	オオタ ヒロユキ 太田 陽幸	委員
		西海市老人クラブ連合会	ヤマシタ ジュンイチロウ 山下 純一郎	委員
(4)	地域住民の代表者	西海市地域婦人会	クスモト キミコ 楠本 公子	委員
		西海市母子寡婦福祉会	キシカワ ジュンコ 岸川 順子	委員
		西海市手をつなぐ育成会	タガワ よし 田川 よし	委員
		西海市青少年育成協議会	アラキ テルミツ 荒木 昭満	委員
		西海市民生委員児童委員協議会連合会	ウラモト フミノ 浦本 文雄	委員
(5)	学識経験者	長崎国際大学教授	サカモト マサトシ 坂本 雅俊	◎会長
		西彼保健所	キグチ フジエ 木口 富士枝	委員
(6)	市長が適当と認める者	西海市行政区長連絡協議会	ムラタ トシオ 村田 利夫	委員

敬称略・順不同

5. 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

選出区分		氏名	選出所管	所属	役職
(1)	学識経験者	サカモト マサトシ 坂本 雅俊		長崎国際大学	◎委員長
(2)	保健、医療、福祉等の施設又は事業所の関係者	ウツミ タカシ 内海 孝	西彼	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	委員
(3)	福祉団体の関係者	ヤマシタ ジュンイチロウ 山下 純一郎	西海	西海市老人クラブ連合会長	委員
		イソダ トクイチ 磯田 篤市	大島	西海市民生委員児童委員協議会連合副会長	委員
(4)	学校関係者	タニグチ クミヨ 谷口 久美子	西海	西海市校長会長(西海中学校)	委員
(5)	地域住民の代表者	イダ ヒロシ 井田 博	西彼	西彼地区行政区長会長	委員
		ツジ ミチユキ 辻 道行	西海	西海地区行政区長会長	委員
		ムラタ トシオ 村田 利夫	大島	大島地区行政区長会長	委員
		フクオカ アキカズ 福岡 昭和	崎戸	崎戸地区行政区長会長	副委員長
		ニシカワ ヒデトシ 西川 英俊	大瀬戸	大瀬戸地区行政区長会長	委員
(6)	本会会長が適当と認める者	ハヤシ ヒロユキ 林 浩之		西海市福祉課長	委員

敬称略・順不同

6. 用語解説

	用語	解説
あ	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染拡大の予防に向けて、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。
	ウェブサイト	企業などの団体が自身を紹介するため自ら構築したインターネットを使ったサイト。
か	介護予防サポーター	地域の高齢者が自主的・継続的に介護予防を実施していけるよう、実践の先導となる人材・ボランティア。
	寡婦	夫と死別又は離別し再婚していない女性。
	権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどがある高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数に相当するもの。人口を維持できる水準は2.07とされている。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動。
さ	自主防災組織	自治会を中心として、日頃から風水害や地震等の防災に関する知識の普及や避難経路の確認・災害時の準備等について地域で取り組む組織。
	社会資源	福祉施設、ボランティア、行政機関、学校、隣近所、家族、知人、制度、法律など。
	消費者被害	年金や貯蓄など財産を狙った振り込め詐欺や架空請求による金銭的な被害。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象として、財産の管理と身上の監護をするため、家庭裁判所から選任された後見人等が法律に基づき、本人に代わって、契約や手続き等を行い様々な生活支援を行う制度。
た	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
	地域福祉連絡会	行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等で構成し、福祉情報の共有と地域の困りごとを早期発見し、解決を図る協議の場。

	用語	解説
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情に沿って「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・進化が求められている。
	地域包括支援センター	高齢者の介護などの総合的な相談支援機関。保健師と社会福祉士、主任ケアマネジャーが常駐し、地域の介護や医療福祉関係者等と連携して、高齢者や家族の支援を行う機関。
な	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した生活が営めるように、福祉サービスの利用援助、金銭管理などを行う事業。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
は	福祉推進員	隣近所の目くばり・気くばりから地域の福祉課題を早期発見・解決につなぐため、西海市では約40世帯に1人を目安に行政区長の推薦により、社協会長が委嘱する福祉の推進者のこと。
	福祉体験	車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験等を通じて、思いやりの心を育むこと。
	福祉団体	老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、療育を考える会など。
	保護司	法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。
ま	民生委員・児童委員	地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係機関の業務へ協力する人。
や	ユニバーサルデザイン	障がいのある人を特別に対象とするのではなく、できるだけ多くの人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするというものづくりの考え方。
わ	わいわいサロン	高齢者の家庭への閉じこもりを防止し、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むため、地域の公民館等を利用して交流や生きがい活動を行う事業のこと。

7. 第2次西海市総合計画における細施策番号

基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 日常の生活圏で問題を相談・解決できる仕組みをつくります	
①市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
②問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。	3-2-2-1 3-2-2-2
③市民や地域の関係者が行う地域活動と連携し、地域における見守りネットワーク活動の充実を推進します。	1-3-2-3
(2) 福祉サービスの情報を総合的、迅速に提供できる仕組みをつくります	
①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。	1-1-3-5 1-2-1-5 1-3-3-5 1-3-4-5 1-4-1-1
②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
③誰もが分かりやすい情報のバリアフリー化を進めます。	1-4-1-1 1-4-4-1
(3) 過疎集落等地域での福祉サービス利用方法の改善を進めます	
①高齢化率の高い集落や過疎地域の地域福祉連絡会との連携を図り、生活を守る福祉サービスの充実を努めます。	1-3-4-1 1-3-4-2 4-1-1-3
②多様な移動手段の確保・保障に努めます。	1-3-1-2 1-4-4-2 3-6-1-2
③離島地域の医療体制の確保に努めます。	3-2-1-3
(4) 福祉サービス利用者への支援、地域ぐるみの健康づくりへの支援を充実します	
①権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し利用を促進します。	1-3-2-5
②福祉サービスへの苦情に迅速に対応します。	
③必要に応じて福祉の専門職員や看護師、保健師などが地域に出向き、市民の健康と福祉を支援します。	1-2-1-2 1-2-1-4
④心の健康づくりを支援します。(新規)	1-2-1-7 1-5-2-4
⑤再犯防止の取組を進めます。(新規)	3-1-6-1
(5) 生活困窮者の自立支援を促進します	
①生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者の抱える問題に対して支援を行います。	3-3-4-1 3-3-4-2
②地域と様々な分野との連携を通じて生活困窮者を支援します。	3-3-4-3

基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 保健・医療・福祉の地域ネットワークをつくります	
①問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。【再掲1-(1)-②】	3-2-2-1 3-2-2-2
②障がいのある人・児童・高齢者など対象者別の専門職のネットワークを構築し、課題の迅速な解決に努めます。	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
③市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
(2) 市内の専門職の研修・連携を支援します	
①対象者別単位の専門職ネットワークごとに、多職種連携を中心とした研修を支援します。	1-1-2-3 1-3-2-2 1-4-3-6
②専門職種ごとの活動、研修を支援します。	1-1-2-3 1-3-2-2 1-4-3-6
③地域における福祉人材の確保を支援します。	1-3-4-4

基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 地域福祉への理解を促進する活動を強化します	
①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。【再掲1-(2)-①】	1-1-3-5 1-2-1-5 1-3-3-5 1-3-4-5 1-4-1-1
②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
③市内の小・中学校と連携し、子どもたちの福祉への理解を促進する活動を推進します。	1-4-1-1 1-5-1-3 1-5-2-1
④誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	1-1-2-4 1-4-4-1 3-4-1-1 3-6-2-1 3-12-2-2

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(2) ボランティア活動を活性化し、地域の新たな支え合いをつくりだします	
①ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成を進めます。	1-3-2-2 4-1-2-2
②市内の小・中学校と連携し、子どもたちのボランティア体験の機会を充実します。	1-5-2-1
③移動支援・買い物支援など、地域生活課題の解決に結び付くボランティア活動の創出を支援します。	4-1-2-1 4-1-2-3
④ボランティア団体等の活動を支援します。	4-1-2-1 4-1-2-3
⑤地域における様々な見守り活動を充実します。	1-3-2-3
(3) 地域に、ふれあい・交流の場となる拠点・活動をつくります	
①地域の交流拠点（広場）づくりを進めます。	1-3-1-5 3-11-1-1
②地域の様々な行事やイベント等の活性化を支援します。	1-1-1-8
(4) 公民協働で地域を支える基盤をつくります	
①保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
②市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	1-3-2-4
③市民協働による里づくりを推進します。	4-1-2-4 4-4-2-4

基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 災害時や緊急時の支援体制を確立します	
①「西海市地域防災計画」と連携し、「西海市避難行動要支援者避難支援計画」を地域福祉の視点から一層充実させます。	3-1-3-1
②災害時・緊急時の支援体制づくりに取り組みます。	3-1-2-2 3-1-3-2

第3期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：西海市

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

発行年月：令和3年3月

■西海市

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸壱浦郷 2222 番地

電話番号：0959-37-0069

F A X：0959-29-0050

URL <https://www.city.saikai.nagasaki.jp/>

■社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

〒851-3506

長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

電話番号：0959-29-4081

F A X：0959-29-4082

URL <http://www.shakyo-saikai.jp/>
